

目 次

○第1号（12月1日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
事務局職員出席者	3
開会・開議	4
町長挨拶	4
諸般の報告	4
日程第 1 会議録署名議員の指名	4
日程第 2 会期の決定	5
日程第 3 議案第71号 吉岡町議会議員及び吉岡町長の選挙運動の公費負担に関する条例	5
日程第 4 議案第72号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	8
日程第 5 議案第73号 吉岡町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	10
日程第 6 議案第74号 吉岡町学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	11
日程第 7 議案第75号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	13
日程第 8 議案第76号 吉岡町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例	14
日程第 9 議案第77号 延滞金の割合等の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例	15
日程第10 議案第78号 町道路線の認定・廃止について	18
日程第11 議案第79号 令和2年度吉岡町一般会計補正予算（第7号）	20
日程第12 議案第80号 令和2年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第2号）	27
日程第13 議案第81号 令和2年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	28

日程第14	議案第82号	令和2年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正 予算(第2号)	30
日程第15	議案第83号	令和2年度吉岡町水道事業会計補正予算(第3号)	31
日程第16	議案第84号	令和2年度吉岡町下水道事業会計補正予算(第3号)	32
日程第17	諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について	34
日程第18	請願第1号	県有施設「群馬県ライフル射撃場」廃止の中止を求 める請願	35
日程第19	陳情第1号	父母による子どもの共同養育に関する陳情	37
日程第20	陳情第2号	安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健 康を守るための陳情	37
散	会	37

○第2号(12月2日)

議事日程	第2号	39
本日の会議に付した事件	39
出席議員	40
欠席議員	40
説明のため出席した者	40
事務局職員出席者	40
開	議	41
日程第1	一般質問	41
	◇飯塚憲治君	41
	◇廣嶋 隆君	57
	◇小林静弥君	73
	◇坂田一広君	93
散	会	112

○第3号(12月3日)

議事日程	第3号	113
本日の会議に付した事件	113
出席議員	114
欠席議員	114
説明のため出席した者	114

事務局職員出席者	114
開 議	115
日程第 1 一般質問	115
◇金谷康弘君	115
◇小池春雄君	132
散 会	148

○第4号（12月8日）

議事日程 第4号	149
本日の会議に付した事件	150
出席議員	153
欠席議員	153
説明のため出席した者	153
事務局職員出席者	153
開 議	154
日程第 1 議案の撤回の件	154
日程第 2 委員会議案審査報告（総務産業・文教厚生 各常任委員長報告）	154
日程第 3 議案第71号 吉岡町議会議員及び吉岡町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例	158
日程第 4 議案第72号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	158
日程第 5 議案第73号 吉岡町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	159
日程第 6 議案第74号 吉岡町学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	159
日程第 7 議案第75号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	159
日程第 8 議案第76号 吉岡町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例	160
日程第 9 議案第77号 延滞金の割合等の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例	160
日程第10 議案第78号 町道路線の認定・廃止について（撤回）	161
日程第11 議案第79号 令和2年度吉岡町一般会計補正予算（第7号）	161
日程第12 議案第80号 令和2年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算	

	(第2号)	161
日程第13	議案第81号 令和2年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算 (第3号)	162
日程第14	議案第82号 令和2年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正 予算(第2号)	162
日程第15	議案第83号 令和2年度吉岡町水道事業会計補正予算(第3号)	162
日程第16	議案第84号 令和2年度吉岡町下水道事業会計補正予算(第3号)	163
	日程の追加	163
追加日程第1	議案第90号 町道路線の認定・廃止について	164
	日程の追加	165
追加日程第2第1	委員会議案審査報告(総務産業常任委員長報告)	165
追加日程第2第2	議案第90号 町道路線の認定・廃止について	166
日程第17	請願の付託案件審査報告(総務産業常任委員長報告)	166
日程第18	総務産業常任委員会の閉会中の継続審査の申し出について	167
日程第19	陳情の付託案件審査報告(文教厚生常任委員長報告)	167
日程第20	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について	168
日程第21	陳情第2号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健 康を守るための陳情	168
日程第22	議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について	173
日程第23	総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について	173
日程第24	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について	173
日程第25	議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について	173
日程第26	予算決算特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について	173
日程第27	地域開発対策特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について	173
日程第28	人口問題対策特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について	173
日程第29	議会議員の派遣について	175
	町長挨拶	175
	閉会	176

令和2年第4回吉岡町議会定例会会議録第1号

令和2年12月1日（火曜日）

議事日程 第1号

令和2年12月1日（火曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第71号 吉岡町議会議員及び吉岡町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第 4 議案第72号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第 5 議案第73号 吉岡町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第 6 議案第74号 吉岡町学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第 7 議案第75号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第 8 議案第76号 吉岡町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第 9 議案第77号 延滞金の割合等の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第10 議案第78号 町道路線の認定・廃止について
(提案・質疑・付託)
- 日程第11 議案第79号 令和2年度吉岡町一般会計補正予算（第7号）
(提案・質疑・付託)
- 日程第12 議案第80号 令和2年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第2号）
(提案・質疑・付託)
- 日程第13 議案第81号 令和2年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
(提案・質疑・付託)

- 日程第14 議案第82号 令和2年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
（提案・質疑・付託）
- 日程第15 議案第83号 令和2年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）
（提案・質疑・付託）
- 日程第16 議案第84号 令和2年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第3号）
（提案・質疑・付託）
- 日程第17 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について
（提案・質疑・討論・表決）
- 日程第18 請願第 1号 県有施設「群馬県ライフル射撃場」廃止の中止を求める請願
（趣旨説明・付託）
- 日程第19 陳情第 1号 父母による子どもの共同養育に関する陳情
（付託）
- 日程第20 陳情第 2号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情
（付託）
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12人）

1番	小林 静 弥 君	2番	富岡 栄 一 君
3番	飯塚 憲 治 君	4番	廣嶋 隆 君
5番	富岡 大 志 君	6番	金谷 康 弘 君
8番	村越 哲 夫 君	9番	坂田 一 広 君
11番	岩崎 信 幸 君	12番	平形 薫 君
13番	小池 春 雄 君	14番	山畑 祐 男 君

欠席議員（1人）

10番 飯島 衛 君

説明のため出席した者

町 長	柴崎 徳一郎 君	副 町 長	野村 幸 孝 君
教 育 長	山口 和 良 君	総 務 課 長	高田 栄 二 君
企画財政課長	高橋 淳 巳 君	住 民 課 長	中島 繁 君
健康子育て課長	米沢 弘 幸 君	介護福祉課長	寺島 悦 子 君
産業観光課長	岸 一 憲 君	建 設 課 長	大澤 正 弘 君
税務会計課長	中澤 礼 子 君	上下水道課長	笹 沢 邦 男 君
教育委員会事務局長	小林 康 弘 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長 福 島 良 一 主 事 田 中 美 帆

開会・開議

午前9時30分開会・開議

議長（山畑祐男君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので令和2年第4回吉岡町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

町長挨拶

議長（山畑祐男君） 柴崎町長から発言の申入れがありましたので、これを許可いたします。
町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

令和2年第4回吉岡町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

本日、12月定例議会が議員各位の出席の下、開会できますことに、心から感謝と御礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、コロナ禍におかれましても臨時会や研修等に積極的に取り組んでいただきましたことに感謝を表します。誠にありがとうございます。

さて、本定例会では、吉岡町議会議員及び吉岡町長の選挙における選挙運動の費用負担に関する条例をはじめとする議案15件を上程させていただきました。何とぞ慎重審議いただき、可決くださいますようお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

本日は、大変お世話になります。

諸般の報告

議長（山畑祐男君） これより諸般の報告をいたします。

お手元に配付してある書面のとおりです。それをもって諸般の報告といたします。

議事日程（第1号）により会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（山畑祐男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、5番富岡大志議員、6番金谷康弘議員を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（山畑祐男君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の決定は、議会運営委員会に付託してありますので、平形委員長からの委員長報告を求めます。

平形議員。

〔議会運営委員長 平形 薫君登壇〕

議会運営委員長（平形 薫君） 12番平形です。

議会運営委員会からの報告を行います。

去る11月20日金曜日、午前9時半から全員協議会室において、委員全員、議長、副議長、執行側からは町長、副町長、教育長、関係課長の出席の下、議会運営委員会を開催し、令和2年第4回定例会の会期及び会期日程について協議をいたしました。

本定例会の会期は、本日12月1日火曜日から12月8日火曜日までの8日間です。

一般質問は12月2日水曜日と12月3日木曜日の2日間です。

なお、会期日程の詳細につきましては、お手元に配付したとおりであります。

以上、報告といたします。

議長（山畑祐男君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの平形委員長の報告のとおり、会期を本日12月1日から8日までの8日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。よって、会期は12月1日から8日までの8日間と決定しました。

なお、日程はお手元に配付したとおりでございます。

日程第3 議案第71号 吉岡町議会議員及び吉岡町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

議長（山畑祐男君） 日程第3、議案第71号 吉岡町議会議員及び吉岡町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を議題といたします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第71号 吉岡町議会議員及び吉岡町長の選挙における選挙運動の

公費負担に関する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、公職選挙法の一部が改正されることに伴い、公費負担の対象とすることができることとなる吉岡町議会議員及び吉岡町長の選挙の公費負担に関し必要なことを定めるため、制定するものでございます。

その他詳細につきましては総務課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

議案書のほうをご覧ください。

町の選挙における公費負担については、令和2年6月12日に公布されました公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例で制定することにより公費負担をすることが可能となりました。

また、今回の法改正によりまして、町議会議員選挙におきましても供託金制度が導入されることとなりました。

それでは、議案書の1ページをご覧ください。

第1条は、本条例の趣旨について規定しております。公職選挙法第141条、第142条及び第143条と公職選挙法の根拠となる条を示しつつ、選挙運動用自動車、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの公費負担に関し、必要な事項を定める旨を規定しております。

第2条は、選挙運動用自動車の使用に関する公費負担について定めるものでございます。公費負担の対象となる期間は、立候補当日から投票日前日までとなりますが、無投票であった場合には立候補当日のみとなります。また、公費負担の限度額については、候補者1人当たり1日6万4,500円を上限と定めております。ただし書きについては、供託金が町に帰属することとされた場合、公費負担の対象とならないことを定めております。

第3条は、選挙運動用自動車の使用に関し、公費負担を受けようとする候補者は、選挙用自動車の使用の有償契約を締結した際、町選挙管理委員会へ届け出なければならない旨を定めております。また、公費負担の対象とならない契約の相手方についても規定を定めております。

第4条は、選挙用自動車の使用の公費負担の額及び支払い手続について規定するものであります。

第1項は、第3条の届出をした候補者が、当該候補者に係る供託物が町に帰属しない場合において、選挙運動用自動車の使用に関し、有償契約の相手方である一般乗用旅客自動

車運送事業者等からの請求に基づいて、町がその業者に支払う旨を規定しております。

続いて、公費負担の限度額についてですが、第1号は、一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約、いわゆるハイヤー方式について定めるもので、その公費負担の限度額を1日につき6万4,500円と規定するものでございます。

第2号は、ハイヤー方式でない場合、いわゆる個別契約方式である場合について定めるもので、自動車の借入れについて1日につき1万5,800円、燃料代について1日につき7,560円、運転手の雇用については1日につき1万2,500円を上限と定めるもので、これらの上限額は全て公職選挙法施行令で定められている上限額と同一の金額となります。

ページはぐっていただきまして、第5条ですね。第5条は、ハイヤー方式及び個別契約方式の両方を契約している場合には、候補者が指定するいずれかを公費負担の対象とすることができる旨を規定しております。

第6条は、選挙運動用ビラの作成に関する公費負担について定めるものであります。公費負担の限度額について、1枚当たりの限度額を7円51銭とし、作成できる枚数の限度については、公職選挙法第142条第1項第7号に規定する枚数とするものでございます。公職選挙法第142条第1項第7号には、議員の選挙については1,600枚、町長の選挙については5,000枚と定められております。また、この条についても、供託金が町に帰属することとなった場合には、公費負担の対象とならないことを定めています。

第7条は、選挙用ビラの作成に関し、公費負担を受けようとする候補者は、選挙運動用ビラの作成の有償契約を締結した際、町選挙管理委員会に届け出なければならない旨を定めております。

第8条は、選挙運動用ビラの作成の公費負担の額及び支払い手続について規定するものであります。第7条の届出をした候補者が、当該候補者に係る供託物が町に帰属しない場合において、選挙運動用ビラの作成に関し、有償契約の相手方であるビラの作成業者からの請求に基づいて、町がその業者に支払う旨を規定しております。続いて、公費負担の額についてですが、第7条の規定により届け出た有償契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの単価と7円51銭のいずれか小さい額に、当該契約に基づいて作成されたビラの枚数と公職選挙法第142条第1項第7号に規定する枚数のいずれか少ない枚数を乗じて得た金額について、公費負担する旨の規定をしております。また、一部選挙無効に伴う再選挙時における公費負担についても規定しております。

第9条は、選挙運動用ポスターの作成に関する公費負担について定めるものでございます。公費負担の限度額について、第11条で規定する額に、当該選挙におけるポスター掲示場の数に1.1を乗じて得た数と作成したポスターの枚数のいずれか少ない数を乗じて

得た額を上限とする旨を規定しております。この1.1という数字ですが、群馬県内の12市の状況を勘案し、1.1としております。また、この条については、供託金が町に帰属することとなった場合には、公費負担の対象とならないことを定めております。

第10条は、選挙運動用ポスターの作成に関し、公費負担を受けようとする候補者は、選挙運動用ポスターの作成の有償契約を締結した際、町選挙管理委員会に届け出なければならない旨を定めております。

第11条は、選挙運動用ポスターの作成の公費負担の額及び支払い手続について規定するものです。第10条の届出をした候補者が、当該候補者に係る供託物が町に帰属しない場合において、選挙運動用ポスターの作成に関し、有償契約の相手方であるビラの作成業者からの請求に基づいて町がその業者に支払う旨を規定しております。

続いて、公費負担の額についてですが、第10条の規定により届け出た有償契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの単価と、525円6銭に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万500円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額のいずれか小さい金額に、当該契約に基づいて作成されたポスターの枚数と当該選挙におけるポスター掲示場の数に1.1を乗じて得た数のいずれか少ない数を乗じて得た金額について、公費負担する旨を規定しております。

最後に、第12条ですが、委任になります。この条例に定めるもののほかについては、町選挙管理委員会が別に定めることとするものでございます。

以上が本則となります。

最後に附則ですが、第1項について、この条例の根拠であります公職選挙法の一部を改正する法律の施行日が令和2年12月12日ですので、法律の改正から施行するものでございます。

第2項については、施行日前に告示された選挙には適用しない旨を規定したものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第71号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第4 議案第72号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議 長（山畑祐男君） 日程第4、議案第72号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第72号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本議案は、選挙における投票立会人の交替制を導入するに当たり、所要の改正を行おうとするものであります。

その他詳細につきましては総務課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

現在、選挙における投票立会人については、投票時間中において交替しないで、投票時間の全てに立ち会っていただいております。現行の公職選挙法の規定では、交替制は可能ですが、現行の吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定のまま交替制を導入いたしますと、投票立会人等の報酬が、選挙経費の基準となる国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の基準額を超える額となってしまうことから、条例の改正をしようとするものでございます。

それでは、改正点について、新旧対照表にて説明させていただきます。

新旧対照表をお開きください。

第1条ですが、条例の別表において日額の報酬の額が定められているものについて、1回の出務時間が3時間以内であった場合には、規定の半額を報酬としてお支払いする旨の規定となりますが、今回の改正は、この規定を投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、投票所の投票立会人及び期日前投票所の投票立会人については適用しない旨の規定を設けるものでございます。

続いて、第1条に第2項を設ける改正です。これは、先ほどご説明申し上げました改正によりまして、第1条第1項の規定を適用されなくなった投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、投票所の投票立会人及び期日前投票所の投票立会人について、出務時間が投票所の開所時間に対し半分以下であった場合には、それぞれ半額の報酬を支払う旨、規定するものでございます。

続きまして、第3条ですが、現在、日額として定められている報酬については、従事し

た日に支払う旨規定されておりますが、これを従事した日の後1月以内に改正するものでございます。また、「9月、3月」を「9月及び3月」に改正するものは、条例の見直しに伴う語句の整理となります。

以上が本則の改正となりますが、議案書のほうお戻りください。

最後に附則です。この条例は、公布の日から施行することとなるものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第72号は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第5 議案第73号 吉岡町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議 長（山畑祐男君） 日程第5、議案第73号 吉岡町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第73号 吉岡町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、吉岡町防災行政無線のデジタル化に伴う移動系機器の構成変更のため、所要の改正をお願いするものでございます。

その他詳細につきましては総務課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

現在、吉岡町防災行政無線施設は、令和4年度のデジタル化への完全移行のため、アナログ機器の変更工事を順次進めておるところでございます。

今年度、11月には移動系機器の更新が完了し、本格運用に向けた試行が行われているところでございます。

今回の更新において、無線機器の構成や運用方法の変更に伴い、デジタル無線機器の設

置場所や施設名、名称が変更になったことから、条例の改正をお願いするものでございます。

それでは、改正点につきまして、新旧対照表で説明させていただきます。

新旧対照表をご覧ください。

固定系のほうは省略させていただきます、移動系のほうの改正点について説明をさせていただきます。

基地局を1台と遠隔制御装置統制装置1台、そして遠隔制御装置5台につきましては、主に機構改革に伴う設置場所の変更と施設名の機器の名称変更となります。

下のほうに行ってみまして、半固定型無線機20台につきましては、今までのアナログ無線機にはございませんでしたが、避難所となっている集会所施設や社会体育施設等に新たに設置し、非常時に主に災害対策本部との連絡を取り合える手段を確保するものでございます。

携帯型10台につきましては、これまでのアナログの車携帯機5台と携帯機5台を統合し、より機動性が確保できる運用形態を念頭に、設置場所と施設名の機器の名称を変更するものでございます。

議案書にお戻りください。

議案書の2ページの一番最後、附則の説明となりますが、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第73号は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第6 議案第74号 吉岡町学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議 長（山畑祐男君） 日程第6、議案第74号 吉岡町学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第74号 吉岡町学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を

改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

内容については、学童保育利用者のアンケート結果及び議会からの要望等を踏まえ、学童クラブの開所時間延長及びおやつ代等を保育料に組み入れることを行うことに伴う保育料の変更に伴う条例改正となります。

その他詳細につきましては健康子育て課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

本条例は、学童クラブの設置及び管理に関することを定める条例で、今回の改正内容につきましては、主に2点の条例改正となります。

1点目につきましては、開設時間の変更の改正、2点目は、学童クラブの保育料を変更する改正となります。

それでは、吉岡町学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、新旧対照表で説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをご覧ください。

右側の列が旧で現行、左側の列が新で改正案となります。

第8条第2号及び第3号の改正は、土曜日及び春季、冬季及び夏季休業日の開設時間を「午前8時」から「午前7時30分」に変更する改正となります。この改正につきましては、学童クラブ利用者に行ったアンケートにより、保育時間の延長について要望の多かった時間が長期休暇や土曜日の開始時間を早めてほしいと回答が多かったことによる改正となります。

次に、第13条の改正につきましては、学童保育料を月額「5,500円」を「7,500円」に変更する改正となります。この改正につきましては、従来、学童保育料月額5,500円を口座振替としていました。これとは別に、月額2,500円をおやつ代として指導員が直接集金をしていましたが、アンケートの結果、多くの保護者が口座引き落としでも構わないという回答であったため、おやつ代を保育料に含め徴収するための改正となります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第74号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第7 議案第75号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長（山畑祐男君） 日程第7、議案第75号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第75号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたこと等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

その他詳細につきましては住民課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 町長の補足説明をさせていただきます。

本条例改正の主なものは、個人所得課税の見直しにおいて、給与所得控除や公的年金控除から、基礎控除へ10万円が振り替えられたこと等の改正に伴い、国民健康保険税の軽減措置の判定所得の算定における基礎控除額相当分の基準額等を引き上げる改正を行うものです。

新旧対照表1ページをご覧ください。

右側が旧、改正前、左側が新で改正後になります。

第23条第1項中の下線部分を、新のとおり「各号のいずれか」と語句の整理を行うものです。

第23条の第1号から、2ページ、第3号までの軽減判定の基準額について、基礎控除額相当分の基準額を「33万円」から「43万円」に引き上げるとともに、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける被保険者等が2人以上いる世帯について、その数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を、その基準額に加えることとする改正になります。

3ページの附則第2項につきましても、公的年金控除等の改正等に伴う読替への改正となります。

議案書に戻っていただき、附則として、1、この条例は、令和3年1月1日から施行する。

2、この条例による改正後の吉岡町国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第75号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第8 議案第76号 吉岡町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

議長（山畑祐男君） 日程第8、議案第76号 吉岡町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第76号 吉岡町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

医療保険制度の適正かつ効率的運営を図るための健康保険等の一部を改正する法律の施行に伴うオンライン資格確認の導入及び福祉医療制度における支給対象者の見直し等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

その他詳細につきましては住民課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 町長の補足説明をさせていただきます。

本条例改正は、2条立ての改正になります。

主なものは、第1条がマイナンバーカード等による電子的確認の導入に伴う改正、第2条が支給対象者の見直しによる改正になります。

第1条による改正の新旧対照表1ページをご覧ください。

右側が旧、改正前、左側が新で改正後になります。

まず、第1条の改正ですが、見出しを近年の条例文の規定ぶりに合わせ「趣旨」と改正し、その他については語句の整理になります。

第2条の改正ですが、まず、第1項については、語句の整理になります。

第3項については、電子的確認の導入に伴う改正になります。

第4項については、語句の整理になります。

第3条、第4条、6ページの第5条までは、語句の整理と引用条項の変更の改正です。

第6条は、電子的確認の導入に伴う改正、第7条から9ページ、第14条までが、語句の整理になります。

続いて、第2条による改正の新旧対照表2ページをご覧ください。

第3条第2号に、新規の支給対象者として、入院に係る医療について、15歳から18歳の高校生世代を加える改正になります。

1ページに戻っていただき、第2条と第3条は、今説明いたしました号の追加による改正になります。

3ページ、第3条第2項に第6号と第7号、第3項と第4項を加える改正は、群馬県福祉医療費補助金交付要綱の重度心身障害者医療費の見直しに伴い、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令で定める特別障害者手当の所得制限に準じた所得制限を設ける規定になります。

第4条から第13条は、高校生世代の追加等による改正になります。

議案書3ページに戻っていただき、附則として、第1条は、施行期日になります。

第1号は、第1条による改正規定は公布の日、第2号は、第2条による改正のうち高校生世代の追加条項関係は令和3年4月1日、第3号は、第2条による改正のうち重度心身障害者の所得制限関係の改正は令和5年8月1日とするものです。

第2条は、経過措置になります。

第2条による改正については、2つの施行日があるわけですが、それぞれの改正は、それぞれの施行の日以後に行われる医療に係る福祉医療費の支給について適用し、同日前に行われた医療に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例によるものとするものです。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第76号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第9 議案第77号 延滞金の割合等の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条

例

議長（山畑祐男君） 日程第9、議案第77号 延滞金の割合等の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第77号 延滞金の割合等の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例について提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、近年の税における延滞金の割合に鑑み、その他の町の歳入の延滞金について、税と同様の割合とするとともに、昨年度から実施しております条例の見直しによる語句の整理を行おうとするものでございます。

その他詳細につきましては税務会計課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 中澤税務会計課長。

〔税務会計課長 中澤礼子君発言〕

税務会計課長（中澤礼子君） それでは、議案第77号 延滞金の割合等の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例について、町長の補足説明をさせていただきます。

具体的な改正点につきまして、新旧対照表で説明させていただきます。

初めに、吉岡町分担金等の延滞金徴収条例の新旧対照表をご覧ください。

右側の旧が改正前、左側の新が改正後ということで、下線が引かれている部分が改正箇所となっております。

第1条の改正ですが、こちらは、本条例内に略称の使用箇所がないことから、略称規定を削るものでございます。

第2条の改正ですが、こちらは、今まで本条例内で延滞金の割合を設定していましたが、税条例の例による計算とすることとするため、改正及び端数計算の規定を設けるものとなります。この改正により延滞金の上限の変更はございませんが、税条例に現在あります特例が設けられている限り、延滞金特例基準割合に連動する割合により延滞金を計算することとなります。

第3条の改正ですが、こちらは、条例の見直しに伴う語句の整理となります。

続きまして、吉岡町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の新旧対照表をご覧ください。

第4条の改正ですが、こちらは、条例の見直しに伴う語句の整理となります。

第6条の改正ですが、こちらは、今まで本条例内で延滞金の割合を設定していましたが、

先ほど説明いたしました吉岡町分担金等の延滞金徴収条例の例による計算とするため、改正になります。

続きまして、吉岡町道路占用料・使用料徴収条例の新旧対照表をご覧ください。

第1条、第2条、第3条、第4条及び第7条の改正ですが、これは、条例の見直しに伴う語句の整理となります。

第5条の改正及び附則に第2条を加える改正については、現状、本条例では吉岡町分担金等の延滞金徴収条例の割合に計算を委任しているところですが、本条例の上位法である道路法において、道路占用料の延滞金の割合の上限が14.5%と定まっていることから、吉岡町分担金等の延滞金徴収条例に委任する規定を、本条例内で延滞金の規定等を設ける規定に改正した上で、附則で特例を設け、税条例と同様にする規定とするものです。

続きまして、吉岡町下水道事業受益者負担に関する条例の新旧対照表をご覧ください。

第1条、第5条、第7条、第8条及び第10条の改正ですが、これらは、条例の見直しに伴う語句の整理となります。

第13条の改正は、語句の整理と第2項を設け、割合を除く部分については吉岡町分担金等の延滞金徴収条例に委任する規定を設けるものです。

附則第3項の改正については、延滞金の特例を設けるものですが、現行の附則第3項は既に効力を失っておりますので、全部改正を行い、延滞金の割合の特例を設け、税条例の規定と同様とするものでございます。

続きまして、吉岡町後期高齢者医療に関する条例の新旧対照表をご覧ください。

第3条、第4条、第6条、第7条及び第8条の改正ですが、こちらは、条例の見直しに伴う語句の整理となります。

第5条の改正ですが、こちらは、今まで本条例内で延滞金の割合を設定していましたが、税条例の例による計算とすることとするための改正になります。

附則第2項を削る改正ですが、延滞金の取扱いについては、第5条において、税条例に委任するため特例を削るものとなります。なお、税条例に同様の規定が設けられておりますので、延滞金の計算自体は現在と変わらないこととなります。

それでは、条例案にお戻りいただきまして、附則になります。

第1項の施行期日ですが、条例の見直しに伴う語句の整理については、公布の日から施行とし、延滞金に係る改正については、令和3年1月1日からの施行とするものでございます。

第2項の経過措置ですが、それぞれの条例において、この条例の改正による延滞金に係る規定については、令和3年1月1日以降のものから適用されますので、それ以前のものについては、なお従前の例によるものとするものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第77号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第10 議案第78号 町道路線の認定・廃止について

議長（山畑祐男君） 日程第10、議案第78号 町道路線の認定・廃止についてを議題といたします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第78号 町道路線の認定・廃止について、提案理由の説明を申し上げます。

道路法に基づき、町道の認定及び廃止により道路網の整備をするためでございます。

今般、駒寄スマートインターチェンジ大型車対応化整備事業に伴い、前橋市行政区域内に存する町道の認定及び廃止の承諾を、前橋市議会の議決を経て前橋市長から承諾を得たことから、当該事業に関連する他の路線も含め、道路網の整備を行うものでございます。

詳細につきましては建設課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 町長の補足説明をさせていただきます。

最初に、廃止路線について説明をさせていただきます。

町道路線廃止調書の1ページをご覧ください。

こちらの表は、廃止の該当路線の一覧表となり、全部で6路線ございます。

路線番号と路線名は、それぞれ個別の廃止路線を示しております。起点と終点は、廃止の区間を番地で示したものでございます。

続いて、2ページの案内図をご覧ください。縦向きでお願いいたします。

駒寄スマートインターチェンジ周辺の案内図となり、図面の上側が北を示しております。右下に凡例がございます。図面左側の青い点線が、吉岡町と前橋市との境界で行政界を示しております。

廃止路線は、黄色と緑のラインで着色しており、黒い実線の丸い印が起点、矢印の先が終点を示しております。その脇の4桁の数字は、数字が小さくて恐縮でございますが、廃止路線の路線番号となります。このうち、緑で着色された箇所が、前橋市の行政区域内に存する町道部分となり、今年9月の前橋市議会第3回定例会において議決を経て、前橋市長から町道廃止の承諾を得た箇所となります。

続いて、町道の認定路線について説明をさせていただきます。

資料の町道路線認定調書の1ページと2ページをご覧ください。

こちらの表は、町道認定路線の一覧表となり、全部で11路線ございます。

路線番号と路線名は、それぞれ個別の認定路線を示しております。起点と終点は、認定区間を番地で示したものでございます。

資料の3ページの案内図をご覧ください。

認定路線は、ピンクと緑色のラインで着色しております。

緑で着色された箇所が、前橋市の行政区域内に存する町道部分となり、廃止の手続と同様に、前橋市議会第3回定例会において議決を経て、前橋市長から町道認定の承諾を得た箇所となります。

個々の認定路線につきましては、大きく分けて4つの種類がございます。インターチェンジ内の高速道路本線までをつなぐランプ部分の道路、次に関越道沿いの既存の側道、次に関越道の側道と新たに付け替えて整備する道路、そして既存の周辺の道路となります。

最初に、インター東側の上り線側で、案内図の中央から右側をご覧ください。

インターのランプ部分は、路線番号4233の七日市・長久保線で、起点から北に向かって2つの線に分かれ、同じ終点となる路線でございます。こちらは、高速自動車道と町道との連結許可を国交省から受けている町道のため、廃止のときと同じ路線番号と路線名が使われております。

次に、既存の関越道の側道は、路線番号4505の七日市9号線は南から北側へ行き止まりとなり、東側駒寄パーキングエリアへつながる町道となります。

関越道の東側の側道と新たに付け替えて整備する道路としまして、路線番号4504の七日市8号線は、北側のコンビニエンスストアがある付近を起点とし、南側へ新たに付け替えて整備した道路で、県道南新井前橋線を横断し、午王頭川に架かる吉開戸橋までの間、既存の関越道の側道東側につながる路線となります。

次に、この路線番号4504に接する周辺道路は、東側から西へ3路線ございます。路線番号4506の七日市10号線、路線番号4508の七日市12号線、路線番号4509の吉開戸5号線の既存の3路線で、路線番号4504に対して行き止まりとなります。

また、路線番号4507の七日市11号線は、ランプ部分の南側に位置しており、新た

に関越道の側道を切り回して整備した道路である路線番号4504に伴う既存の道路でございます。

次に、インター西側の下り線側となります。案内図の左側をご覧ください。

インターのランプ部分は、路線番号4234の七日市・吉開戸線で、午王頭川に新設される橋梁の北側を起点に、北に向かって2つの線に分かれ、同じ終点となる路線でございます。この路線は、行政区域を越えて町道認定をする路線の1つでございます。こちらも高速自動車道と町道との連結許可を国交省から受けている町道のため、廃止のときと同じ路線番号と路線名が使われております。

既存の関越道の西側側道の道路は、路線番号4502の東耕地1号線で、午王頭川と県道南新井前橋線が交わる付近を起点とし、午王頭川沿いに北側へ延びる路線で、行き止まりとなります。西側の駒寄パーキングエリアまでの搬入路のような町道となります。この路線も、行政区域を越えて町道認定をする路線でございます。

案内図の左上あたりとなる路線番号4480の七日市6号線は、既存の関越道の側道を起点に南側へ、前橋市との境の行政界まで新たに付け替えて整備する町道となります。また、この路線に接続する路線番号4503の七日市7号線は、既存の周辺道路で、西側の前橋市との境までとなります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第78号は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第11 議案第79号 令和2年度吉岡町一般会計補正予算（第7号）

議長（山畑祐男君） 日程第11、議案第79号 令和2年度吉岡町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第79号 令和2年度吉岡町一般会計補正予算（第7号）について提案理由の説明を申し上げます。

本補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,573万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億9,580万6,000円とする

ものでございます。

今回の補正の主な内容ですが、まず歳入では、新型コロナウイルスの影響に伴う納税猶予等による町税の減額や、歳出の増に伴う国及び県負担金や補助金の増、明治学童クラブ新設事業などに伴う各種町債の増額となっております。

歳出につきましては、リバートピア吉岡の改修工事のための設計委託料や、明治学童クラブ新設事業の用地買収費を計上しております。また、8款土木費では、国土強靱化地域計画策定業務委託、10款の教育費では、駒小エレベーター改修工事に係る経費などを計上しております。

その他詳細につきましては企画財政課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） それでは、議案第79号 令和2年度吉岡町一般会計補正予算（第7号）、議案書1ページをご覧ください。

第1条第1項の歳入歳出予算の補正額につきましては、ただいま町長が提案説明の中で申し上げたとおりでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表・歳入歳出予算補正」によるということで、内容につきましては、補正の款項の区分等を含めて後ほど事項別明細書で説明させていただきます。

第2条につきましては、繰越明許費の補正でございます。こちらは、「第2表・繰越明許費補正」によるということで、7ページをご覧ください。

まず、3款民生費2項児童福祉費の明治学童クラブ新設事業396万円です。こちらは、明治学童クラブ新設工事に伴う建設設計委託料で、業務完了に期間を要するため、翌年度へ繰り越すものです。

続きまして、8款土木費4項都市計画費の国土強靱化地域計画策定業務800万円です。当初、令和3年度末までに策定予定でしたが、できるだけ速やかに策定する必要が生じたため、今年度から事業に着手し、早い時期の業務完了を目指します。

最後、10款教育費2項小学校費、駒小エレベーター改修事業1,185万8,000円です。文部科学省の予算に併せ、町の予算も今年度に計上、事業につきましては予定どおり来年度に実施する予定となっております。

続きまして、次ページ、8ページをご覧ください。こちらは「第3表・地方債補正」となります。

まず、上の表、追加といたしまして、社会福祉施設整備事業債（明治学童クラブ新設事

業) 2, 680万円ですが、こちらは、明治学童クラブ新設のための用地買収費に対するものです。

その下、学校教育施設等整備事業債(明小照明設備更新事業)の100万円は、令和3年度に予定している工事のための設計業務に対するものですが、このページ一番下段の地域活性化事業債から振り替えるものとなります。金額の相違につきましては、充当率の減少に伴うものとなります。

次に、変更となります。

地方道路等整備事業債(道路改良事業)は、町道熊野・吉開戸線の事業費の増に伴い、限度額を5,610万円に増額するものです。

次の学校教育施設等整備事業債(駒小エレベーター修繕事業)は、今年度予算に工事費を追加したことに伴い、限度額を50万円から800万円に増額。

その下、地域活性化事業債(明小照明設備更新事業)は、先ほどご説明したとおり、上の学校教育施設等整備事業債への振替となります。

以上が「第3表・地方債補正」の説明となります。

続きまして、歳入歳出予算の主な補正内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

12ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、1款1項町民税及び2項固定資産税の減額は、それぞれ新型コロナウイルスの影響に伴う納税猶予等によるものとなります。

下段の13款1項1目2節で保育運営費保護者負担金(現年度分)の985万3,000円の減額は、園児の延べ人数の変更や保育料の本算定などによるものとなっております。

13ページ、15款国庫支出金で、1目民生費国庫負担金及び2目民生費国庫補助金、また、次ページ、14ページの16款県支出金で、1目民生費県負担金や2目民生費県補助金のそれぞれの歳入の増額は、歳出において、障害者自立支援費や保育所運営委託料など各種事業費が増額となったことによるものとなります。

14ページの最後、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金の410万円の増は、町内の保育園や認定こども園など児童福祉施設での感染症予防のための対策費補助で、補助率は10分の10となっております。

次に、16ページ上段をご覧ください。

19款繰入金2項基金繰入金1目1節財政調整基金繰入金は、6,020万2,000円の増です。これにより、補正後の財政調整基金からの繰入れは、7億5,401万3,000円となります。

16ページ下段から17ページの22款町債につきましては、先ほど地方債補正にて説

明させていただきましたので、省略をさせていただきます。

歳入は以上となります。

次に、歳出は、18ページの議会費からとなります。

まず、全体の共通事項といたしまして、人件費の補正につきましては、育児休業などに伴う減額が主なものとなっております。また、負担金、補助及び交付金の中で、「渋川広域負担金」と記載のあるものにつきましては、渋川地区広域市町村圏振興整備組合から示された令和元年度の決算額の確定などに伴う10月算定による増減となっております。

それでは、19ページ中段下をご覧ください。

2款総務費1項総務管理費14目温泉事業費12節委託料で、温泉施設改修工事設計業務委託料162万2,000円の増は、現在故障中のサウナ室等改修工事のための設計に要する経費となります。

次に、少しページを飛んでいただきまして、22ページ下段をご覧ください。

3款民生費1項社会福祉費6目障害者福祉費18節負担金、補助及び交付金の生活介護や障害児通所支援の増は、利用者の増加などによるものです。

次に、23ページ下段の2項児童福祉費3目児童保育費12節委託料で、保育所運営委託料2,698万6,000円の増は、支弁額の改定によるもの、また、次ページ、24ページ上段の一時預かり事業補助金1,010万1,000円の増は、算定方法の見直しによるものとなっております。その下、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金（子育て支援及び保育分）の410万円につきましては、歳入でも申し上げたとおり、保育所等、町内児童福祉施設の感染症予防対策に係る補助金となります。

続きまして、5目学童保育事業16節用地買収費2,951万4,000円は、明治学童クラブ新設に伴うものとなります。

続きまして、またページを飛んでいただきまして、28ページ下段をご覧ください。

8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費14節工事請負費で、道路維持補修工事（単独）700万円の増です。こちらは、町道や側溝など、補修工事の増に伴うものとなります。

29ページ上段の3目道路新設改良費の補正につきましては、町道熊野・吉開戸線に係るもので、町道改良工事800万円と用地買収費100万円の増額は、それぞれ事業費の増に伴うもの、また、補償金600万円の減額は、補償物件の算定結果によるものとなります。

その下、4項都市計画費1目都市計画総務費12節委託料で、国土強靱化地域計画策定業務委託800万円の増は、繰越明許費のところでもご説明申し上げましたが、当初は令和3年度末までに策定予定のあるところを、できるだけ速やかに策定する必要が生じたた

め、今年度から事業に着手し、早い時期の業務完了を目指します。

次に、30ページ最下段の2行をご覧ください。

10款教育費1項教育総務費2目事務局費18節負担金、補助及び交付金で、修学旅行等（コロナ関連）の各補正は、中学校の修学旅行などが中止となったための減額や、それに伴い発生した旅行の企画費に要する経費、また、中学2年生の校外学習を安全に実施するために要した経費などの増額となっております。

続きまして、31ページ上段の27節繰出金で、学校給食事業特別会計繰出金（新型コロナ緊急助成分）1,050万円の増は、給食を提供できなかった期間中の給食費を免除した後に、確保することとなった授業日数分の給食食材費や学校再開時に提供した簡易給食に伴う食材費が増えたことなどに対応するためのものとなっております。

次に、ページ下段、2項小学校費3目学校建設費14節工事請負費で、明小及び駒小の維持補修工事の増は、臨時交付金により購入した大型モニターを天井からつり下げられるようにするための工事費となります。その下、駒小エレベーター改修工事の1,130万8,000円の増は、先ほど繰越明許費のところでもご説明したとおり、令和3年度で予算計上し事業を実施する計画でしたが、文部科学省の予算採択に併せ、町の予算も今年度に計上、事業につきましては予定どおり令和3年度に完了する予定となっております。

次に、33ページをご覧ください。

6項1目給食センター費12節委託料で、基本構想作成支援業務委託225万5,000円の増です。こちらは、新たな学校給食調理施設の基本構想を作成するための支援業務委託費となります。

ここまでが歳入歳出補正予算の主な増減内容となります。

そして、次ページ、34ページから36ページまでが給与費明細書となっております。

また、最終の37ページは、地方債の平成30年度末及び令和元年度末における現在高並びに令和2年度末における現在高の見込みに関する調書です。今回の補正予算で明治学童クラブ新設事業に係る起債を追加したことなどによるものとなっております。

そのほか、別紙参考資料といたしまして、A4判、22ページの説明資料を添付させていただきました。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） それでは、歳出の19ページでありますけれども、14目温泉事業費です。

温泉施設改修工事設計業務委託料ということで、サウナが壊れているので、これの改修だということなんですけれども、値上げをしてから久しいんですけれども、これ、いつから壊れていますか。そして、いつ頃までに改修が終わるという予定ですか。

議長（山畑祐男君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） まず、温泉のサウナにつきまして、いつから故障しているのかということでございますけれども、今年の2月から故障しております。それ以降、一切使っていないという状況でございます。

それから、工事につきまして、来年度予定しておるところでございますけれども、完了につきましては、設計を行いましてどれほどの期間がかかるかということもありますので、それによって公社のほうと調整をしながら工事のほうは行いたいなというふうに考えております。以上です。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 温泉事業について、最近私は特にですけれども、この温泉施設に対する住民から不満を聞いているんですよ。どういうことかと言いますかということ、今まで回数券ですか、を使えたのに、これを今度土日が駄目だとか、土日だか日曜が駄目だとか、何かそういうふうになっているようなんですよ。そのサービスの低下もあるし、それで聞くのが、今度社長になった人というのは、朝は8時半頃来るんですけども、もう夕方になると、5時半頃には帰っちゃうということで、後で社長になった人が温泉施設のやはり盛りというのはやはり営業時間までですから、その頃にはもう最後になったらいつもいないんだというふうに聞いています。

通年券も廃止されるのではないかとか、本来は住民のその福祉のために造った温泉が、どうも営利目的になっていて、もうからないからだんだん、もうからないのでともするとその廃止の方向に行っちゃうんじゃないかというような懸念を持っている方も多くおります。私、ここのところ続けて何人かから電話をいただいたり、直接会ったりして、「こんなふうになっているんですけど、どういうんだ」と、「しっかり町に伝えてほしい」というようなことも伺っておりますので、まずは町はね、この温泉施設に対する位置づけ、この中に営利を持ち込むのかと。確かにそれは営利も大事です。まるっきりということじゃないと思います。

しかし、造ったときの動機というのは、町民の福祉の向上のために温泉を掘ったというのが事実だと思っちゃうので、それが時期がたつにつれて、本来の目的が消えちゃって、利益を追求したり、健全な経営というのは福祉とはそれは相入れないものがあると思うん

ですよね。ですから、やはりどうすれば住民の人たちに安心して喜んでこの温泉施設を利用してもらえるかというところに視点を置いてずっと運営されるべきものが、最近はどうもそうになっていないというようなことを聞くんですけども、この点について町長、どのような考えを持っていますか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 温泉につきまして、いろいろと町民の方からの声はいただいていることは、自分のほうにも声は来ております。ただ、温泉につきましては、先ほどの通年券関係については、いわゆる廃止の方向で温泉の懇談会等を諮りまして、その方向で今進めさせていただいています。そして、温泉は福祉か、利益かという形になりますと、当然町民を対象とした福祉目的でもあるし、当然利益も多少は上げなくちゃならないという、そういう中で今の社長にある程度の権限を委任して経営を任せているというそういう状況でございます。ただ、たまたま今年にはコロナというこの中において、非常にスタッフ等も苦慮しているということは聞いております。以上です。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） そういう声があるということは確かでありますので、ぜひともやはりその経営を任せたら任せきりじゃなくて、やはり町の施設ですから、町長あるいは副町長等もしょっちゅう行って、それが本当のその住民の要望に答えられる形になっているかどうかという確認を絶えず行うということをしていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） もちろん、温泉とは毎月1回の定例の会議等も開きましたし、また、時々温泉にもお邪魔させてもらったり、いろいろ社長とも話をさせていただいています。町民のための温泉施設であるということは重々理解して、今後進めていきたいと思っています。

議 長（山畑祐男君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第79号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

議 長（山畑祐男君） ここで休憩といたします。

再開を11時といたします。

午前10時41分休憩

午前11時00分再開

議長（山畑祐男君） 会議を再開いたします。

日程第12 議案第80号 令和2年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第2号）

議長（山畑祐男君） 日程第12、議案第80号 令和2年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第80号 令和2年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

この補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,073万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,079万3,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、臨時休業期間等の給食費を免除したことによる調定減のほか、給食費を免除した後に増加した授業日数分の食材費の増、及び簡易給食に伴う食材費の増等を受け、新型コロナ緊急助成分繰入金を一般会計から繰入れさせていただくものとなります。

そのほか詳細につきましては教育委員会事務局長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

4ページからの事項別明細書で説明をさせていただきます。

では、6ページをご覧ください。

1款1項1目の給食費納入金については、2,123万8,000円を減額させていただくものであり、内容といたしましては、学校の臨時休業等に伴い給食を提供できなかった期間の給食費を免除したことなどによる調定減となります。

2款1項1目繰入金については、新型コロナ緊急助成分繰入金1,050万円を一般会計から繰入れさせていただくものであり、繰入金の内容といたしましては、給食費の免除

を決定した後示された教育課程の見直しにより最終的に増加した授業日数分の食材費の増と、学校再開時に提供した簡易給食に係る食材費用の増等となります。

歳出につきましても、歳入と同額の補正をお願いし、こちらは7ページとなりますが、1目学校給食費16節原材料費の給食用食材料費を1,073万8,000円減額させていただくものとなります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第80号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第13 議案第81号 令和2年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議 長（山畑祐男君） 日程第13、議案第81号 令和2年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第81号 令和2年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ335万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億7,656万7,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、主に保険給付費の見込み増に伴うものでございます。

その他詳細につきましては介護福祉課長に説明をさせますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 寺島介護福祉課長。

〔介護福祉課長 寺島悦子君発言〕

介護福祉課長（寺島悦子君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書で説明いたします。

7ページをご覧ください。

第1款第1項介護保険料については、介護保険料の決算見込分を反映させたものです。

第2款第2項国庫補助金、8ページの第3款第1項支払基金交付金、9ページの第4款

第1項県負担金、第2項県補助金についてですが、過年度分については実績額、現年度分については給付費の実績見込みによる交付決定等に伴う所要の補正となります。

ページが戻りまして、8ページの第2款第2項第6目災害臨時特例補助金は、新型コロナウイルス感染症による介護保険料の減免分の補助です。

同じく8ページの第2款第2項第7目保険者努力支援交付金は、公的保険制度における介護予防の位置づけを高めるため、令和2年度に新たに創設された交付金です。

10ページに移りまして、第6款第1項第1目介護給付費繰入金、第3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）は、介護給付費と包括的支援事業・任意事業費の増額に伴う保険者負担分の増額による一般会計繰入金です。

11ページ、第8款第2項第1目雑入は、令和元年度の渋川地域介護認定審査会の精算金です。

歳出に移りまして、12ページの第1款第1項第1目一般管理費は、介護報酬改定に伴うシステム改修業務の委託料及び使用料です。なお、保険者負担分につきましては、ページが戻りまして、10ページ、第6款第1項第5目その他一般会計繰入金で、一般会計から繰り入れております。

次に、12ページの第2款第1項第1目居宅介護サービス給付金、13ページの第5目施設サービス給付金、第9目居宅介護サービス計画給付費、第2項第5目介護予防福祉用具購入費、第4項第1目高額介護サービス費は、各給付費の増加見込みに伴う増額補正でございます。

ページが戻りまして、12ページの下段の第2款第1項第3目地域密着型介護サービス給付費は、グループホームやデイサービス廃止の影響による給付費の減少見込みに伴う減額補正となります。

続きまして、14ページに移ります。

第4款第1項第1目包括的支援事業費、第2目任意事業費につきましては、認知症ケアパス作成費や包括支援センター職員の人事異動に伴う包括的支援事業委託料の増、徘徊高齢者の見守り人数の増によるGPS設置委託料の増、成年後見人の利用者の増による報酬助成の増と、新型コロナウイルス感染症の影響による生活支援体制整備事業費の減などが主なものとなります。

17ページに移りまして、第7款第1項第1目介護給付費準備基金積立金については、介護給付費等の費用に充てるため準備基金積立金を減額補正し、調整するものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第81号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第14 議案第82号 令和2年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第2号)

議長（山畑祐男君） 日程第14、議案第82号 令和2年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第82号 令和2年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ158万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,183万4,000円とするものでございます。

その他詳細につきましては住民課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 町長の補足説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書にて説明をさせていただきます。

6ページをご覧ください。

歳入、第2款繰入金1項一般会計繰入金2目保険基盤安定繰入金74万4,000円の増額、保険料軽減の負担額になります。

4款諸収入5項6目雑入56万7,000円の増、令和元年度分の広域連合の経費の返還金になります。

5款国庫支出金1項1目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金27万5,000円の増、電算システムの改修費の補助金になります。

7ページの歳出をご覧ください。

1款総務費1項1目一般管理費は、委託料で、給与や公的年金控除等の改正に伴う電算システムの改修費27万5,000円の増になります。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料基盤安定負担金で、74万4,

000円の増になります。

3款2項1目一般会計繰出金は、広域連合からの返還金を一般会計へ繰り出しするもので、56万7,000円になります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第82号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第15 議案第83号 令和2年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）

議長（山畑祐男君） 日程第15、議案第83号 令和2年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第83号 令和2年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。

収益的収入及び支出では、第1款水道事業費用第1項営業費用で、20万3,000円の追加をお願いするものでございます。

次に、資本的収入及び支出では、第1款資本的支出第1項建設改良費3,000円の追加をお願いし、資本的収入額が支出額に不足する額の補填財源についても改めさせていただくものでございます。

その他詳細につきましては上下水道課長に説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 町長の補足説明をさせていただきます。

議案書9ページをお願いいたします。

水道事業会計補正予算明細書にて説明をさせていただきます。

収益的収入及び支出のうち、支出、1款1項1目配水及び給水費19万9,000円の減額、2目総係費40万2,000円の追加、ともに人件費、手当及び法定福利費で、合計20万3,000円の追加になりますが、水道事業費用の総額を4億2,903万5,

000円をお願いをするものです。

次の資本的収入及び支出では、支出、1款1項1目配水設備工事費3,000円の追加、これも人件費の補正で、資本的支出の総額を2億1,534万7,000円をお願いするものです。

なお、3ページ以降には、キャッシュ・フロー計算書及び給与費明細書等を添付しておりますので、お目通しをいただきますようお願い申し上げます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第83号は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第16 議案第84号 令和2年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第3号）

議長（山畑祐男君） 日程第16、議案第84号 令和2年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第84号 令和2年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。

収益的収入及び支出のうち、収入、第1款公共下水道事業収益で294万5,000円の追加。

支出、第1款公共下水道事業費用で943万6,000円の減額、第2款農業集落排水事業費用で198万3,000円の減額をお願いするものであります。

また、資本的収入及び支出では、収入、第1款公共下水道事業資本的収入で1億1,973万6,000円の減額、第2款農業集落排水事業資本的収入で58万円の減額。

支出、第1款公共下水道事業資本的支出で1億2,696万7,000円の減額をお願いし、資本的収入額が支出額に不足する額の補填財源についても改めさせていただくものでございます。

その他詳細につきましては上下水道課長に説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 町長の補足説明をさせていただきます。

全体で16ページございますが、議案書1ページ、2ページの収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の補正予算については、主な内容を12ページ以降の下水道事業会計補正予算明細書により説明をさせていただきます。

12ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出より説明をいたしますが、公共下水道事業及び農業集落排水事業における経費の見直しによる補正となります。

収入、1款公共下水道事業1項1目下水道使用料200万円は、調定状況により追加をしたものでございます。

2項4目消費税及び地方消費税還付金269万1,000円の減額、消費税の確定申告の結果に伴い減額をするものでございます。

5目雑収益328万円の主な追加につきましては、県道南新井前橋線道路改良工事に伴います渋川土木事務所からの下水道管移設工事補償費323万4,000円の増額となります。

13ページ、支出、1款公共下水道事業費用ですが、1項1目管渠費722万4,000円の減額、主なものは修繕費554万6,000円の減で、管渠やマンホールポンプ等の修繕工事発注に伴います入札差金などによるものでございます。

14ページをお願いします。

2款農業集落排水事業費用1項1目管渠費215万3,000円の減額、全て修繕費の減額で、処理施設等のポンプなど修繕工事発注に伴う減額となります。

3項1目その他特別損失260万9,000円の減額については、企業会計移行前、従前の特別会計で生じた消費税や賞与引当金などの見込額を特別損失として計上しておりますが、額が確定したことによる減額となります。

15ページをお願いいたします。

次に、資本的収入及び支出ですが、主に公共下水道建設改良費の見直しによる補正となります。

収入、1款公共下水道事業資本的収入1項1目企業債1億4,870万円の減額、これについては下水道整備事業の主な資金繰りでございます国庫補助金について、1次及び2次交付においても予定した額が確保できない状況から、建設改良費、工事費を縮減したことにより借入金も減額しておるものでございます。

3項1目国庫補助金3,680万円の追加、国庫補助の2次交付の要望額を追加補正したもので、国庫補助金の総額を5,980万円としたものであります。

2 目県補助金 1, 0 2 0 万円の減額、建設改良費の工事費縮減によるものとなります。
1 6 ページをお願いします。

支出、1 款公共下水道事業資本的支出 1 項 1 目管渠建設改良費 1 億 2, 6 9 6 万 7, 0
0 0 円の減額、主に工事請負費の減額で、当初予算に対して 1 億 3, 5 1 8 万 5, 0 0 0
円を減額するものです。大幅な減額となりますが、事業の主たる財源として見込んでおり
ました国庫補助金が要望額を大幅に下回ることから、事業見直しによる減額をお願いする
ものです。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第 8 4 号は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第 1 7 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について

議 長（山畑祐男君） 日程第 1 7、諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とい
たします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について提案理由の説明を申し
上げます。

人権擁護委員の現行委員の任期満了に伴い、引き続き現任者を候補者に推薦するに当
り、あらかじめ議会の意見を求めるものでございます。

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて人権相談を受けたり人権の考え方を広めた
りする活動をする民間の方で、法務大臣から委嘱されて人権擁護活動を行うものでありま
す。任期は令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの 3 年間となっております。

意見を求めたい候補者の氏名は、越石真理子さんです。住所及び生年月日については、
議案書に記載のとおりです。

同氏は大学をご卒業後、教職員として県内でご活躍されておりました。在職中に学んだ
ことを生かして、平成 3 0 年 4 月 1 日から現在に至るまで人権擁護委員として地元にご貢献
されております。地域での信頼が厚く、町の実情を熟知しており、特に青少年や女性の人
権問題に造詣が深く、これまでの経験や実践を生かして人権擁護活動にご尽力されている

方であります。

地域の中で人権思想を広め、人権が侵害されないように配慮し、人権を擁護していく重要な役目を担う人権擁護委員に適任であると考えます。

今回は2期目をお願いするものでありますが、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております諮問第3号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。よって、そのとおり決めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてを原案のとおり答申することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

議 長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、諮問第3号は原案のとおり答申されました。

日程第18 請願第1号 県有施設「群馬県ライフル射撃場」廃止の中止を求める請願

議 長（山畑祐男君） 日程第18、請願第1号 県有施設「群馬県ライフル射撃場」廃止の中止を求める請願を議題といたします。

請願第1号は、お手元に配付の請願書のとおり請願を受理したものです。

紹介議員の小池春雄議員は、この請願について発言がありますか。

小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） それでは、請願第1号について説明をいたします。

吉岡町議会議長 山畑祐男様、群馬県ライフル射撃協会会長 岡田榮三、紹介議員 小池春雄。

県有施設「群馬県ライフル射撃場」廃止の中止を求める請願書。

冷秋の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

令和2年10月8日の新聞報道によれば、群馬県は県有施設あり方検討委員会において、県有施設「群馬県ライフル射撃場」（榛東村）について廃止を検討する方針が示されました。この施設は、代替のきかないスポーツ施設であり、本県選手（国体・全国大会選手）は、これからどこで練習していいのか動揺しています。選手が安心して練習・試合ができる環境づくりが必要です。

また、有害鳥獣捕獲業務の中心的役割を担っている猟友会の会員は、銃砲一斉検査の証明として年3回以上銃の訓練で「群馬県ライフル射撃場」を利用し、その領収書が検査証明として使用されており、有害鳥獣捕獲対策を担っている猟友会会員にとっても必要な施設です。

ぜひ、貴職でも県有施設「群馬県ライフル射撃場」廃止の中止を求める意見書を県に上げていただきたく、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

記

1. 群馬県ライフル射撃場は、昭和56年にあかぎ国体ライフル射撃競技の会場として、群馬県が設置したスポーツ施設である。平成18年度から、群馬県ライフル射撃協会が指定管理者制度により運営管理を行っており、あかぎ国体以降、群馬県内の小学生、中学生、高校生、大学生、社会人が練習及び大会を行っている貴重な施設であるので、廃止をしないこと。

2. 全国的に、有害鳥獣被害が相次いで報告されている。有害鳥獣捕獲業務の中心的役割を担っている、猟友会会員である空気銃所持者は、銃砲一斉検査の証明として年3回以上銃の訓練で群馬県ライフル射撃場を利用し、その利用領収書が検査証明として使用されており、有害鳥獣捕獲対策を担っている猟友会会員にとっても訓練をするために必要な施設であることから、廃止をしないこと。

3. 有害鳥獣捕獲作業において、銃を使用する場合は、20歳になり銃の所持をして取扱い習熟の上、狩猟免許の取得が必要である。そのため、銃を所持したからと、いきなり有害鳥獣捕獲業務（豚熱（CSF）対策等）に協力を求められても、すぐにはできない。スポーツとして射撃競技に小中学生から銃に慣れ親しんでいれば、いずれは地域を守るための有害鳥獣捕獲対策（イノシシ・ニホンジカ・ツキノワグマ等）に協力できる人材を育てることができる貴重な施設であるので、廃止しないこと。

4. 群馬県ライフル射撃場では、平成21年より銃の保管業を認定を受けている。銃砲

刀剣類等取締法により、自宅保管が認められない高校生、及び県外の大学進学者で寮住まいのふるさと選手は、保管業者への委託を指導される。民間保管業者の営業時間と、射撃場の開場時間が合わないため、群馬県ライフル射撃場で保管をしている。このような選手の銃の保管場所に必要な施設であるので、廃止しないこと。

ということが記されておりますけれども、吉岡町のすぐ隣にある榛東村にこの施設がございます。

今、朗読しましたけれども、このように今述べたような様々な理由からして、群馬県では群馬県民会館をこれも廃止しようというような機運が高まって——知事のほうから意見があって、そのような形で動いて、また、反対運動も起きているようですけれども、これもその一環として廃止を県が検討に入ったということでもありますけれども、今述べたように、この我が町にとりましても大変重要な施設になると思いますので、存続してくれということの請願でありました。

ぜひとも皆様のご協力、お力添えをお願いいたしまして、紹介議員としての説明とさせていただきます。

議長（山畑祐男君） ただいま議題となっております請願第1号は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第19 陳情第1号 父母による子どもの共同養育に関する陳情

議長（山畑祐男君） 日程第19、陳情第1号 父母による子どもの共同養育に関する陳情を議題といたします。

陳情第1号は、お手元に配付の陳情書のとおり陳情を受理したものです。

ただいま議題となっております陳情第1号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第20 陳情第2号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情

議長（山畑祐男君） 日程第20、陳情第2号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情を議題といたします。

陳情第2号は、お手元に配付の陳情書のとおり陳情を受理したものです。

ただいま議題となっております陳情第2号は、文教厚生常任委員会に付託します。

散 会

議長（山畑祐男君） 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

これにて散会といたします。

お疲れさまでした。

午前11時32分散会

令和2年第4回吉岡町議会定例会会議録第2号

令和2年12月2日（水曜日）

議事日程 第2号

令和2年12月2日（水曜日）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問（別紙質問表による No.1～No.5）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12人）

1番	小林 静 弥 君	2番	富岡 栄 一 君
3番	飯塚 憲 治 君	4番	廣嶋 隆 君
5番	富岡 大 志 君	6番	金谷 康 弘 君
8番	村越 哲 夫 君	9番	坂田 一 広 君
11番	岩崎 信 幸 君	12番	平形 薫 君
13番	小池 春 雄 君	14番	山畑 祐 男 君

欠席議員（1人）

10番	飯島 衛 君
-----	--------

説明のため出席した者

町 長	柴崎 徳一郎 君	副 町 長	野村 幸 孝 君
教 育 長	山口 和 良 君	総 務 課 長	高田 栄 二 君
企画財政課長	高橋 淳 巳 君	住 民 課 長	中島 繁 君
健康子育て課長	米沢 弘 幸 君	介護福祉課長	寺島 悦 子 君
産業観光課長	岸 一 憲 君	建 設 課 長	大澤 正 弘 君
税務会計課長	中澤 礼 子 君	上下水道課長	笹 沢 邦 男 君
教育委員会事務局長	小林 康 弘 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長	福 島 良 一	主 事	田 中 美 帆
---------	---------	-----	---------

開 議

午前9時30分開議

議長（山畑祐男君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日と明日の両日、一般質問を行います。通告のあった7人のうち、本日は5人の一般質問が予定してございましたけれども、飯島議員より欠席届が出されておりますので、本日は4人の通告者により一般質問を行います。

あらかじめ説明をしておきます。質問と答弁を含め、議員の持ち時間の範囲内で終了できるようにしてください。

なお、持ち時間の残り時間が5分になったときにブザーが鳴ります。さらに残り時間がなくなったときにマイクの電源が切れますので、ご承知おきください。その時点で、途中であっても質問者及び答弁者は発言を打ち切るように協力願います。

これよりお手元に配付してあります本日の議事日程第2号により会議を進めます。

日程第1 一般質問

議長（山畑祐男君） 日程第1、一般質問を行います。

3番飯塚憲治議員を指名します。飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君登壇〕

3番（飯塚憲治君） それでは、議長のご指名により、通告書に従って一般質問をいたします。

まず初めに、前回時間切れになりました、途中でやめました質問から始めます。

まず、通告書の1番、老人会消滅の事態はどのように行政は捉えているのかについて質問いたします。

質問の理由は、今年8月に発売されましたある雑誌に掲載されている吉岡町に関する記事について感ずるところがあるからです。

議会事務局からメールが入って、私も雑誌を購入して読みました。雑誌の掲載内容によれば、関東の中で吉岡町は移住先ランキングのナンバーワンになったそうです。雑誌独自の8つの指標で評価したところ、この結果になったと記載されております。記事の内容を見ますと、主に生活環境、ハード面を主体とした評価であることが感じられます。この記事を読めば、吉岡はよいところだ、誇らしい限りだ、今までのまちづくりは間違っていなかったのだと感ずる人は多いでしょう。私も今のところはそういうふうに思っております。

しかしながら、本当に住みやすい、住んでよかったと感ずるためには、ハード面とソフト面の両方がうまくマッチングしてこそだと思います。

町長、この記事は町長としても非常に明るい記事であり、喜ばしい内容だと思いますが、私には記事とは正反対の心配事があります。それは、自治会役員のと時から感じていることです。

吉岡町には13の自治会があり、当初は14の老人会がありました。しかしながら、社会福祉協議会の主催する老人会連合会には、現在9つの老人会しか登録していないというふうに聞いております。本年度に入ってまた1つの老人会が活動を停止したそうです。もちろん行政はこの状況を承知していることと思いますが、町長、何かおかしいと思いませんか。何か変化が起こっているとは感じないでしょうか。まずは、この状況をどのように捉えていますか。お聞かせください。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 改めまして、おはようございます。

本日から明日と、2日間で7名の議員さん方より質問通告をいただいております。質問要旨に沿って、誠意を持ってお答えさせていただきたいと思っております。

まずは、飯塚議員から、第1問目として、老人会消滅の事態に今後どのように対処していくのかを質問をいただきました。

議員がおっしゃるように、単位老人クラブの数は年々減少し、活動は継続しているものの、老人クラブ連合会を退会し独自で運営しているところが2か所あると伺っております。また、連合会に所属し活動している老人クラブは、現在9か所と伺っております。

全国的には高齢化が急速に進んでいる我が国は、要介護者の増加や高齢者の孤立、消費者被害などの課題に直面しており、全国の市町村において、地域で高齢者を支える体制の整備が喫緊の課題となっております。

このような中で、吉岡町老人クラブでは、在宅高齢者やその家族を支援する友愛活動を推進し、これらの活動経験を基に、老人クラブの組織力を生かした見守りや生活支援の取組に期待が寄せられております。このような重要な役割を担う老人クラブ数の減少は、地域社会の人間関係の希薄化が進行している今日、地域社会の減退につながることとなる深刻な問題であると重く認識しておるところでございます。

議長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） 町長としても深刻な問題であると捉えているということは、大変認識ありがたいことだと思います。

しかしながら、先ほどの答弁の中に、自治会、老人会を主体として、中にはボランティアという考えもあるんですが、それを主体にやっているということですので、若干そ

れについてこれから話しさせていただきます。

もちろん町長が言われるように、老人会の組織というのは各自治会に附属しています。基本的には、老人会の活動に関しては自治会及び老人会の問題であり、その自助努力によって活動を活発化するのが基本です。しかしながら、そのような独自活動に任せていてこの結果が生まれているのです。今の状況はそういうことであります。そこで私は質問しているわけです。

中には活動を停止し、もう細々とやっているというふうに町長は言われましたけれども、分解してしまった老人会もあると私は聞いております。その細々としているところも、少人数で細々ですから、その自治会全体に融和が取れている、親睦が取れているという状況ではないと聞いております。中には、俺のところは年配者が集って憩うものがどこにもない、何とかしてくれという意見もあるように聞いております。このようなことは町長も耳に入っていると思います。とても活動が活発に行われている自治会もたくさんあります。それは私も承知しております。

しかしながら、町内の各種グループ、サークル、チームといったものの活動が低下傾向ではないかと感じているのは私だけではないと思います。例えば、私は自治会役員になって以来5年間、今年で足かけ6年目になりますが、町内対抗の運動競技会の応援に出かけてきております。そこで感じるのは、やはり町民のつながり及び活動の低下傾向です。運動競技会に出かけていくと、どここの自治会は今年是不参加だつてよと。第2回戦に駒寄自治会が臨もうとしたら今日は不戦勝だつてよと、急に不参加になってしまったわけです。体育協力員の方がいろいろ汗を流して、選手を集めて参加しようとしていますけれども、その人数が集まらない。急遽不参加になって、私の属する駒寄自治会が不戦勝になりました。そんなことが続いているんです。それは町長もそこで審判員として長く体験していますから、もう充分ご存じだと思います。

駒寄自治会の話をしてみますと、私はちょっと記憶にはありませんけれども、10年近く前だと思いますけれども、ソフトボールの強力チームがありまして、優勝も何回かしているという話を聞いております。私が自治会の役員になったときには、そのチームももう消滅していました。二、三年前にママさんバレーチームが2チームありましたけれども、二、三年前に1チーム消滅して、もう1チームです。私が一番密接に感じる自治会長としての感じとしては、駒寄自治会もそういう状態です。老人会も若干ですけれども登録人数が減っているというような感じですか。これを私、ほかの自治会、12自治会のことはよく分かりませんが、全体的にそういう傾向なんじゃないでしょうか。

ですから、もはや老人会だけ、自治会だけではなく、町民任せではうまくいかない面が随所に出てきているんだと思います。したがって、行政としても何かしらの手を打たない

と、雑誌の評価とは別のちょっと暗い、ほの暗い将来が透けて見えているように私には感じます。

このような状況に対して、町長の思い、そして今後の対応策、ボランティアとか、自治会とか、老人会を主力にして、それで自発的に活発にしてくれというのではなくて、その状況を打破するための行政としての手はず、支援等は何かないのでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 寺島介護福祉課長。

〔介護福祉課長 寺島悦子君発言〕

介護福祉課長（寺島悦子君） 老人クラブが衰退する状況について、町としてどのような対策を講じることができるかについてお答えさせていただきたいと思えます。

単位クラブの活動停止の背景には、老人クラブ会員の減少という深刻な問題があります。

会員数の減少の原因としては、役員からは、会員の高齢化のための稼働年齢が上がっており、活動を続けることが困難であることや、就業年齢が上がり仕事をしている方が多く、活動が負担になっていること、役員になった際に負担が多く、成り手がいない、このようなことなどが聞かれております。同時に、ライフスタイルの多様化により、老後の人間関係も友人・知人のつながりを重視するなど、地域社会への帰属意識が薄らいでおります。情報社会に生きる現代の高齢者は、老人クラブの活動以外での健康づくりや趣味、サークルの場をたやすく得ることができるようになったことなども会員数の減少の要因と推察できます。

これら山積する課題の対応として、町では、老人クラブの事務局である社会福祉協議会と連携を図り、就業しながらも負担なく活動が続けられるような工夫や役員を決める際の事務局の介入、魅力ある活動内容についての検討等、随時相談に乗り、必要なアドバイスをしていくなど、自主性を尊重しながら今後の老人クラブの在り方について共に考えていきたいと思えます。以上です。

議 長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3 番（飯塚憲治君） 状況は町長のほうが深刻に捉えて、今、寺島課長さんも今後考えていきたいということですので、老人会、それから自治会、それと社会福祉協議会、それと寺島さんのところ、一体となって、俺のところは何もないけれども何とかしてくれというようなことが今後どんどん起こらないように、お願いしたいと思えます。

2番目です。地域社会の連携と町民お互いのつながりについて質問をいたします。

町長、この問題は、結局のところ、人と人のつながり、心の問題なんです。ですから非常に難しいんです。お金が欲しいと言ったら、支援金をくれと言ったら、お金があれば与える。何かを造ってくれと言え、予算を計上して造る。それは簡単なことです。簡単で

はないこともあるんですけども。人の心の問題というのは非常に問題なんです。すなわち地域社会の連携力、これだと思います。これは東日本大地震のときも現地で行われたことです。人と人のつながり、これがうまくいっているところはさっと、さっとはいったかどうか分かりませんが、かなりうまくその後の処理ができたということです。それをつくっていかないと今後問題が起こるということです。

今回の雑誌によりますと、移住先ランキング関東1位は、まさに私が生まれた頃に比べれば別世界です。天国とは言いませんけれども別世界。このような行け行けどんどの状況を見るにつけて、喜びの中に私はちょっとした一抹の不安を感じます。

ちょっと説明しますと、東京都板橋区に高島平団地という都営住宅団地があります。この高島平という言葉が私が言った瞬間に、何を私がこれから言おうかなと思ってぴんときた人は随分おられるかと思えます。ここは高度経済成長期に働き手として活躍した、主に地方から上京してきた人たちが結婚し、子育て、そして生活を支える住居として東京都が建設した高層住宅の団地。すごいです。何棟も建っています。建設当時の入居者宅を紹介するテレビ番組も当時つくられました。当時としては最新式のステンレス製のキッチンを備えた2LDKのすっきりした間取りでした。私もそのテレビニュースを見ておまして、へえ、すごいのができたなと感心したのを覚えております。これははっきりと記憶にあります。しかし、その後、団地は高度経済成長期ゆえに求められる厳しいノルマと効率性、激しい競争、これらに心身を病んだ人たちが命を絶つ場にもなったんです。この住宅団地に住んでいる人だけではないですが、これも大きなニュースになりました。そして、その後は子供たちも巣立ち、退職後の高齢者夫婦の住居となりました。そこに住んでいた人たちは、サラリーマン現役のときは馬車馬のように脇目も振らずに仕事に没頭、当時はそうだったんです、日本全国が。気づいてみると、周囲とは疎遠になっていました。さらに、その後は見守り隊なるボランティア活動が孤独な老人宅を定期巡回する場となって、現在に至っているんです。現在は随分改善されたと聞いておりますが、かつては孤独死もあったようです。

今回の雑誌における吉岡町の評価、そして私の自治会の役員るときから感じている心配、そして今の団地のことを考え合わせると心配です。吉岡町の現在はまるで高度経済成長期の日本。新築が続く住宅はびかびかで、当時の高島平団地のようなではありませんか。当時は団地も最新で最高だったんです。

吉岡では、今の中学生、高校生が、高校を、そして大学を卒業して、家を、吉岡を出ていった後には、どのようなことが起こるのでしょうか。将来、吉岡町を見守り隊なるボランティアが定期巡回する場にはしたくないと私は思います。行政もこの決意が必要です。住み続けたいまちづくりが大切だと思います。雑誌の記事にも書いてありました。憧れのイ

メージだけで移住先を決めてしまうと、現地の現実とのギャップに、こんなはずじゃなかったとなりかねない。町長、吉岡に住みたい人に、こんなはずじゃなかったとがっかりさせないように、そして現在住んでいる人に、ああ、やっぱりよかったなと思われるようなまちづくりが必要ではありませんか。それが町長の義務であると思います。

会社運営の原則の一つに、経営が順調で、増収・増益のときにこそ、将来到来するかもしれない不況、また経営のミスによる会社の危機に備えて準備をしておくというのが会社経営の鉄則の一つにあります。

しかし、吉岡では、ぼつんぼつんと消える老人会、スポーツクラブ、サークルの活動低下、ふるさと意識の醸成をするために幼少期からの地元での教育、待機児童の問題などです。近隣のママ同士、一方、年配者・老人が集い交流を深めて、人と人のつながりを広げていくための公園づくりが進んでいないなど、現在のそれぞれは小さいことです。しかし、その結果として、将来の大きな問題になるように思えてなりません。

幸い、吉岡町は第6次総合計画を策定しているところであります。住んでよかった吉岡、ふるさと意識を育める教育の場をつくり出すために、町長のやるべきこと、お考えはいかがでしょうか。お聞かせ願いたいと思います。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 吉岡町では、生活形態の多様化や就労形態の変化、核家族化、高齢化などもあり、自治会や老人会などの加入者の減少が起きているのではないかと思います。サークル組織の中には、趣味の多様化などもあり、新しく結成される団体や会員の減少が起きている団体もあるものと思っております。

地域社会の課題が複雑・多様化している中で、行政サービスだけでは十分に対応できない場合もございます。住民団体の団体と行政が協働により地域づくりを進めることがより重要になってくるものと思っております。

第6次総合計画策定に向けては、町民の方の意見を聞くためアンケートの実施を行いました。今後もワークショップを実施し、町民皆様の意見をできるだけ反映させたいと考えております。町民皆様の協力を得ながら多くの課題解決に取り組み、住み続けたい、住んでよかったと思えるまちづくりを目指していきたいと考えております。

その他、詳細につきましては、住民課長に答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 住民同士のつながりである住民組織の活性化につきましては大変難しい課題ですが、町としましては、住民同士が協力し合い、支え合う地域づくりのために、自治

会をはじめ、各組織などにより一層の協働活動に努めていくことが住民サービスの向上、住民同士のつながりの活性化に結びつくものと考えております。

そのため、住民が参加する触れ合いの場や機会の創出、来年度には町制30周年記念イベントなども考えております。また、支え合いや助け合いなど、ボランティア活動の支援施策の検討もしていきたいと考えております。

文化センターや図書館、体育館などの教育関連施設を活用していただき、趣味などを生かした活動の推進や保育園や学校と地域の協働活動による子供たちの見守り支援、高齢者の支援など、自治会などと協働により地域づくりを進めていきたいと考えております。以上です。

議長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） ただいま町長及び課長のほうから、いろんなことを考えるという答弁ありましたけれども、具体的に何々をやるという答弁はありませんでしたので、この6次総合計画、それに縛られることなく、それ以外のことでも、具体的なやることを今後考えていただきたいというふうに思います。

それでは、次の2つ目に移ります。

次は、吉岡町振興公社の経営に関する質問です。

まず1問目、現状のよしおか温泉の経営方針を検討・変更なさる考えはどうかということについて質問いたします。

現在、よしおか温泉では、新型コロナ禍の下、長期間の営業停止、利用方法の一部訂正などが行われまして、苦しみながらの経営活動が現在続けられていると思います。その最大の原因はコロナ禍の利用者の減少であろうと推測いたしますが、日本全国で、国や地方自治体からの支援金では経営が維持できず、主に飲食業、観光業で営業不振、倒産等が多発しております。当然、よしおか温泉でも利用者は減少し、収入は減るが固定費用は一定の割合で出ていくという苦しい経営状況でしょう。よしおか温泉としては、企業努力によって収入を確保し、支出を抑える施策を打ち出しているとお見受けいたします。

しかしながら、その打ち出した温泉の経営方針や利用方法の変更など、改革の結果に対しまして、一部の町民、利用者の方々から不満が出ている状況であると聞いております。これは昨日の本会議でも小池議員が質問されまして、町長もそれは十分認識しているということですので、対策も十分考えられていると感じますけれども、これから質問いたします。

まず、通年券の廃止は困ります。半年券は臨時休業日が通算90日以内であれば有効期限は延長しない、こういうことは納得できません。サウナの故障と使用不可を早く解消し

てほしい。そのほか、設備の不具合、一部清掃が十分でない、不備な点があるなど、細かい改善要望があります。

収入が減少、固定費は出る。一般業者のような特別な支援金はない。しかし、赤字削減は至上命令。当然、営業しているわけですから、こういうふうにならざるを得ないと思います。町長、振興公社社長もさぞかし困っていると思います。昨年度のコロナ禍にはあまり影響なかった1年間がありましたけれども、今の時期、我慢のしどころだと思います。確定ではありませんけれども、新型コロナも落ち着くであろう来年夏以降を目指し、設備の修理を行い、それ以後、本格的なサービスの向上と集客努力に傾注すべきだと思います。ここ一、二年は仕方がないです。なぜなら、集客商売は日本全国的に駄目なんです。今は我慢して、将来に向けて方策を練り、資金投入もやむを得ないときだと思います。これを準備しないと、新型コロナが落ち着き、いざこれからとなったときに間に合いません。

町長、以上のことについて、現状の把握、今後にどのような変更策をお持ちですか。お聞きしたいと思います。特に、通年券の復活売出しには町民の強い希望があります。これが福祉の意味合いが強い温泉とすれば、それは非常に重要な事柄であると思います。また私の耳には、付録になりますけれども、通年券を復活していただくんだったら若干の値上げもしようがないんじゃないかと、この不満を持っている人からの意見です。それぐらいの意見も出ているぐらいなんです。それぐらい通年券あるいはそれ以後の改修点を希望しているわけなんです。

それでは、町長、お願いします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 株式会社吉岡町振興公社の経営方針等についてご質問をいただきました。

昨日も小池議員よりご心配をいただきましたが、吉岡町振興公社は、住民の福祉向上や健康増進、地域の振興及び交流を図ることを基本方針とし、地域社会の発展に寄与するとの理念により運営を行っております。平成18年度から指定管理制度による運営を行っており、14年が経過いたしました。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により大変厳しい経営状況であります。そのような中、スポーツ、レジャー、温泉、食事、地域情報の収集、休憩機能などの複合施設としての優位性を活用しながら、社長ほかスタッフ一同、一生懸命努力を重ね、運営を行っております。

現状の把握等、詳細については、産業観光課長に答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） それでは、詳細等の説明をさせていただきます。

まず、よしおか温泉リゾートピア吉岡の現状についてですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、今年の3月18日から5月31日まで臨時休館とさせていただきます。6月1日より営業を再開しましたが、営業時間の短縮やロッカー・休憩スペースの間引きなどを行い、また、サウナの休止など、利用者の皆様にご不便をおかけしながらの再開となりました。

入館者数の推移につきましては、6月が1万2,151人、前年同月比52.4%でスタートし、8月が1万2,877人、前年同月比55.8%、10月には1万5,053人、前年同月比68%となり、徐々にではありますが、入館者数が増加する傾向にございます。

また、温泉単体の経営状況であります。今年度の累計純利益につきましては、10月末現在852万2,000円の赤字となっておりますが、10月単月の純利益については42万9,000円の赤字であり、利益についても徐々に回復傾向となっております。

温泉の運営管理につきましては、指定管理により振興公社にお任せしております。振興公社において入館者の増加を目指すべく、情報誌への掲載やSNSでの情報発信など、宣伝広告やレストランの割引企画の実施、ポイント付与の充実、ゴルフ利用者へのクーポン配付や抽せん券の発行などの取組を行っているところでございます。

次に、通年券の廃止やサウナの休止についてですが、まず、通年券につきましては、温泉利用者の皆様から様々なご意見があることや経営上の面での懸案事項が増えていることなどにより、廃止の検討が続けられておりましたが、今年の6月29日に温泉施設の管理等に係る調査研究懇談会を開催し、委員の皆様のご意見を伺いました。

当日の懇談会での説明内容につきましては、1年券の町内所有者が13名、町外所有者が9名。半年券の町内所有者が90名、町外所有者が121名。総合計としまして233名の方が通年券を所持していること。また、現在の1年券の所有者は5年前の3分の1であり、また、新規に通年券を購入される方は5年前から半減し、さらに、購入者のほとんどが町外者であること。近隣の温泉施設において、通年券と呼ばれるような利用券を発行している施設はほとんど見当たらないこと。また、今回のような臨時休業などの場合に通年券の取扱いについて、対応の複雑化などのリスクについて等々、説明をさせていただきました。

続いて、サウナの休止についてですが、今年の1月18日に男性サウナのヒーターが故障し、翌日から使用休止となりましたが、修理を行いまして2月5日から再開しました。しかし、4日後の2月9日に再度故障したことにより、また休止となってしまいました。2回目の故障については修理不能の状態であり、ヒーターの交換が必要との結論に至りま

したが、同型のヒーターは製造会社の廃業により交換も不能という状況でございました。他社のヒーターに交換することになりますと、消防法の規制により、サウナ室の改修が必要になるということが判明したため、工事を行うまでは休止せざるを得ない状況になってしまったとの説明をさせていただいたところでございます。

最後に、今後のことについてですが、まず、通年券の復活をということでございますが、温泉の施設につきましては、建設から22年が経過しまして、施設の老朽化が目立ち始めております。今後、数か月の休業を必要とするような修繕工事等が見込まれる状況にもなっております。利用者の皆様には大変ご不便をおかけすることになりますが、通年券に代わるサービス等について振興公社と検討を行っている状況でもありますので、ぜひともご理解をいただきたいというふうに思っております。

また、サウナについてですが、今回の補正予算に温泉施設改修工事設計委託料について予算計上をさせていただきました。内容は、男女サウナ室の改修に係る設計業務委託でございますので、工事に向けた準備を行いたいと考えているものでございます。

その他の改善要望等につきましても、その都度、振興公社にお伝えし、改善を図りながら利用者の皆様の満足度向上に努めていきたいと考えております。以上です。

議長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） 答弁いただきました。先ほど課長の話の中で、大分利用者が減っている、通年券には特にそうだという話ですけれども、その減っているというのは私も聞いております。ですから、今後どうしたらいいのかということであります。

それで、2つ目の質問に移るわけです。よしおか温泉、今後の経営方針と将来像はどうしたらいいかということです。

町長、よしおか温泉とは何でしょうか。私は、申し訳ありませんけれども、設立時の趣意書を読んでおりませんのでちょっと分かりませんが、まずは利益を増やして町民の財政に寄与するための営利企業ですか。それとも、町民への社会福祉を主体とする福祉施設でしょうか。私は両方、今後のよしおか温泉の在り方として、両方の目的を達成するために努力すべきだと考えます。それなぜか。一番最後の質問で町長にお答えいただきます。

今、この目的の2つ、営利を目的とすること、それから福祉を目的とすること、この2つの運営方針が曖昧であって、両方を1つの方策によって何とか達成しようとしているために、その成果が十分得られていないのではないかと私は思います。すなわち構造的に問題があるんだと思います。

近隣の類似温泉施設に比較して、よしおか温泉は低料金です。これは温泉が町民への福

社の意味を多々含んでいるからでしょう。しかし、この低料金を利用者全体に適用しているのは合理的ではないと思います。これからは、町民を対象とした温泉の利益と町民の福祉を兼ね合わせた1つの料金体系、一方、一般利用者、すなわち町外者の料金体系をつくり、二本立てにすべきではないでしょうか。幸い、町の周辺には渋川、元群馬町町内へと民間営利企業の温泉施設があります。共に立派な利益を上げて運営されていると見てとれます。これらの温泉の経営方法はどうか。それとも、町民と町外者の区別の方法などの検討、これら全体を目的とした検討チームを立ち上げて、よしおか温泉の将来像を模索してはどうでしょうか。

とにかく、構造的な問題点を変える、現在のやり方をこのまま続けていたのではよいことではないと思います。現状が続くだけでなく、さらに状況は悪化していくのではないかと考えますが、町長のお考えはいかがでしょうか。お聞かせ願いたいと思います。

議長（山畑祐男君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） それでは、まず、リバートピア吉岡の入館料でございますが、今年の4月より料金改定を行っております。大人料金で申し上げますが、以前は全日、平日・土日祝日等全て含めます全日であります。4時間券を400円、1日券が500円というものであったものを、4時間券を廃止し、平日の1日券を400円、土日祝日及び繁忙期の1日券を500円ということに改定しております。議員さんご指摘のとおり、近隣の類似施設に比べ低料金の設定になっているというふうに認識しております。

施設の運営管理につきましては、ご存じのとおり、吉岡町振興公社が指定管理に行っており、料金改定についても振興公社からの申入れによるもので、町もそれに同意したというものであります。

今後におきましても、運営管理を行っている振興公社を中心とした経営方法の在り方や町民と町外者の区別の確認の方法などにつきまして、町も協力をさせていただきながら検討を進めていきたいと考えております。以上です。

議長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） あまりはつきりした答弁でないので残念ですが、とにかく、今の状況を継続したのではよいことではないと思います、町長。これは、先ほど言いました6次総合計画に向けても検討すべきだと思います。それについては、次の質問にも出てきますけれども。

現在、観光開発、振興公社、それから榛名山の中腹、あるいは小倉のブドウや乾燥芋、これいろいろ町としては観光開発に取り組んでいると感じております。しかしながら、そ

の取組はまだその緒に就いたばかりだというような感じが私には見受けられます。

船尾滝周辺の開発余地も十分にまだあると思われますし、小倉の乾燥芋、ブドウ園、さらに現在はありませんけれども、観光イチゴ園なども視野に入れた今後の観光開発、それが必要ではないでしょうか。さらに、利根川べりのケイマンゴルフ場、それからパークゴルフ場、こういうものもあります。さらに、ケイマンゴルフ場の南側から吉岡川が利根川に流れ込む河口付近までのエリア、ここに魚釣りや散策を楽しむ水辺の公園を建設、こういうことも必要ではないでしょうか。そうです、残念ながら昨年亡くなりました五十嵐元議員が提唱されていましたあの水辺公園です。山や観光農園で楽しみ、緑地運動公園で汗を流したり、散策したりする。その後で、リバートピア吉岡で汗を流して帰る。もちろん温泉だけが目的の方々もおられるでしょうが、とにかく、吉岡の観光開発にはリバートピア吉岡が、そして振興公社の維持発展が必要、これを欠いては観光開発がうまくいかない面があるということさえ私には感じられます。この構想につきまして、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 吉岡町の観光開発は民間主導で取り組まれており、伊香保温泉へ向かう県道前橋伊香保線の沿線の商業施設や店舗がメインであります。議員の皆様はじめ、町内外の方々からも、吉岡町の観光資源について様々なご意見やご提案をいただいているところでもあります。

皆様ご承知おきのとおり、行政における観光産業は、地域のPRという側面で捉えられがちですが、重要なことは、地域に利益をもたらすものであり、地域事業者の所得向上及び雇用を生むものでなくてはなりません。そのような取組に先導して取り組んでいくとすると、お客様への新たなサービス提供や機を捉えた物品の販売といった積極的な取組のために、機動的に資金と人材を運用していくことが求められます。そのような取組を求められる事業形態は、町、公共団体の枠を超えた弾力的な組織が必要です。したがって、観光政策を進める上でこのような課題を解決するために、行政以外の担い手が必要であることは認識していかなければなりません。

現在、吉岡町では、民間と行政の中間的な組織として地域振興に取り組める可能性が考えられるのは、議員ご指摘のとおり、吉岡町振興公社のみでございます。吉岡町振興公社は、よしおか温泉リバートピア吉岡と緑地運動公園の施設の管理運営を指定管理者として行っております。そのほかの取組は行っておりません。現在の振興公社におけるスタッフの状況や経営資源により、どのような取組が可能であるか。さらには、これから展開すべき地域政策の展開方針について、長期的な展望を視野に調査検討を進めてまいりたいと考

えております。

議長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） 長期的な展望ということにならざるを得ないと思います。これには時間がかかるからです。

次に移ります。

待機児童の解消計画のその後はということで、待機児童の解消が今年の9月、新聞に発表されまして、解消された。しかし、その後もまだ私は心配していることがあります。今後の保育所、幼稚園の今後の受入れ増員計画について質問いたします。

先ほど解消についてお話ししましたが、町長、そしてこの待機児童の解消に尽力していただいた担当者の方々、誠にありがとうございます。私からもお礼を申し上げます。

さきの9月の新聞に吉岡町が待機児童解消との記事が掲載されました。私もうれしく思いましたし、保護者の方々も大変喜んでおられると思います。以前、私が一般質問した答弁では、3年後までを目標にして達成すると約束していただきました。今回は小学校就学以前の子供たちだけではありますが、待機解消が達成できてよかったなと思っております。

しかし、まだ次、私にはまだ心配事があります。これもまた以前の私の一般質問への町長の答弁でありますけれども、現在、吉岡町には100人以上の幼児が町外保育所、幼稚園に通っているという実態があるということでありました。どこに自分の子供を通わせるかは保護者独自の自分の当然の自由の権利ですけれども、この100人を超える幼児の中には、吉岡は待機解消されていないので町外に行くしかないなと考えたとか、申し込んだが入れなかったのが町外へ出てしまっただけという方、すなわち隠れ待機児童と呼んでもよい幼児がいるのではないのでしょうか。吉岡町に十分な包容力がある、収容人員がさらに拡大されれば、これらの人たちが町内の幼稚園、保育所に通うようになるんじゃないですか。

一方、考え方を変えまして、100人以上の幼児を町外の保育所、幼稚園に出しておいてよいのですか。人間の様々な感覚は、幼児期、小学生の時期まで頃に、その多くの感覚が形成されるとの医学的な報告もあります。その一つが、ふるさと感覚の意識の醸成です。これは大切だと思います。町長、町の幼児には町の中の保育所、幼稚園に通っていただくのがベターではないのでしょうか。そして、町の小学生の数は、現在の予想で見ますと、令和6年、7年頃までに増え続けるとの予測があるではないですか。したがって、幼児の数も同様に増えるのではないのでしょうか。

以上のように、将来を見通せば、新聞に待機ゼロと載ったからよかった、安心したと言っているわけではないでしょう。直ちに次の行動を起こしているべきです。町長、保

育所、保育園の今後の受入れ態勢の準備はどのように考えて、そして、計画はどのような状態で進んでいるのですか。お聞かせ願いたいと思います。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 町では、平成30年度から待機児童が発生し、令和2年4月時点では待機児童がゼロとなりました。これは、町内法人の協力により、第三保育園の改築による定数の増が主な要因と考えております。

しかしながら、今後も人口増加傾向の吉岡町では、保育のニーズが増えることが予想されることから、さらなる定数の拡大を予定しております。

今後の計画については、健康子育て課長に答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） 今後の定員増の計画についてですが、町内の法人の協力によりまして、令和2年度、今年度ですが、第二保育園が今増築をしております。このことにより10名の定員の増となります。また、その他、第五保育園になりますが、園舎の建て替えを予定してまして、令和4年中の完成を目指してございまして、完成時には、予定となりますが、40名程度定員の増ということになります。以上になります。

議長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） そうしますと、今、町長お答えいただきまして、課長もお答えいただきましたけれども、それで令和6年、7年までの需要は満たせると、こうお考えですか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 完全に満たせるとは考えておりません。

議長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） そうしますと、その後にも増設しなくてはならない、定員を増しなくてはならないという問題があることは十分認識されておられると思います。取りあえず、先ほどの10人、40人、これを確実にやっていただき、その後は情勢に応じてさらに取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、学童クラブについてお尋ねいたします。これも定員増計画です。

町長、近年は、学童保育の希望者が増加していると私も聞いております。その理由は、政府の提唱する一億総活躍時代、世間にはびこっている人手不足、まず、次に家庭のお母

さんたちをはじめとした就業意欲の向上、これらが相まって学童保育の希望者が増加しているというふうに感じております。ここにおいて、その政府の思惑、お母さんの思惑というのは必ずしも一致しておりませんが、仕事に就いて収入を得て、社会にも貢献できるといった結果、これに向かうという観点においては、両者のベクトルは一致しております。理にかなっていると思います。すなわち小学生に対する学童保育事業の拡充は、国と町民の両方から強く求められている問題です。

子供を産んだ後、安心して育てられる子育てシステム、教育と非行防止に貢献する学童保育システム、これらを完備してこそ保護者は安心して仕事に就け、収入を得られ、その労働力は人手不足を緩和し、社会発展に資するものとなります。そして、収入を得たご両親は、生活費に、教育費にと、その収入を割当てを増やすことができるようになります。そして、次の子供への希望が湧いてくるのではないですか。これが少子化の解消の一つの要因です。このシステムのサイクルに考え、行政上の不具合が生じると、これが崩れて世の中がうまく回りません。すなわち、このサイクルの完成は現在の日本社会の最大の懸案であります少子化問題の解決に大きく寄与するものと思います。もちろん、吉岡町も例外ではありません。

このような話は、この議場におられる方もそうでしょうが、町長をはじめ、行政の皆さんも十分承知していると思います。しかしながら、なかなか実現ができていないというのが問題点です。さきの本会議にて、富岡議員からの一般質問に対し、定員増員計画を進めているとの答弁ですが、この少子化問題、学童保育の問題というのは、進めているではなくて、いつまでに、どこへ、何人分というべきレベルの、今月、来月、再来月までに、何を、どうするかといった急を要する、喫緊の課題ではないですか。そこに進めているという回答ではまずいと思います。

以前の答弁では、将来、先ほども言いましたが、3年後を目途にと言われました。それでは当然遅過ぎます。現在の考えと、いつまでに、どこへ、何人分という実行計画をお聞かせください。

議 長（山畑祐男君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） 学童クラブにつきましては、待機児童が発生している状況であります。それで、議員ご質問の学童クラブの定員拡大計画についての質問ですが、現在、町として3つの計画を予定しております。

1つ目として、既存の学童クラブの建物を利用して、面積基準というのがあるんですけれども、この面積基準を最大限に活用して、令和3年度の定数の増加を図るというふうに計画しております。このことにより、おおむね20名の定員増となります。

また、2つ目として、町内の法人に、令和3年度より学校クラブの運営をしてもらえるように現在依頼をしているところです。このことにより、約15名程度定員増ということになりまして、以上により、令和3年度につきましては、令和2年度当初に比べて35名の定員増を予定しております。

また、3つ目として、今回の補正でも上げさせていただきましたが、明治地区に学童クラブの新設を予定しております。こちらにつきましては、本年度に設計に着手しまして、来年度、令和3年度に建築、令和4年度の開設を目指しています。こちらの施設整備により、令和4年度につきましては、おおむね85名の定員の増ということになります。以上です。

議 長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3 番（飯塚憲治君） ありがとうございます。いつまでに何人というお答えをいただきまして安心しました。

ちょっと質問がもう一つあるんですけども、2分ありますから。

ここに、町長、子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書というのが31年の3月に出ていたと思います。ここにもう一部、吉岡町第2期子ども・子育て支援事業計画というのが令和2年の3月に出ています。このアンケートというのは、これをつくるための下地だと思うんですが、その中でこれを見ますと、先ほど課長が説明されたとおり、令和3年から4年の間に約40人ほど増員されていますよ。その想定される学童クラブを希望する人間に十分対応できるということになっていると思うんですけども、その令和4年度以降405人とこれになっていますけれども、それ以後変わっていませんけれども、これで対応は大丈夫なんですか。

議 長（山畑祐男君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） こちらにつきましては、先ほどちょっと答弁させていただいたんですけども、明治地区の学童クラブの新設の増加分を加味していませんので、実際この計画をつくった後に、さらに定数が増えているというような状況になっております。以上です。

議 長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3 番（飯塚憲治君） そうすると、この405人というのは、大まかの数でいいですけども、何人になるんですか。

議 長（山畑祐男君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） 先ほどの数字と足し引きになると思うんですけども、おおむね40名程度はその数字よりはプラスできると思います。以上です。

議長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） ありがとうございました。その計画にのっとって、先ほどの保育所、幼稚園と併せて、現状を常に調査しながら増員計画には対処していただきたいというふうに思います。

議長、これで終わります。ありがとうございました。

議長（山畑祐男君） 以上をもちまして、3番飯塚憲治議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩を取ります。再開を10時50分といたします。

午前10時32分休憩

午前10時50分再開

議長（山畑祐男君） 会議を再開いたします。

4番廣嶋 隆議員を指名します。廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君登壇〕

4番（廣嶋 隆君） 議長への通告に基づき、一般質問をいたします。

1、林道栗籠井堤線について。

今年9月議会で、平成29年の計画では県道まで林道として整備する予定でしたが、平成30年5月に左岸側の計画地を含む山林において、残土処理としての林地開発が許可されました。このため、林道として整備するための補助条件を満たすことが難しいという判断により計画を断念した経緯があると答弁しております。全線林道がいつの時期から滝の沢左岸から町道になったのか。この点について追及してまいりたいと思います。

（1）林道として整備するための補助条件を満たすことが難しいという判断について、9月議会での答弁では分かりにくかったので、具体的に分かりやすく説明をお願いしたいと思います。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 廣嶋議員のほうから林道栗籠井堤線について質問をいただきました。

林道の補助事業につきましては、整備予定地の周辺の森林につきまして調査をしたところ、成熟度の高い人工林が大半を占めているにもかかわらず、滝の沢川や自害沢川の深い沢に分断されているために、木材の搬出等に利用できる道路がない状況であり、一部には

手入れ不足の状態も見られました。

そこで、森林の持つ公益的機能を発揮させるために、適正かつ継続的な整備の必要から林道を整備することについて、群馬県の森林事務所に相談したところ、補助事業の採択の見込みはあるとの回答をいただいた経緯がございます。

補助事業の採択の条件については、産業観光課長に答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） それでは、まず、林道を開設する場合の補助事業採択の要件についてですけれども、林道の区分によって決められております。現在工事中の林道栗籠井堤線につきましても、森林管理道として整備するものであり、作業道と一体的に林内路網を形成し、森林整備と直結する目的で開設するものでございます。

採択の要件といたしましては、利用区域の民有林面積が10ヘクタール以上であること、また、開設林道の幅員が3メートル以上であること、及び、その林道の延長が200メートル以上であることということになっております。以上でございます。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） ただいま説明いただきました。林道には、地域的経済助成の目的もあると思うんです。多目的利用性があるわけです。

このような中で、次の（2）番、残土処理場の開発申請はいつ出されて、いつ許可されたのか。また、どのような内容だったのかお答えください。

議長（山畑祐男君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） ご質問の残土処理に係る林地開発許可申請につきましては、平成30年2月8日付で群馬県知事宛てに提出がされております。なお、許可日につきましては、平成30年5月24日付で群馬県のほうより許可を受けております。

また、林地開発の内容についてですが、開発行為の目的は残土処理場であります。開発行為の事業区域面積は4万3,486平方メートルであり、開発行為に係る森林の面積は2万5,823平方メートルです。埋立容量につきましては18万2,202立方メートルでございます。なお、事業の完了予定につきましては、許可日から4年間ということになっております。以上でございます。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 次に、3番、林道栗籠井堤線の計画が決定した年月日についてお聞きいた

します。

議長（山畑祐男君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 計画が決定した年月日といたしますと、林道部分の立ち木や測量などの調査業務委託につきまして、平成29年第1回定例会にお諮りをいたしました、平成29年度当初予算のご承認をいただきました平成29年3月16日が事業計画の決定の年月日であると認識しております。以上です。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） そうしますと、林道計画とすれば平成29年3月16日議会で可決され、29年度の予算化ということになったと思うのです。

残土処理が、申請が平成30年2月8日、許可されたのが同5月24日ということで、当初、林道は全線林道だったわけです。いつの時期から、滝の沢を渡った左岸から県道前橋伊香保線までが町道になったと思うんです。いつの時期にこれが変わったんですか。お答え願います。

議長（山畑祐男君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 29年度当初予算のご承認をいただきまして、その後、平成30年9月21日に地元の皆様に説明会をさせていただいた経緯がございます。その時点では、もう既に皆様にご説明をさせていただいた時点では、左岸側については町道で整備を予定していると、構想しているということで説明をさせていただいております。

決定の日はいつなのかということでございますけれども、こちらでその協議を行ったりした部分につきまして、詳しい内容を記載した文書等手元にごございませんのでお答えすることができません。大変申し訳ございません。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 地主から残土処理の開発計画が出たのが平成30年2月8日。認可、許可が5月24日。この間、県から町に対して何か話はあったんですか。

議長（山畑祐男君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 県のほうから開発の申請が出たということになりまして、その後、町のほうにはそれについての意見照会というものはございました。意見照会につきましては、町のほうへ平成30年2月22日に照会が来ております。その後、町のほうでは、翌月の

3月2日に意見書の回答を県のほうへ行っております。以上です。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 平成30年2月22日に県から意見が町に対して問合せがあったと。そして、町は県に返事したのが平成30年3月2日であると。どのような内容の返事をしたんでしょうか。お答えください。

議長（山畑祐男君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 町のほうで回答させていただきました内容につきましては、本開発に係るものにつきまして、町のほうでは特に支障はございませんということで回答をしております。以上です。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） そうしますと、町は特に支障がないという返事なんですけど、この残土処理の問題が開発許可があったために林道としての、先ほど説明いただいた面積が削られるわけです、林地が。それで全線林道、滝の沢を越えたほうの林地が削られたために全線林道と認めがたいという結果になったわけです。どうして町は支障がないという返事を出したのか。当然、平成29年度の予算の中には、林道開発の経費が議会で決議されているわけです。なのに、翌年の平成30年2月22日に県から問合せがあり、なおかつ、同3月2日に問題ありませんと答え出している。問題あるじゃないですか。これを支障がないという返事をしなければ、つまり、この開発をストップというまでもいなくても、承知して対応を取れば全線林道になる可能性はあったわけです。ここに重大な問題があったと思うんです。町長、ご意見お聞きいたします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 当時の回答につきましては、自分はちょっと携わっておりませんでしたので、内容等について回答は控えさせていただきたいと思います。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 残土の埋立ての内容については平成30年5月24日から平成34年5月31日までが申請されているわけです。なおかつ、埋立てについては平成32年12月までと明記されているわけです。つまり、今年の12月までは埋立てしますよと。その後、植林工事として平成33年、つまり令和3年、来年4月まで植林しますよと。これが申請

された内容だと思うんですが、間違いありませんか。

議長（山畑祐男君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 議員さんおっしゃるとおり、町のほうへも提出されております申請書の添付書類に関しまして、工程表を確認させていただきますと、そのとおりであるというふうに思います。以上です。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） この平成33年4月、来年、令和3年4月、年明ければ4月で植林されるわけですか。この全体の4,348ヘクタールですか、埋立規模が、先ほどの回答ですと4,348ヘクタールというふうにお話伺ったんですが、この跡地利用については、その後どうなるか情報は得ておりますか。お答えください。

議長（山畑祐男君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 先ほど議員さんがおっしゃられました開発行為の事業面積につきましては、4万3,486平方メートルであるということですが、そのうちの開発行為に係る森林の面積が2万5,823平方メートルでございます。その部分につきまして、一部開発における雨水等の処理があるということでございますので、その辺の既設道を造る部分があるということは計画で確認しておりますが、それ以外については植林をするということで、それ以外について特に情報は今のところいただいておりません。以上です。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 雨水処理の計画はあるということですが、ということは、この埋め立てたところに何か造るから雨水処理をせざるを得ないわけです。何もしなきゃ別に植林だけしときゃいいわけです。その情報は今持ち合せていないと。これ、早急に情報収集していただいて、ここにまた何らかのものができてしまえば、ますます町道としての開発が後手になると思われるんです。ですから、これは地主の方とかに話を伺えれば、埋め立てた後何か造るんだか、情報は引き出せると思うんです。この辺を情報収集を早急にやってもらって、なおかつ、町道としての路線の概略でいいから線引きをしておかないと、ますます町道ができにくくなる環境にいつてしまいます。

次に、先ほど平成30年9月21日に住民説明会があったということです。そして、先月、11月19日も第2回の住民説明会がありました。やはり皆さん関心持って、早く林道開通を願っているところです。

これまでの事業費を年度別に、県と町の予算に分けて説明をお願いしたいと思います。

議長（山畑祐男君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） それでは、これまでの事業費につきましてお答えをさせていただきます。

補助事業で実施したものについて、平成29年度は、県補助金が280万円、町負担が281万6,000円、合計561万6,000円。平成30年度が、県補助金1,007万円、町負担が1,010万4,000円、合計2,017万4,000円。令和元年度が、県補助金が1,250万円、町負担が1,267万9,000円、合計2,517万9,000円。そして今年度、令和2年度につきましては、まだ事業が完了していませんので、あくまで契約時点の金額で申し上げますが、県補助金が1,479万5,000円、町負担も1,479万5,000円、合計2,959万円となっております。県補助金の合計は4,016万5,000円、町の負担の合計は4,039万4,000円であり、補助事業全体の合計額は8,055万9,000円となります。

そのほか、補助事業の対象とならない町単独事業分の費用といたしまして、平成30年度に167万4,000円と令和元年度に1,131万8,000円、合計で1,299万2,000円の支出をしております。以上でございます。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） ありがとうございます。特に、町単独事業の令和元年度1,131万8,000円については、これは実施されたのですか。それとも、実施されなかったのですか。私は、設計料として約700万円計上したが、それは実施されなかったというふうに聞いておるんですが、いかがですか。

議長（山畑祐男君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 令和元年度の町単独事業で行いました事業の内容につきましては、先ほど議員さん申しましたとおり、669万9,000円につきまして設計調査等の業務委託料ということになっております。そのほか、林道として開設する部分に農地がございましたので、その農地については買収をさせていただいておりますので、その買収費が461万9,000円となっております。以上でございます。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） そうしますと、今まで県の補助事業として町が4,000万、県の補助金

が4,000万、およそですが、約8,000万、4年間でつぎ込んでいるんです。血税が、税金がつぎ込まれているわけです。これで道が完成しないと、このお金全く無駄になってしまうんです。

町長にお聞きいたします。町道を完成させる気があるんですか。お伺いします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） もちろん、本年度中に林道栗籠井堤線開設工事は完成することから、現地の状況等を改めて確認して、県のほうへの相談も含めて、今後の道路整備の手法、方向性を見出していきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 方向性ではなくて、完成させる気があるか、ないか。要するに、この道路、私ども完成させてほしいんです。そういう気持ちが長としてはお持ちですか。お答えください。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 現段階では検討していきたいと思っております。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 先般、議員が現地を視察しているんです。確かに滝の沢まで道はバラスできております。滝の沢じゃなくて県道のほうからも視察をいたしました。そうしますと、私道ではあるんですが、約2メートル道路は滝の沢のところまでつながっております。これを早く、先ほども言ったように、概略でいいから測量していただいて、話を一步先へ進めないと、埋立地の跡地が何か開発でもされてしまったら、ますます町道計画が厳しくなります。ぜひ、渋川土木事務所との交渉もあると思いますが、早期開通に向けて努力していただきたいと思います。

あと、先ほど説明の中に、林道としては、いろいろ林道の条件は説明いただきました。しかし、林道といっても幾つか林道の種類があるわけです。例えば、大規模林道、特定森林開発林道、ふるさと林道、広域基幹林道、このような林道が幾つもあります。広域基幹林道では、地元市町村が林道を借り受け、実質的に市町村道として利用しているところもあるわけです。ですから、こういうことも踏まえて、今後検討をお願いしたいと思います。

続いて、2番、ICT情報通信技術の教育について。

平成29年3月に小学校及び中学校の新学習指導要領が公示されました。この改訂によ

り、各学校においてコンピューターや情報通信ネットワークなどのICT環境を整備し、これらを適切に活用した学習活動の充実に配慮することを新たに明記しています。さらに、小学校学習指導要領では、コンピューターでの文字入力など、情報手段の基本的な操作を習得する学習活動を充実することについて明記しています。加えて、小学校段階でのプログラミング教育を必修化するなど、小・中・高等学校を通してプログラミングに関する内容を充実しております。大人の世界では、既に日常生活や仕事でPCを使うのが当たり前のことであり、ITが深く入り込んでおります。

吉岡町の小中学校では、既に端末機の導入が進んでおります。各家庭での通信環境の整備といったハード面の対応状況も進行中です。令和2年度の群馬県事業であるICT活用スキル教育プロジェクトの中の先進プログラミング教育実践モデル校として明治小学校と駒寄小学校が指定されております。

かつて、教師は壇上の賢人と呼ばれ、子供に知識や知恵を授ける存在でした。

そこで質問します。

1、ICT教育になって教員はどのように変わるのか、教育長にお聞きいたします。

議長（山畑祐男君） 教育長。

〔教育長 山口和良君登壇〕

教育長（山口和良君） ただいま廣嶋議員からICT教育環境の充実において、教員はどのように変わるかということをご質問いただきました。

これは、私が今回ICT教育の充実、議員の皆様にも大変協力をいただいて、1人1台端末を早期に導入をしていただくに当たって、教員がやはり変わらなくてはならないんだろうという思いを強く持っているところでの質問で、大変ありがたいというふうに思っています。

今回の1人1台端末を用いた授業の工夫、それから、小学校2校の先進プログラミング教育実践モデル校の県指定が、これまでなかなか変われなかった教員が変わる、また、授業が変わるきっかけになればというふうに考えております。

少し遡りますけれども、我が国の義務教育では、平成29年3月に公示された新学習指導要領以前も、長い間、生きる力、子供たちが主体的に考える力を育成するために、教師は知識や技能を授ける、教える教師ではなく、子供たちが知識や技能を獲得する過程で、自ら学び考える意欲や能力を身につけるということを主眼に、学習過程や学習方法を工夫して授業を行うということがずっと大切であるというふうにされておりました。しかし、現実には、知識・技能をいかに着実に身につけさせるかという授業からなかなか脱却できませんでした。

その結果、話はよく聞くけれども自分の意見を発信するのは苦手、正解のある課題には

進んで取り組めるけれども、正解が1つでないような問題に他人と意見を交わしながら解決する活動は苦手という児童生徒を育てがちでした。黒板、チョーク、プリントを用いた知識伝達型や1つの正解への到達を求めて活動する授業が多かったということは否めないと考えます。

これからの社会を生き抜く子供たちは、社会が劇的に変わる Society 5.0時代の到来、そして今回の新型コロナウイルス感染拡大など、先行き不透明な予測困難な時代など急激に変化し、これからも変化し続ける時代の中を生き抜く力を備える必要があります。同時に、一人一人の児童生徒が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会のつくり手となるということも求められていることは、私が今さら申し上げることではないというふうに思います。

私は、そんな力を発揮できる吉岡の子供は、毎日の授業を積み重ねて育てていくというのが教育の王道だと思っています。今回のICT教育の充実は、その手段として大きな役割を果たすというふうに考えています。教師は、知識・技能の伝達者から、解決困難な課題を解決する力、正解が1つでない問題に立ち向かって解決の道筋を生み出す力、多様な考えを出し合いながらよりよい方向を生み出していく力をつける授業を展開するということ意識するように変化するというふうに考えますし、また、そうでなくてはならないというふうに考えます。

ICTを導入した教育活動にはたくさんのメリットがありますがけれども、今回整備した1人1台端末、導入したソフトウェア、また、プログラミング教育の充実、そして教室の大型モニター、これらを活用して、子供たちに多様な考えを出し合い、試行錯誤しながら自ら考え、自分の考えを固めていく力を身につける指導をする教師への変革が求められているというふうに考えております。以上です。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） ただいまお話を伺いました。教師は壇上の賢人から、これからはガイド・オン・ザ・サイド、傍らにいる導き手になっていくのではないのでしょうか。教員は知識や問題の答えを一方向的に伝えるのではなく、問題に取り組むためのツールの使い方を説明し、生徒たちと共に考えながら授業を進めていく。そして、先ほど教育長からお話があった、子供が思考力、判断力、表現力を発揮するためには、一人一人に対する教員の効果的な指導や適切な問いかけが必要ではないのでしょうか。そこで教員の学習指導が一層重要になってくると思います。

続いて、2番、教員のITスキル教育について、教育長の考えをお聞きいたします。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 吉岡町では、1学期の臨時休業中から教員向けにグーグルアカウントを配付し、G Suiteの様々な教育用アプリの試用をスタートしました。また、学習用アプリのスタディサプリやミライシードについても、夏季休業中に中学生と町立学校職員が使えるようにしましたので、最初に端末を配付した10月には授業で使う準備がある程度整っておりました。

また、県事業であるICT活用スキル育成プロジェクトのモデル校事業が今年度から当町で開始することが決定し、既に群馬県総合教育センターによる研修等も開始されているほか、文部科学省では、教員が授業改善を行う際の参考資料となるよう、各教科の指導におけるICTの効果的な活用に関する動画や参考資料などをホームページで公表しております。

吉岡町では、そういった研修や各種資料なども活用しつつ、ICTに強い教員が中心となって、授業の中での効果的な活用方法、ICT化全般に対する全ての教職員のスキル向上を図っていきたいと考えています。以上です。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） ICT教育を行う上で、情報通信機器の使い方、つまりネットリテラシーについての知識、端末の不具合、ネットワークやアプリのエラー、不正アクセスへの対応など、授業を中断させるトラブルを短時間で処理する能力も必要ではないかと考えております。

次に、3番、教育現場にICTを用いるメリット・デメリットについてお聞きいたします。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 教育現場にICTを用いる最大のメリットとして、生徒が自分の考えを端末上で表現したことをグループで、または、クラス全体で瞬時に共有できることから、教師のコーディネートにより友達の考えと比較して新たな気づき生まれ、自分の考えを修正したり、深めたりすることができるようになり、これまで以上に考える力がつくことが期待されます。また、生徒が授業に積極的に参加しやすくなったり、生徒も教員も楽しみながら効率的な学習ができること、生徒のモチベーションが上がること、今までには実現できなかった授業ができること、教員が効率的に授業を行うことができること、教員間での情報共有が簡単にできること、教員の授業準備のための時間短縮が図れること

などもメリットになると考えています。

反面、デメリットとしましては、機器のトラブルによる授業中断やICT危機に苦手意識を持つ教員の負担が増えることなどが考えられます。以上です。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） メリット・デメリット、おのおのお話を伺いました。

メリットとすれば、情報の共有、効率化等が図られる。

あと、デメリットにすれば、端末を見続けることによってドライアイとか、そういうような影響が懸念されますので、その辺も十分注意されたいと思います。

また、メリットを生かすためには教員の役割が大きく影響します。これまでどおりの一斉授業のほうが楽に違いありません。児童生徒に個別に対応して指導していくのは、最初は骨が折れる作業だと思います。とはいえ、技術の活用次第では教員の負担も下がりますし、工夫次第では面白い授業ができるようになるのもICTならではのものだと考えております。

続いて、デメリットがいろいろ挙げられましたが、デメリットの解消法について考えをお聞きいたします。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 教育現場で最も気になっていたのは、使いたいときにすぐに使える端末であるかどうかということでした。あと、トラブルがあったときにどうするかということでありました。

そして、最終的に吉岡町が導入した情報端末はクロームOSというシステムを搭載したものであり、このOSの特徴は、動作の負荷が軽いこととデータは基本的にクラウド上に保存されるという点にあります。具体的には、電源を入れてから10秒もかからずに起動することや、ユーザーがグーグルアカウントでログインすると、そのユーザーが使っているアプリやブックマークなどが自動的に端末上に再現されてすぐに使えるため、例えば、端末が壊れた場合の対応がしやすいこと、不具合が発生しにくいことも今回の端末を導入するための視点の一つとなっております。

また、今まで授業には必要がなかったICT機器が授業現場に入ることに對して、ICT機器に苦手意識を持つ教員の負担が増えることなども導入に当たってのハードルとなり得ると考えておりましたが、このことにつきましては、GIGAスクールサポーターの活用や先行的に既に取り組んでいる教職員による情報共有、インターネットを利用して行われる各種研修への参加のほか、今年度新たに指定を受けた先進プログラミング教育実践モ

デル校の取組なども通して対応していければと考えているところでございます。以上です。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） パソコンやタブレットを使う時間が長くなりますと、紙や鉛筆を使って書きする機会はどうしても減ってきてしまいます。漢字や文章を手で書く力が養えない可能性も指摘されております。今後、デジタル化が進む中で求められているのは、得た情報を選択し、活用する能力や創造力を持った子供の育成と言えるでしょう。このようなことを視野に入れて、今後進めていただきたいと思います。

次に、機器の故障やシステム障害による授業の中断が心配されます。専門家でない限り、機器にトラブルが起きても自分で直すのは難しいのです。

（4）機器のトラブル対策について、どのような対応を検討しているのですか。お聞きいたします。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 先ほども答弁しましたとおり、授業中いざ使おうと思ったときに使えないというのは、ICT機器の導入に当たり教職員が一番心配することでもあります。

このクロームOSというOSで動くクロームブックについては、先ほども言ったとおり、ユーザーがログインすると、そのユーザーが使っているアプリやブックマークがクラウド上から降ってきて、それで自分がいつも使っているデスクトップ環境が自分の端末に自動的に再現されるというものでありますので、万が一、不具合が発生した場合についても、学校で確保している予備機を代替機としてログインするだけで、いつものデスクトップ環境が整うこととなります。

また、今年度は無線LAN構築事業として、GIGAスクール構想専用のインターネット回線を整備いたしましたので、ネットワークにトラブルが生じるリスク等もかなり低下しているのではないかと考えております。以上です。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 既に日常生活や仕事ではITが欠かせなくなっております。教員の適切な管理の下で、子供が社会に出るまでにこれらのテクノロジーの使い方や気をつけるべきことを理解させておくほうがリスクへの対応という意味では有益なはずです。デジタルとアナログをバランスよく使い、子供が自分に必要な手段を適切に選択できるようにして、社会に送り出してあげるのが教育の役割の一つではないでしょうか。教員と生徒が一体とな

って、モデル校にふさわしい成果を上げてください。期待しております。

次、3番、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について。

令和2年9月1日にスポーツ庁・文化庁・文部科学省の連記で、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革についての連絡が各都道府県等にありました。これによると、部活動改革の第一歩として、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築すること、休日における地域のスポーツ、文化活動を実施できる環境を構築すること、休日の部活動の段階的な部活動の推進を図ることを示しております。なお、休日の指導を希望する公立学校の教師については、兼職兼業の許可を得た上で、地域部活動の運営主体の下で従事することが考えられるとあります。

平成31年1月25日、中央教育審議会の答申では、学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務の一つとして部活動を挙げ、部活動の設置・運営は法令上の義務ではなく、将来的には部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきとされております。

学校現場では、教員の長時間勤務の原因の一つに運動部活動の指導が挙げられております。

そこで、お聞きします。

(1) 文部科学省の方針を受けて、学校の働き方改革について、教育長の考えをお聞きいたします。

議 長(山畑祐男君) 教育長。

[教育長 山口和良君登壇]

教育長(山口和良君) 部活動の視点から学校の働き方改革についての考えを述べさせていただきます。

部活動は、学年や学級を異にするメンバーからなる集団での活動を通じた人間形成の機会となるとともに、生徒一人一人の個性や持ち味を發揮できる場となる一方、教師の長時間勤務の要因とされ、当該種目の指導経験や競技経験のない教師にとって、心理的負担になったり、経験のない種目の指導方法を学ぶために自分の時間を割いて講習会に参加したりする教師も存在するという問題を常に抱えております。生徒にとっても、顧問次第で望ましい指導を受けることができないというような課題を生じることもあり、全ての部活動において一定の技能を身につける場として持続可能になっているとは言えない状況があちこちで見られます。

部活動は、学校教育の一環として行われる活動ですが、中教審の答申にもあるように、必ずしも教師が担う必要のないものであるということを踏まえ、まずは、休日の部活動における教師の負担軽減を図るために、教師の勤務を要する日、平日に学校の活動として行

われる学校部活動と、教師の勤務を要しない休日に地域の活動として行われる地域部活動を区別しながらも、お互いに連携を図りながら活動に取り組めるということが理想となります。

地域部活動の指導者としては、現在もスポーツエキスパート事業でお世話になっている方々や退職教員、地域のスポーツ指導者、生徒の保護者等が考えられますが、こうした地域人材を十分に活用できれば休日の部活動における教師の負担軽減を図るとともに、年度が替わっても途切れることなく、生徒の望む指導を行える体制が整っていくと思われまます。そのためには、地域部活動を担う人材の発掘、その方々の時間の管理や賃金等についても検討する必要が生じます。

今後はこのような準備も視野に入れ、県全体の動きも注視しながら段階的に実施し、働き方改革につなげていくことになるというふうに考えております。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 教員の中には、部活動にやりがいを感じている教員がいらっしゃると思います。中学校における部活動は、教員と生徒たちの非常に濃い触れ合いの場にもなっていると思います。この辺も考慮して、今後、国の方針に沿っていろいろ検討していただきたいと思います。

次に、部活動は学校の一環として行われるものですが、あくまで生徒の自主的、自発的な参加により行われるものです。主体は生徒側にあり、学校の先生もそうした生徒の要望に基づいて顧問を引き受けるというのが建前です。

吉中部活動運営規定・運営方針には、部活動は学校教育の一環として、目標達成のために互いに競い、励まし、協力することで資質・能力の育成を図り、健全な心身の発達を目指す。土曜、日曜、祝祭日、長期休暇中は顧問の指導の下で活動を行う。部活動外指導者については、教育委員会の外部指導者派遣事業の活用を原則とするとあります。

これからの部活動の在り方について、考えをお聞きいたします。

議長（山畑祐男君） 教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 議員ご指摘の令和2年9月1日付スポーツ庁・文化庁・文部科学省通知、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革についての実現には、中学生が部活動の延長として参加できる地域のスポーツ環境の人的整備とともに、これまで、これも先ほど議員がおっしゃいました、部活動顧問との師弟関係や地道な練習の積み重ねの下で育まれてきた生徒の自己肯定感や学習や生活への意欲向上、健全な心身の発達など、学校の生徒指導的側面へ部活動が果たしてきた貢献の部分、これをどう持続していくのかという大きな課題を

解決しなくてはなりません。

この通知の内容を目指すとするれば、吉中だけで取り組むのではなく、県単位で運動部活動の各種大会の持ち方を検討するとともに、教師も、保護者も、生徒も、これまでの部活動の在り方として抱いてきた概念を大きく砕く覚悟も必要かもしれません。部活動の改革には、群馬県の教育界全体の共通理解の構築、そして、我が吉岡中を取り巻く地域の大人の理解と協力を取り込んでいくことが必須であろうというふうに考えています。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 教育長がおっしゃるとおりだと思います。

吉中の部活動は、全国大会で優秀な成績を残しております。昨年3月、スポーツ庁が策定した運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインに沿って現在吉中では部活動をしていると思います。その中で、吹奏楽部は昨年12月15日、第15回全国ポピュラーステージ吹奏楽コンクールで群馬県で初の全国優勝を遂げました。

部活動を運営する上で、保護者の協力と理解は大きな要素になっております。部活動からは様々なことが学べます。メンバーと協力し合うことや競技力を高めること、自己管理の力をつけたり、組織の運営を担ったりすることも重要な意義でしょう。今は教育の専門家である教員が運動部活動の場であるスポーツ指導をすることにより、生徒の健全育成が図られていると考えます。

次に、首都圏の私立中学校では、29%に当たる89校に部活のパソコン部があります。吉中部活動創部廃部規定によりますと、部活動は新設・創部は原則認めないとありますが、IT環境も整ってきております。

（3）パソコン部の創部についての考えをお聞きいたします。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 議員おっしゃるとおり、吉岡中学校が定めて部活動創廃部規定には、部活動の新設・創部について今後は原則認めないと記載されております。これは、教職員の多忙化解消が叫ばれる中で、吉岡中学校として部活動に関わる指導者や施設・設備等を考えた場合、中学校として責任を持って管理することができる部活動数を適正な規模に保つための規定であるとも考えられます。同じ部活動運営規定・運営方針には、運動部活動については中学校体育連盟で認められた種目であり、大会に参加するなど具体的な目標の設定が可能なものであること、文化、科学等の部活動については大会やコンクールへの参加等、具体的な目標の設定があることなどが部活の設置に係る必要な条件が記載されております。

吉岡町教育委員会としましては、基本的に吉岡中学校の考えを尊重することとなりますが、既成の運動部、文化部にない新しい分野にたけた教員が配置でき、新たな部活動を創設するための条件等が整うのであれば、生徒の興味関心に沿った新しい部活動の創設について検討の余地はあるのではないかと考えております。以上です。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 時代はパソコンの時代に入っております。早い時期から子供たちにこういう部活を通じて教育していくのも一つの考えではないでしょうか。パソコン部はプログラミングやCG、動画編集、イラスト作成、音楽作成、もろもろできます。それから、情報処理技能、ワープロ検定、パソコン検定など、資格取得に向けての活動もあるわけです。資格はその人の能力の判断基準に大きく貢献いたします。創部についての検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

今年10月、テレビ東京で第2回全国高校eスポーツ大会が放送されました。全国1,779校、2,158チーム、5,555人が参戦。群馬では次世代を担う若者の戦略的思考やチームワーク、コミュニケーションの能力の向上を図ることを目的に、群馬県が第1回U19eスポーツ選手権を開催、決勝戦が11月22日、高崎市のGメッセで開催されました。高校ではeスポーツ部はここの二、三年ほどで設立されております。

eスポーツ、つまりエレクトロニック・スポーツは、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉で、コンピューターゲームとビデオゲームなどを使った対戦型スポーツ競技です。アメリカなどでは既に認知度が高く、プロゲーマー、イコール、スポーツ選手という考え方が根づいております。昔は、ゲームばかりしないで勉強しなさいと言われた時代が、今は、ゲーム、イコール、スポーツの時代になっております。eスポーツの波が中学校にも押し寄せてくるのはそう遠くないと思ひます。

次、3番、今年8月、週刊誌に掲載されたコロナ時代の移住先ランキングで吉岡町が関東エリアでトップになりました。

この件について、（1）週刊誌の記事に関して、町長の見解をお聞ひいたします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） コロナ時代の移住先ランキングとして、関東エリア第1位として吉岡町が取り上げられたことについては、非常に光栄で喜ばしいことだと思ひております。これを機会に、吉岡町という名前を知っていただき、興味を持っていただけることができれば、町としても非常にプラスになることと考へております。

ランキングの分析項目8つのうち、買物、医療、将来性において高評価をいただきまし

た。大型商業施設の出店や群馬の中央に位置する立地条件や交通網の整備、豊かな自然など、町の将来性などが評価されたものだと思っております。

また、評価の低かったカルチャーや住宅、子育て部門に、改めて課題をいただいたような気もいたします。

今後につきましても、住みたい町、住み続けたい町を目指し、一層努力していきたいと思っております。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） コロナ禍でのリモートワークが進んでいる中、東京からの脱出が、100キロ圏内に移住が大人気となっております。総務省のホームページによりますと、東京都の人口推移は、今年8月転出超過数が4,514人、2か月連続転出超過になっています。吉岡町は人口増加傾向にありますが、住民サポートとして対策を今後考えていただきたいと思えます。

みなかみ町では移住を促進し移住人口の増加を図るため、新幹線を利用して県外に通勤する者に対し、毎月3万円、3年間交付しております。吉岡町の人口が減少に転じてからは遅いので、町独自の移住サポート事業の検討を進めていくことをお願いいたします。

終わりに、吉岡町ホームページ、移住で検索すると、吉岡町への移住をお考えの方へのページに行きます。ここには風光明媚な写真が載っております。写真の説明文があると県外の人にはより興味を引くのではないのでしょうか。説明文の追加の検討をお願いいたします。また、週刊誌に掲載された写真はこの中の一枚でした。

以上、一般質問を終了させていただきます。

議長（山畑祐男君） 以上をもちまして、4番廣嶋 隆議員の一般質問が終わりました。

ここで昼食休憩を取ります。再開を13時といたします。

午前11時51分休憩

午後 1時00分再開

議長（山畑祐男君） 会議を再開いたします。

議長（山畑祐男君） 1番小林静弥議員を指名します。小林議員。

〔1番 小林静弥君登壇〕

1番（小林静弥君） 議長への通告に基づき、一般質問を行います。

初めに、新型コロナ関連についてお聞きします。

新型コロナウイルス感染症は、全世界で猛威を振るい、日本でも第3波の感染拡大と連

日報道を騒がせています。群馬県でも11月30日現在で感染者1,200人を超え、その対策には予断を許さないところに来ています。しかしながら、報道されている現状では、群馬県内では前橋高崎から東毛地区または西毛地区の関係者の感染の報道を聞きますが、北毛地区については大きな人数の変動はないように思います。だからといって油断をしていいということではないと思います。

それぞれの自治体で感染症に対して様々な支援を取り組んでいることと思います。大きな国の事例では、国民に一律10万円の特別定額給付金、また、企業に向けては持続化給付金をはじめ、幾つもの支援策が講じられております。市町村ごとにおいても、給付金やプレミアム商品券など、自治体独自の支援策が進められています。

我が吉岡町でも、新生児臨時給付金、子育て世帯や子育てに関わる支援金、ひとり親世帯支援金、水道料金支払い猶予、よしおか地域応援商品券、吉岡町緊急対策経営持続化助成金などがありました。このような町独自の支援策について、今までで成果や効果は期待されたとおりのものがありましたでしょうか。また、これから先、新たな支援策や助成金などはお考えがありますでしょうか。現在進行中のものも含めて併せて教えてください。お願いします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 小林議員のほうから新型コロナ関連についてご質問いただきました。

新型コロナウイルス感染症対策における町の様々な取組についての成果や効果等についてお答えさせていただきます。

先ほど小林議員が挙げられた事業につきましては、国の事業や町単独事業もありますが、そのほとんどは新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金により実施しているものとなります。この交付金につきましては、ご承知のとおり、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活に支援し、地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう創設されたものとなります。

現在、様々な事業を実施しているところであり、その成果や効果等については、現時点では一定の評価は行える状況にはございません。

また、各種事業については様々なご意見をいただいていることも承知しておりますが、いずれにしても、本交付金につきましては、今後適切な方法により効果を測定し、結果を公表することとなっております。その測定結果につきましては真摯に受け止め、必要に応じて改善や新たな事業への対応にも役立てていきたいと考えております。

なお、本交付金は、来年度以降は全くの未定となっているところでもございます。また、

今後新型コロナウイルスの影響による町税の減少など、財政面では一層厳しさを増していくことが想定されます。それらを踏まえた上で、今後もコロナウイルスを取り巻く状況を的確に把握し、情勢の変化を見極め、コロナ禍においても町民の皆様が安心して暮らしていけるための事業に取り組んでまいり所存でございます。

議長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） 必要な支援が必要な場所に助成なされることを期待しております。

続きまして、個人事業者支援についてですが、商業関係についての助成に比べ、農業関係についての支援はどんなことがありましたでしょうか。商業に比べ、農業はコロナの影響が収益に対して現れるのが比較的時間がかかるものかと思われまます。そんな中で、今まで町内の農業従事者から支援や給付の申請相談等はありませんでしたでしょうか。もし、ありましたら、件数やケースについて教えていただければと思います。お願いします。

議長（山畑祐男君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 個人事業者支援につきましては、まず、飲食店を対象を絞らせていただいた吉岡町緊急対策経営支援助成金助成事業を5月に開始し、申請件数につきましては34件であり、合計340万円の助成金を支払い済みでございます。なお、この助成金の申請受付は10月末をもって終了しております。

また、助成金の受給対象を拡大した吉岡町緊急対策経営持続化助成金を6月に開始し、申請件数が202件となっており、そのうち198件分の1,980万円を支払い済みでございます。そのうち、ご質問にありました農業関係の申請は5件含まれております。申請のあった農業関係、営農類型といたしましては、畜産業が3件、野菜類が2件ということになっております。

次に、よしおか地域応援商品券につきましては、11月1日から利用が開始されておりますが、第1回目の支払いについては5,043枚分の504万3,000円を利用がありました事業者様に支払い済みであり、第2回目の支払い予定についても5,281枚分、528万1,000円が予定されている状況でございます。交付済みの商品券が約8万枚でございますので、これまでの利用率は約12.8%ということになります。以上です。

議長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） 細かな資料までありがとうございます。第一次産業は生活を支える基本です。大切に考えて支援を続けていただきたいと思ひます。

次に、町内で開業している医療関係の個人事業者に対してはどうでしょうか。特別な措

置としての援助や支援が必要なケースはありましたでしょうか。医療従事者には経済的な支援もさることながら、差別や偏見、誹謗中傷や風評被害にさらされるリスクがあります。このような精神的な面からも支援をしていかななくてはなりません。町ではホームページでコロナ感染者や医療従事者に対する差別、偏見、誹謗中傷をなくすよう呼びかけています。そのほかにも考えられる対策はされておりますでしょうか。どのように考えておられますか。お願いいたします。

議 長（山畑祐男君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） 医療機関向けの特別な措置としての援助や支援が必要なケースというのは、現時点ではありませんでした。

また、支援策としては、町内医療機関においても、国、町の持続化給付金の対象事業者となっております。

差別、偏見、誹謗中傷などについては絶対にあってはならないことでもあり、町でも、議員ご指摘のとおり、ホームページに掲載していますが、群馬県のホームページにあるように、相談先の掲載を新たに行いました。また、群馬県が現在進めているネット上での誹謗中傷対策の条例の制定を予定していることから、町としても協力をしていきたいと考えております。

コロナウイルス関連については、今後、町としても正確な情報を発信していきたいと考えています。以上です。

議 長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1 番（小林静弥君） ありがとうございます。とにかく、経済に影響を及ぼすコロナ関連の事例は、現在目に見えているところから、これから現れる目に見えていないところまでよく見極め、様々な配慮が必要かと思われま。吉岡町の経済を好転させるため、これからもきめの細かい支援策を施していく必要があると思えます。

次に、避難訓練や施設についてお聞きします。

去年の台風や大雨など、予期せぬ天災に見舞われ、避難所運営や避難方法、避難場所について大きな見直しをされたことと思えます。つい先日も関東地方で、推定マグニチュード5.8、茨城県沖震度5弱の地震がありました。南海トラフ地震のような東海地方から関東地方にかけて大きな地震が今後30年の間に起こる確率は70から80%とかなり高くなってきていると気象庁のホームページにも載っています。いつ襲ってくるか分からない災害に備え、日頃から避難訓練や避難所の施設設備を充実させることは大切なことと考えます。

ただ、去年までと大きく違うところは、コロナ対策が必要なことです。去年見直した避難所における収容人数、また施設内における備品、避難者用の生活用品や避難者の区分けパーティションなど、新型コロナウイルス感染症対策によって全く違ったパターンが想定されることになりました。コロナ禍における避難訓練を実施する計画はありますでしょうか。お聞きします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 避難訓練や避難所の施設設備については、議員ご指摘のとおり、近年多発する災害や新型コロナウイルス感染症を踏まえた対策が重要であると考えております。

詳細につきましては、総務課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） それでは、町長の補足答弁をさせていただきます。

まず、訓練についてですが、当初は今週末の12月5日の土曜日に、吉岡では初めてとなります避難所開設訓練の実施を予定しておりました。しかしながら、最近の新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、やむを得ず延期とさせていただいたところでございます。

なお、この訓練で予定していた内容ですが、検温を含めた2段階の避難者の受付から、間仕切りテントによる区分けされた居住スペースへの避難者の誘導、段ボールベッドの活用など、新型コロナウイルス感染症対策を施した避難所を開設するまでのシミュレーション等を行うものであります。また、参加者については、各自治会から2名ずつ、町内在住の防災アドバイザーが若干名、町職員が15名程度を予定しておりました。

今後の訓練の実施時期ですが、今のところはまだ未定でございますが、新型コロナウイルスの感染状況が一定程度落ち着いた段階で実施し、この訓練を通じまして、町職員はもちろんのこと、各自治会の皆様にも感染症対策を踏まえた避難所の在り方に少しでもご理解をいただきまして、今後の有事の際の避難所の運営に役立てていきたいと考えております。

また、避難所の施設設備についてなんですけれども、避難所の収容人員については、今年度取り組んでおります吉岡町地域防災計画の修正に合わせまして、新型コロナウイルス感染症対策も踏まえた見直し作業を進めておるところでございます。

また、避難所の備品については、前述いたしました間仕切りテント20張や段ボールベッド250セットのほか、非接触型体温測定器、いわゆるサーモグラフィーカメラを固定型7台、ハンディー型25台、電動簡易トイレ式なんですけれども、これを10セット

等を既に購入済みでありまして、間仕切りのパーティション等についても改めてまた追加の整備の予定となっております。今後も随時、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所備品の整備を進めていきたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1 番（小林静弥君） 今お聞きしたその避難場所における人数の算出とか、備品の調整とか、今後検証を進めていただければと思います。

それから避難所、今度は避難した先における感染症対策はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。この感染症対策は、特に複雑必要になってくるところは、認定こども園や保育所等の要保育の環境についての避難や感染症対策、また、高齢者施設での感染症対策の準備、これらに対して必要になってくるとは思いますが、これらの対策は施設に一任でしょうか、あるいは、町からの指導や要望を出しておりますでしょうか。お聞きします。

議 長（山畑祐男君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 認定こども園、保育所及び高齢者施設の感染症対策でございますが、それぞれ町との関わりを持ちつつ、独自に運営されている施設もございます。したがって、一義的にはそれぞれの施設が避難計画や感染症対策について、町との連携を取りながら定めておるところでございます。したがって、町が得た情報等については、緊密に情報交換等をして進めてまいりたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1 番（小林静弥君） 特に面倒を見る人、見られる人がいる施設等ですと、クラスター等も考えなくてはいけないと思いますので、その辺も特に注意して進めていただきたいと思います。

また、感染症対策としても考えられるキャッシュレス化について、行政においてはどのように進められておりますでしょうか。この辺は特に進めるべきだと思いますけれども、お考えをお聞かせください。

議 長（山畑祐男君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） キャッシュレスについては、感染症もさることながら、町においても町民の利便性、導入費用等を検討しました結果、現在コンビニエンスストアで納付可能な税金や保険料を、スマホ決済にて来年度より納入できるよう準備を進めておるところでございます。

議 長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1 番 (小林静弥君) ただいまの答弁についてですが、例えば、役場窓口等では小銭の受渡し等が必要なケースもあると思います。そういったときに、小銭が必要のないキャッシュレスの方法とかは考えていらっしゃらないでしょうか。

議 長 (山畑祐男君) 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長 (高田栄二君) その辺も含めまして、今後の課題と捉えさせていただきたいと考えております。

議 長 (山畑祐男君) 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1 番 (小林静弥君) その辺は今後ということで進めていただければと思いますが、利便性をよくするというのと手渡し等がなくなるということで、併せて進めていただければと思います。備えあれば憂いなしということで、十分な備えをしていっていただきたいと思いません。

続いて、学校現場の感染症対策についてお聞きします。

町内の2小学校、1中学校において、感染症対策には十分お心配りをいただいていると思います。去年招待をされていた様々な催物が、今年は中止あるいは縮小になり、学校に訪れる機会がめっきり減りました。議員としてではなく、一町民として学校の行事を参観できることは楽しみにしておりましたが、感染症拡大防止の観点から致し方ありません。

学校現場においても防災と感染症対策の双方を合わせて考えた避難行動、避難訓練は必要だと思いますが、どのようにお考えでしょうか。また、実施はされていますでしょうか。お聞きします。

議 長 (山畑祐男君) 教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教 育 長 (山口和良君) 防災と感染症対策を合わせた避難訓練の開催ということでご質問をいただきました。

まず、今年度の各校の避難訓練の状況をお話しさせていただきます。

明治小学校では、避難経路の確認、Jアラートに合わせた避難訓練を実施してきました。3学期には火災避難を実施予定です。

駒寄小では、避難経路の確認、その後、学級ごとに並んで避難場所まで移動する火災避難訓練、不審者対策訓練を行っておりますが、やはり感染症対策のため、学年、学校全体が集合するという点につきましては行ってまいりませんでした。

吉岡中学校でも避難経路を確認したほか、不審者対応として体育館に避難する訓練など

を実施しておりますが、避難場所の体育館での整列は生徒間のスペースを確保して行っております。

また、駒寄小学校では別途、町の防災専門員の指導の下、災害の危険を理解して自らの安全を確保する行動や日常の備えができるようにすること、学校や家庭、地域の安全活動に進んで参加し貢献できるようにすることなどについて学ぶ防災講演会も実施しております。

感染症対策と合わせた避難訓練ということでありますけれども、学校では特に感染症と合わせた避難訓練ということは意識しておりませんが、今お話ししたような感染症にかからないように避難をする動き方、これらを学んでおります。現実的に子供たちは今、朝の検温、それから体調の自ら意識した確認、それから給食時の食事をするとき、マスクを外して会話をしないで全員が前を向いて食事をする習慣、そのほか、学校生活では運動以外はマスクを確実に着用するという、まさにこれまでの学校生活で子供が身につけてきている感染症予防策、これが自分の健康を守る生活習慣として身につけてきているというふうに感じております。こういう習慣を基にしながら、万が一、避難をするときにそのことを意識しながら、児童生徒自身が考えて安全に行動することができるような避難訓練を工夫していければというふうに考えております。以上です。

議長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） 分かりました。そのような防災教育、避難訓練等が行われるということで、その成果を期待するところであります。

次に、中学校の部活における感染症対策のほうについてお聞きしたいと思います。

長い学校の休校措置があり、部活動に充てる時間も短縮を余儀なくされたことと思えます。しかし、スポーツにおいては、密になることが避けられない状態が多くあると思えます。運動部の感染症対策はきちんとなされていることとは思いますが、改めて現場の状況をお聞かせください。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 現在は、それぞれの部活が小まめな換気や消毒を心がけながら、人数を分散するなど、十分な感染症防止対策を行った上で活動を行っているところでございます。

残念ながら、夏の群馬県中学校総合体育大会等は中止となってしまいましたが、中学校3年生の心情面に配慮し、県中体連や県教育委員会等の主催により、競技部ごとの3年生の引退交流会が実施されたほか、合唱部や吹奏楽部においても、それぞれ町文化センター

で保護者に向けて発表会を実施しております。

また、9月からの新人大会については、主催者側が行う十分な感染防止対策が取られた中で実施されているほか、吹奏楽部、合唱部等については、アンサンブルコンテストなどの出場や家族向けのコンサートの開催、文芸部は作品応募を予定しており、美術部については、文化センターでの美術部展を既に実施したと聞いております。以上です。

議長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

- 1 番（小林静弥君） 休校措置があった関係で、授業日数も部活の練習時間も足りない状況かと思えます。そんな中で、生徒に時間のしわ寄せがあてられていないのでしょうか。今まで足りなかった勉強時間、授業時間、それから部活の練習時間、これらを取り戻すために、過度な休日や放課後の時間の使われ方はされていないのでしょうか。お聞きします。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 吉岡町立学校では、長期休業日の短縮などにより、合計11日が授業日に振り替えられたほか、各種行事の見直しなども行われたことから、年度内にはほとんどの学習内容について履修を完了することができる見込みでありますので、授業のために今後放課後や土日の登校を必要とするようなことはありません。

部活動についても、これまでどおり、吉岡中学校部活動運営規定・運営方針に沿って、休養日の設定や活動時間等、遵守して取組がなされております。また、大会等でも、子供たちの負担を考えながら半日で行われる種目がほとんどであると聞いております。以上です。

議長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

- 1 番（小林静弥君） 分かりました。負担が大きいのは生徒だけではないと思います。先生方の準備もあるでしょうし、また、保護者の方の部活動の応援、お世話の当番もあるでしょうから、生徒、教師、保護者の皆さんに過度な負担がそれぞれかかっていないかが心配となります。その辺のケア、考え方はどのようでしょうか。教えてください。

議長（山畑祐男君） 教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 議員おっしゃるとおり、授業、部活動、学校行事の全てにおいて、今年度は常にコロナ対策を意識しなければならないという点から見ると、教育現場の負担は確実に増えていると思います。先生方への具体的なケアの一つとしては、年度途中から学習指導員2名、スクール・サポート・スタッフ1名、吉岡中にこの3名を追加配置して学習支

援や消毒、事務的仕事の補助を担ってもらっております。

また、部活動の保護者の負担についてですが、やはり保護者の協力なくして対外的な活動は成り立ちません。保護者の方々は、対外試合の送迎の際、密にならないよう配車に気を遣ったり、大会や練習試合の会場で入場制限がかかり、応援や見守りができなかつたりすることでストレスを感じていらっしゃるかと思います。学校では、吉岡中学校部活動運営規定・運営方針に沿って部活動の練習や対外試合の実施が適切に行われるよう配慮しつつ、感染防止対応により練習や試合の実施方法が制限された中でも頑張っており、子供たちのために、教員、また部活の指導者、生徒、保護者が互いに協力してこのコロナ禍を乗り越えていくことについて、保護者の皆様にご理解をいただけるようお願いしているところです。以上です。

議長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） 健全な学校生活を送るための部活動であるということを忘れずに、部活のための学校にならないよう、本末転倒にならないよう注意をして頑張っていたきたいと思います。

それから、休日の部活動について、上毛新聞にありました記事についてもお聞きしようかと思いましたが、先ほど廣嶋議員が全く同じ質問をされていて、そこで回答を得られましたので、次の質問に行きたいと思います。

GIGAスクール構想で吉岡中のひばりプラン、情報端末の使用について確認をさせていただきます。

先日、授業風景を視察させていただきました。英語と理科の授業を拝見して、教える側も教わる側も端末装置を上手に使い、授業に役立っているように見えました。全国でも早い段階で吉岡中学校はこの情報端末を利用した授業を行えるようになったわけですが、今後、感染症対策としてオンライン授業等が行われることもあるかと思えます。オンライン授業については計画はありますか。どのようにお考えか教えてください。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 仮に、再度臨時休業となった場合には、小学校低学年を除き、児童生徒に既に配付した情報端末を活用したオンラインでの取組も想定しております。

その方法につきましては、学年や教科によっても違ってくると思われそうですが、現状では、教員がパソコンの画面の中で一斉講義のような授業をするといったものではなく、オンライン上で担任が一人一人の健康状況等を確認して一日をスタートさせ、生徒がスタディサプリなどの授業動画を活用して学習した後に、確認テストを受けたり、教員が作成した課

題を端末に送ってオンラインで回答したり、指定したアプリのドリルを端末で回答したりするといった使い方からスタートすることを考えております。以上です。

議長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

- 1 番（小林静弥君） そのようなオンライン授業についてお考えになっているということであり、端末の利用頻度が上がってくるとペーパーレス化にもつながることになるかと思えます。学校から配付される通知や、行く行くは教科書までがデータ化される。そうなってくると、端末があれば何でもできる。逆に、端末がなければ何事もやりにくくなってしまふ。そんな時代になるかと思えます。端末の使用については、やはり使いこなすという観点では勉強が必要だとも思いますが、教える側も有効な活用方法を授業に取り入れることは、生徒以上に情報端末について勉強が必要だと思えます。パソコンに関する教員研修などは、先ほど廣嶋議員の質問にも重複することがありましたので、そちらで回答いただいておりますので、こちらは割愛させていただきます。

それから、もう一つ、情報端末についてお聞きします。小学校低学年から中学生まで、1人1台の情報端末が行き渡るとのことですが、セキュリティー、これは教育上ふさわしくないサイトへのアクセス等が考えられると思いますが、そういったアクセス制限など、これらについてはどのようになっているのでしょうか。教えてください。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 児童生徒に配付する情報端末については、グーグル社が提供するG Suite for Educationを活用して、教育上ふさわしくないサイトをブラックリスト化し、該当サイトへのアクセス制限をかけている状況です。

ただ、G Suiteだけでは、県教育委員会などが授業動画をアップしているユーチューブのようなサイト内の区別ができなかったことから、アクセス制限をより細かく設定でき、セキュリティー対策を向上させるためのフィルタリングソフトの導入費用を今回の補正予算に上げさせていただいているところです。こういったフィルタリングソフトの導入により、G Suiteでは設定ができなかった部分を補完し、ウイルス対策や細かい制限を設定できることで、より安全に、そして安心して児童生徒に情報端末を使用いただくことができるようになるかと考えております。以上です。

議長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

- 1 番（小林静弥君） より深いセキュリティーを考えいただいているということで安心しました。何事にも抜け道を探す好奇心が働く可能性というものがあると思います。注視してほしい

と思います。

新型コロナウイルスが終息した後は、子供たちが新しい生活様式の中で自由自在に情報端末を扱っている様子を学校公開等で参観できることを期待しています。

次に、町民の安心安全について伺います。

初めに、防犯対策についてお聞きします。

連日、新聞やテレビで特殊詐欺の被害が報道されています。最近ではパターンも複雑となり、若い人でも、ラジオの実験などでは半数以上の人がだまされてしまうというような報告も耳にします。

それでも、やはり被害に遭われる多くの方は高齢者の方々です。群馬県警の特殊詐欺対策として、特別な装置のついた電話を貸し出しています。先日の新聞報道では、その装置を利用した高齢者の方が、かなりの数、不審な電話や迷惑電話がなくなったと実感されている、その割合が8割を超えているとのことでした。町としては、このような高齢者の特殊詐欺対策にどのような取組をされているのでしょうか。お聞きします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 高齢者の特殊詐欺対策についてでございますが、町としては、今年度4月より吉岡町特殊詐欺対策電話機等購入費補助金交付事業を開始し、高齢者の特殊詐欺による被害の防止を図っているところでございます。この補助金の対象者は、主に町内在住の65歳以上の方の、また、その方が属する世帯の世帯員を対象としており、特殊詐欺対策電話機等を購入した場合の費用の一部を補助するものでございます。なお、今年度10月末時点でのこの補助金の交付申請件数は3件となっております。

この補助金制度の町民の皆様へ向けての周知は、広報よしおかを中心として実施してまいりました。今年度、広報よしおか5月号に掲載したほか、令和3年1月号の広報よしおかにも再度掲載を予定しております。

また、町社会福祉協議会が例年開催している高齢者向けの防犯・交通安全教室の場においては、町防犯委員会と吉岡町交番が協力し、特殊詐欺被害防止の啓発活動を行っていただいております。

今後も引き続き、補助金制度の周知拡大と啓発活動を中心に、特殊詐欺被害の防止に努めてまいりたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1 番（小林静弥君） 特殊詐欺による被害を食い止めるために、コンビニや金融機関などの窓口の対応も大きく関係してくると思います。実際に、窓口の職員さんやレジの店員さんたち

が高齢者のお客様の異変に気がつき、話を聞いたら不自然なところがあり、警察に通報し詐欺の被害を食い止めたというような事例で警察から表彰されている、そういった新聞報道をよく目にします。町の防犯として、例えば、町内のコンビニや金融機関に啓発活動することによって犯罪防止につながることもあるかと思います。そのような取組はありますでしょうか。お聞きします。

議長（山畑祐男君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 防犯対策といたしまして、町内のコンビニや金融機関に対する啓蒙活動についてですが、町防犯委員会と吉岡町交番により、例年12月に町内の金融機関に対して特殊詐欺被害防止等の啓発活動を行っていただいております。今年度、12月中旬に町内の金融機関への訪問を予定しており、特殊詐欺被害防止啓発チラシ等の配布を行う予定でございます。

また、金融機関以外につきましては、町内のとあるスーパーの店舗入り口付近で、町防犯委員会と吉岡町交番が連携し、防犯啓発活動を行うことも予定されております。

なお、コンビニについては、今のところはそういった活動は行っておりません。

町といたしましては、今後も引き続き、防犯委員会の活動を活動補助金や物品の提供の面から支援しながら、犯罪防止の取組を行っていきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） コンビニ等による振込等も多いと聞いておりますので、ぜひその辺も進めていただければと思います。

防犯の観点から考えますと、特殊詐欺だけではなく、盗難事件もこのところ多く発生していて、それは農作物だけじゃなく、農業用のトラクターなどまで盗難の被害に遭っているということです。今年よくニュースで取り上げられたのは、豚や牛などの大きな家畜まで、それも数多く盗難被害に遭っているとのことですが、町としても、このような被害に遭わぬよう対策を講じる支援をしていくべきだと思いますが、どのようにお考えでしょうか。お聞きします。

議長（山畑祐男君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 農業機械類につきましては、農業経営においてなくてはならない資材であり、重要な財産でもあります。昨年、群馬県外ではトラクターなどの特殊自動車の盗難が多数発生し、大きな被害が発生しておりました。群馬県内でも、今年1月から8月の被害届の件数は14件となっており、昨年1年間の7件を大きく上回るなど、被害が拡大

している状況にあります。

そのような中、盗難被害を防ぐには、やはり持ち主の自己防衛が最も重要であると考えます。エンジンキーを車内に置いておかないことなどはもちろん、警報器やハンドルロックなどの盗難防止用品の装着などが有効です。また、住居から離れた田畑などに放置せず、できれば施錠できる車庫などに保管することも必要と思われま

す。今年度、幸いにも町内での被害の話は聞いておりませんが、町でも注意喚起などの啓発に努めていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

- 1 番（小林静弥君） やはり盗難は夜間に行われることが多いので、防犯灯や防犯カメラを設置し、盗難に対し未然に防ぐ手だてを講じることが一番だと思います。防犯カメラや防犯灯、防犯ネットなど、農家の方が支援を受ける方法はありますでしょうか。

議長（山畑祐男君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 今年話題となりましたのは、果樹などの盗難のほか、牛や豚など家畜にまで盗難被害が発生したことであります。県内では、6月以降500頭もの子豚が盗まれていたことなどが大きく報道され、記憶に新しいところでございます。それ以降も、家畜の盗難や果樹の盗難が続き、9月末までの被害総額は2,700万円にも上っております。町内でも果樹等の盗難被害が存在しており、農家の方々がパトロールを行っておりますが、その負担は大きいものと認識しております。

防犯カメラは、盗難等の犯罪における抑止力として効果があるとされておりますので、その支援について、今後の検討課題とさせていただきたいというふうに思っております。以上です。

議長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

- 1 番（小林静弥君） ぜひとも進めていただきたいと思います。

それから、農作物が受ける被害はそういった盗難等の人災だけでなく、野生の動物による被害も多くなってきています。よしおかほっとメールの通知でも、熊、鹿、イノシシなどの目撃情報が吉岡町近隣の市町村で報告されています。このような鳥獣被害について支援を受ける方法はありますでしょうか。

議長（山畑祐男君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 現在、大型有害鳥獣については、町と猟友会が協力しながら被害状況

などの情報収集と把握に努めており、現場確認を行った上で捕獲用のくくりわなや箱わなの設置などを行い、被害の未然防止や拡大防止に努めております。

小型有害鳥獣につきましても、猟友会に箱わな設置を依頼しているほか、個人の方にも手続の上、箱わなを貸与しております。

町では、農作物への被害に対する支援等は実施しておりませんが、共済や収入保険などの情報提供について今後も引き続き行っていきたいと考えております。以上です。

議 長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1 番（小林静弥君） 必要とされる支援を今後もお願いいたします。

野生動物から被害を受けるのは農作物だけでなく、人間が遭遇してけがをしてしまうようなケースも考えられます。そういった場合に、安全安心のために、野生動物に遭遇しないため、または、遭遇したときの対処法などの講習会や講演会なども行われることを期待します。

それでは、次にまいります。

次に、道路維持管理についてお聞きします。

道路の補修または新しく開通させる工事が町内のあちらこちらで見かけられます。道路の補修修繕は、これも安心安全にとっては大事な事業の一つだと言えます。町道の修理を進められている場所が数多くあると思いますが、それらのうちの1つ、下野田下小倉線のこれからの予定についてお聞きします。この道路は、明治地区を上野田から下野田を通過して小倉まで南北に通り、西側のみ植え込みで仕切られた部分もある広めの歩道があります。子供たちにとっては主要な通学路となっています。周辺は水田が多く、民家はまばらです。道路には埋設物の工事等でアスファルトの埋め直しが多くあり、アスファルト上に水たまりが頻繁にできる地域になっています。雨の日は、児童が自動車による水はねにびしょびしょになって登校してくるのでかわいそうだという話を小学校の先生から聞いたこともあります。このような事案は自治会からの要望として上げられることになるのですが、現在のこの地区の対応はどのようになっていますでしょうか。お聞きします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 町では、道路舗装の長寿命化や舗装の維持修繕費のトータルコストの縮減及び予算の平準化を図ることを目的とした道路長寿命化計画における舗装等の個別施設計画を平成30年度に策定し、計画的に町道の舗装補修工事を実施しております。

この計画では、対象路線の見直しを毎年行い、町道下野田下小倉線につきましては、舗装修繕等の自治会要望は出ておりませんが、議員のご指摘のとおり、路面状態が非常に悪

いため道路長寿命化計画に位置づけられております。本年度は県道前橋伊香保線との交差点付近から北側に約250メートルの間の舗装補修工事を実施したところでございます。

町としても、この路線は幹線的な町道であり、かつ、歩道は通学路で多くの児童が通るため、舗装補修工事を優先的になされるべきとの認識をしております。

議 長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

- 1 番（小林静弥君） 町のほうでも重要な通学路という認識というのを今お聞きしました。この道路は、直線距離は長く見晴らしがいいのですが、農地に挟まれているため、長い区間防犯灯や街路灯がありません。自治会からこの地域の防犯灯設置の要望は出ていますでしょうか。もし、要望があっても設置できない理由などがありましたら、ご説明をお願いいたします。

議 長（山畑祐男君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） ご質問の下野田下小倉線の防犯灯の設置についてですが、議員ご指摘の自治会からの設置要望につきましては、確認させていただきました現時点ではございませんでした。しかし、今年度10月頃、住民の方から町のホームページを通じて街路灯の設置要望がございまして、自治会を通して要望を上げていただくよう回答をさせていただいたところでございます。

これまで防犯灯の設置に至らなかった理由といたしましては、当該箇所の下野田下小倉線がおおむね上野田自治会と下野田自治会の境目になっておりまして、防犯灯の設置の両自治会における必要性に相違があることも考えられると思います。

また、いずれにいたしましても、防犯灯の電気代は設置された箇所を含む自治会が負担することとなっております。町といたしましては、自治会を通しての設置要望をお願いしたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

- 1 番（小林静弥君） 境目だからどちらの電気代を負担するかというような問題もあるかと思いますが、子供たちの安全安心を守るために、通学路においてはPTAや教育委員会、町と確認をし、防犯カメラ、防犯灯の設置などについて要望を出してもらっていると思います。また、道路の補修修繕も安全を守るために必要なことかと思しますので、自治会からの要望だけでなく、地域住民からの、また、学校や保護者からの話もできるだけ早く対応できるような体制を取っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） こちらの要望等につきましては、通学路安全安心パトロール等、そういった機会もございまして、あらゆる機会を捉えて、町として把握し得る限りの対策等を取らせていただきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1 番（小林静弥君） ぜひともよろしく願いいたします。

次に、主要な生活道路の安心安全についてということで、もう一か所お聞きしたいと思っております。

以前にも質問をさせていただきましたが、県道高崎渋川バイパスの交差点における右折信号の設置についてです。県道ということで、直接町としてはどうこうできるものでもないかもしれません。また、信号機ということで、警察署に設置要望を出すにとどまるしかないのかもしれませんが。しかしながら、前回も申し上げたとおり、危険な道路状況には変わりなく、地域住民からしてみれば、一日も早く右折信号の設置が望まれています。また、現在は北下の千代開の交差点から小倉中央の交差点まで片側2車線の4車線化の工事が進められており、既に千代開から野田宿南までは開通しています。2車線が町内で全線開通すれば交通量も多くなり、車の速度も比較的速くなってくると予測できますが、朝夕の通勤時間帯には、やはり右折車線が混雑する状況は変わりないと推察できます。

自治会からの要望も何度も上がっていると思いますが、町としても地域住民の安心安全をかなえていただけるよう気持ちを同じくして県や警察に要望していただきたいと思います。おりましたが、いかがでしょうか。

議長（山畑祐男君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 県道高崎渋川バイパス小倉中央の交差点につきましては、これまでも、町としても危険性を認識しておりまして、議員のご指摘のとおり、自治会からも何度も要望をいただきまして、町からも渋川警察署を通じて右折信号機の設置の上申を行ってまいりました。

そこで、改めて、右折信号機の設置の今後の見通しについてですが、先月、11月になりまして渋川警察署交通課から連絡がございまして、令和3年の1月末頃に設置されることが確認できました。これまでの継続的な要望が実を結ぶことになったわけですが、実際の設置が完了するまで、引き続き、渋川警察署と連絡を取り合いながら進捗のほうを見守っていきたいと考えております。また、こういった要望等についても今まで同様、引き続き、このような対応で考えております。以上です。

議 長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1 番（小林静弥君） 住民の悲願が達成される形になると聞いて、今うれしく思っています。今後もよろしく願いいたします。

続きまして、町政について改めてお聞きしたいことがあります。

1991年、平成3年に吉岡村から吉岡町となり、来年、町制施行30周年を迎えます。記念式典の予定があると思いますが、具体的なイベントは確定しておりますでしょうか。ご説明があればありがたいと思います。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 令和3年度は、平成3年4月1日に当町が町制を施行して30周年という記念すべき節目の年を迎えます。

私といたしましては、この節目の年を町民の皆様と迎えられることを大変喜ばしく感じるとともに、今後も当町が、住みたい町、住み続けたい町として発展していくため、共生のまちづくりを展開するための一つの契機としていきたいと考えております。

詳細につきましては、総務課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） それでは、補足させていただきます。

当町は、人口増加に伴い、新旧住民の混在化が進む中で地域の交流が疎遠になりがちですが、将来のまちづくりを考える上で地域が一体となった社会構築は不可欠であると考えております。その方向性として、地域産業の循環、地域文化の振興、自然環境の保全などの視点から、持続可能な地域社会の構築に向けた方向性をお示しし、町民の皆様とその方向性を共有できるような事業を実施していきたいと考えております。

具体的な事業については現在検討中でございますが、町政功労者等の表彰や町制施行30周年の特別事業として実施するもの以外にも、例年行っております事業に町制施行30周年の視点を加えた冠事業として実施するものを織り交ぜながら、年間を通じて各種事業を展開していきたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1 番（小林静弥君） 例えば、吉岡町のキャラクターを公募するとか、吉岡町の歌を作るとか、広く町民の皆様がこの町の歴史を知ってもらい、愛着を持って住み続けていただけるような、そういった企画が出ることを期待しております。

愛される町ということで、次の質問です。

先ほど廣嶋議員の質問にもありました、住みやすい町のアンケート結果についてです。ご存じの方も多いかと思いますが、朝日新聞系の雑誌AERAにて、先日、コロナ時代の移住先ランキングという特集で、我が吉岡町は関東地方で第1位と評価されました。8項目においてそれぞれの評価の基準があり、その総合点で判定されていました。高かった項目、低かった項目とありますけれども、これについて町長の感想をお聞きしようと思いましたが、同じ回答をいただいておりますので割愛させていただきます。

しかしながら、気になったのは、カルチャーという項目です。カルチャーを感じる施設がある町という項目で点数が低かった。この調査方法については、図書館数割る人口という単純な計算方法による結果で、仕方がないとも思います。でも、その項目をカルチャーを感じる施設があるという項目と結びつけているこの調査の前提は、それなりの評価基準になっているものと思われます。この評価基準でなければ、例えば、それが図書館数だけでなく、美術館、博物館の数だとしたら、さらに低い評価になってしまうかもしれません。そのほか、吉岡町にあるもので思いつく文化的な施設といたら、やはり数が限られてしまいます。

移住先として選ばれる吉岡町ということだけであれば、近隣の都市への通勤通学または買物などに近い場所で土地が安く、町内でなくとも近隣の町で用事が済むといったことで選ばれるのでしょうか。もしそうであれば、町に対して愛着を持って暮らし続けていけるかどうかは疑問です。子供が大きくなるまでの数年間を集合住宅で暮らすだけというような選択肢によって選ばれている可能性も大きいのではないかと思います。そうではなく、吉岡町のことをよく知り、自慢できる文化を認識してその町に暮らしている、そんな町民の皆さんが増えることを願ってやみません。

教育長にお聞きします。吉岡町が自慢できる文化を学べるような、そんな教育が小学校、中学校でされていますでしょうか。吉岡町の文化面についてのお考えも含めてお聞かせいただければと思います。

議 長（山畑祐男君） 教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教 育 長（山口和良君） まず、学校教育でありますけれども、地域の伝統と文化や地域の発展に尽くした先人の働きなどを具体的に学び、地域社会に対する愛情を養うということを目的として、小学校の3・4年生で自分の住んでいる地域について学習する機会があります。その授業では、この地域学習のための副読本、わたしたちの吉岡町を活用しております。

例えば、その記述の中にこんなものがあります。町に昔から残っているものにはどんなものがあるか話し合いました。ある子が、道具のほかにも遺跡や古い建物もあるよ。お祭

りも昔から続いているそうだよ。歌や踊りにも古くから伝わるものがあるね。そういえば、家の近くにある古い神社ではお祭りや踊りが行われているね。吉岡町に古くから残っているものにはどんなものがあるのかな。町の様子を伝える古い行事や祭り、建物にはどのようなものがあり、どんな願いや言い伝えがあるのでしょうかということについて調べ学習を進める内容があります。この中に三宮神社の獅子舞、本陣屋敷、ざる観音、南下古墳群、桃井城址、佐渡街道の道しるべ、三津屋古墳などが紹介されております。

また、町の発展に尽くした人として、蚕養育手鑑を著した馬場重久や養蚕が盛んだったころの吉岡町の様子についても記載があります。吉岡町は新しい橋や道路もでき、人口が増え続けており、住みやすく生活も便利になってきました。吉岡町が現在のように住みよい町になったのは、昔からこの地に住む人たちが暮らしをよりよくしようといろいろな努力をしてきたからです。私たちは、昔の人たちが町のために努力してきたことやこれからの吉岡町のことについて話し合いました。町のためにどのような人がどのような努力してくれたのかな。町には昔を伝えるものが残っていたね。そこから探してみたらどうだろう。昔の人たちから学んで、それをこれからの吉岡町をよりよくするために生かしていきたいね。よりよいまちづくりを目指して昔の人が努力してきたことや、今、町でどのような努力をしているのかということについて勉強すると、そういう内容があります。

こういうことに触れながら、小学生はこの町の文化について学び、町を愛する心を自然に育てているというふうに感じております。

また、生涯学習分野については、住民に地域資源を認識してもらい、郷土愛の醸成を図ることを目的として、町文化財センター開館以来、小学生体験教室、各種郷土講演会、企画展、動画配信事業等を進めているところでありまして、今年度は三津屋古墳をイメージしたペーパークラフトキットを両小学校の希望者へ配付する取組なども実施しております。

町教育委員会といたしましては、地域を知り、郷土愛を育むため、引き続きこのような取組を地道に進めていきたいというふうに思っております。以上です。

議長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

- 1番（小林静弥君） ありがとうございます。吉岡町には、教科書では学べないような、それぞれの地域ごとにある文化財や伝承や言い伝えに残っているもの、後世に伝えられてきたものも数多く存在していると思います。町内を移動していると、たまに見かける町の文化財を表した標柱などにもその土地の文化を感じることもあります。小倉の猪土手や上野田の一里塚、南下の古墳群などの史跡を大切に作る気持ちも育める教育であってほしいと思います。

残り2つ質問を残しましたが、時間となりましたので一般質問を以上とさせていただきます

ます。ありがとうございました。

議 長（山畑祐男君） 以上をもちまして、1番小林静弥議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩を取ります。再開を14時15分といたします。

午後2時01分休憩

午後2時15分再開

議 長（山畑祐男君） 会議を再開いたします。

議 長（山畑祐男君） 9番坂田一広議員を指名します。坂田議員。

〔9番 坂田一広君登壇〕

9 番（坂田一広君） 通告に従いまして、一般質問をいたします。

まず第1点目、町のインフラ等の整備について質問をするものであります。

（1）番として、インフラ等の整備に係る町長の基本的な考え方について伺うものであります。

ここでは4点ほど伺うわけでありますけれども、まず第1点目として、インフラ整備の集中と選択について伺うものであります。

町長は、就任当初、最初の6月議会における施政方針演説において、幹線道路とインフラ整備は集中と選択で取り組みます。インフラ整備につきましては、当面の間は当初計画されております事業を円滑に推進することを重視したいと考えております。駒寄小学校体育館改築事業、吉岡中学校校舎増築事業、仮称林道栗籠井堤線新設事業、駒寄スマートインターチェンジ大型車対応化事業など、大きな事業が継続中ではありますが、地域の隔たりのない町全体の発展を視野に検討を進めていきたいと考えておりますと述べておりました。

ここで列挙された事業は、本日の一般質問にありましたけれども、仮称林道栗籠井堤線新設事業のように問題を残しているものもありますけれども、ほぼ完了済み、完了に筋道ができているものであります。しかし、それ以外については明らかでない部分もあります。今後どのような事業を集中と選択で進めていくのかお伺いするものであります。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 坂田議員から町のインフラ等の整備について、インフラ等の整備に係る町長の基本的な考え方ということで、インフラ整備のどのような事業を集中と選択で進めていくのかとの質問をいただきました。

昨年6月の所信表明のとおり、今までは当初計画された事業を円滑に進めることに傾注してまいりました。先ほど議員から指摘がありました、林道栗籠井堤線以外の事業について

では、おおむね完了または完了見込みとなり、来年度以降のインフラ整備についても集中と選択をもって取り組んでいく所存でございます。

主な具体的な事業でございますが、インフラ整備については、上ノ原浄水場改修事業、都市計画道路漆原総社線第1工区の整備、また、子育て教育関連として、明治地区学童クラブの建設、学校給食調理施設の整備計画等に取り組んでいきたいと考えております。

これらのインフラ整備、子育て環境や教育設備の充実以外にも数々の事業がございます。限られた予算の中で集中と選択をもって真に必要な優先的な事業の洗い出しを行い、新規事業に取り組んでいきたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） 必要な事業の洗い出しという答弁でありました。どのような形で洗い出すのか、説明をいただければと思います。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） これから総合計画等もございます。そういった中で、町の中で協議をしながら、また、地域の意見等も聞きながら進めていけたらと思っております。

議 長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） そうしましたら、2点目、都市計画マスタープランについて伺うものであります。

町のインフラ等の整備において、都市計画マスタープランは重要な位置を占めるものであります。町長は、現行の都市計画マスタープランが議会に上程された際、当時は議員として採択の際に反対の立場から討論をされておりました。ちょっと長くなりますけれども、誤解を受けないために町長の反対討論全文読ませていただきますけれども、町長は以下のようにおっしゃっておりました。

町都市計画マスタープランの本改定計画において示されている改定の経緯によった段階を経ず、手順の曖昧さは住民意見の反映にも支障を来すことにもなりかねません。もう少し十分な項目ごとの時間配分を配慮しつつ、しっかりと示された手順によって町都市計画マスタープランの策定をされるよう要望します。時節柄、改定の必要性は同じ思いです。急がば回れ、せいては事を仕損じると言われます。本案資料内にも記載があるように、PDCAサイクル、Plan・Do・Check・Actionの各業務のプロセスを重点基本に据えていただきたいのであります。例えば、利根川沿いの後背地に思いを寄せていた今はなき住民と知事さんとの交換メッセージにおいても、町長は初めて伺った旨、そし

てより一層の活性化策に考えていきたい旨、コメントを寄せられておりました。また、町長自らトーンダウンで先送りされた新駅構想を、今回のプランの中でまちづくりへのツイン核の一つに据えられたことも理解しがたく、矛盾を感じます。そんな中、特にC、Checkが重要であることは、担当課長、室長も説明の中で強調されておりました。前の都市計画マスタープランにおいても同様のことです。何度となく見直しを検討しますと返答し続けてきた経緯の中、検討結果が示されないまま、改めて再スタートされる今回の都市計画マスタープランの文章記載においても、都市施設、未着手部分等の見直し、検討していきますと、今回も同様な表現では到底住民らから納得できるプランとは言い難く、よって、もう一度しっかりと見直し、検討された手順での管理、進行による町都市計画マスタープラン策定を求め、反対討論といたしますとおっしゃっております。

この点について、令和元年12月定例会、金谷議員の都市計画に係る一般質問において、この反対については、項目全てに反対ということではなく、策定過程に疑義があったため、もう少し熟慮した中で策定をしてはどうかという趣旨でございますと答弁されておりました。

町長は、現行の都市計画マスタープランについて、どのような見解をお持ちなのか伺うものであります。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 現行の都市計画マスタープランについては、令和元年12月定例会の金谷議員からの一般質問に対して回答させていただいたように、策定の過程に疑義がありましたが、町が掲げている都市計画事業を順次進めていく所存でございます。

昨年度には、駒寄スマートIC東側の商業誘致エリアに都市計画法の土地利用制限である用途地域及び地区計画を指定し、良好な商業集積を目指しているところでございます。また、宅地につきましても、まとまりのある土地利用を促すため、共同住宅の建築を一部規制する特定用途制限地域を指定いたしました。

今年度は、都市計画道路漆原総社線の都市計画の変更手続が間もなく告示されるところでございます。また、吉岡町内の都市計画道路の見直し業務についても、都市の変化や将来を見据えた都市計画道路の見直しと明記されておりますので、現行の都市計画マスタープランに沿って町の都市計画行政を進めていきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） そうしますと、町長が議員であった際、町長を含め4名の議員さんが反対されたわけでありませうけれども、町長としては内容自体には特に問題なかったと。だがしかし、その策定過程に疑義があったもので反対をしたということによろしいんですか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 繰り返しにもなりますが、前にも述べたとおりに、策定の過程に疑問を持ったというところがございます。その後もプランの見直しはなされてまいりました。よって、現行プランによって町の都市計画行政を進めていきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） では、次の質問に移ります。

インフラ等の整備（公共事業）におけるアカウンタビリティ、説明責任の向上について伺うものであります。

インフラ等の整備を進めるに当たっては、意思決定過程の透明性、公平性を確保し、事業の内容について、社会面、経済面、環境面の様々な観点から総合的に検討することが求められております。地域の生活者や企業、納税者や各種団体等、様々な利害関係や多様な価値観が存在する中でインフラ整備に係る意思決定がなされるわけでありまして。この意思決定の正当性について判断するためにはアカウンタビリティ、説明責任の果たす役割が大きいというふうに考えます。

町長は、インフラ整備等におけるアカウンタビリティについてどのように考え、インフラ等の整備に当たりどのように反映していくのか伺うものであります。

議長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） インフラ等の整備において、住民に対する説明責任を果たすことは、公共事業の評価に直結する重要な役割であると認識しております。各種事業については、住民からの厳しい目が向けられており、事業を行う行政として事業の必要性を精査した厳選化、重点化に努めていく必要があると考えております。

今まで道路改良などインフラ整備については、地元説明会などの開催をもって説明責任と考えてまいりましたが、しかし、全ての事業関係者が参加できるわけでもなく、その点で地権者の意見や質問を酌み切れない事態も生じていることも事実でございます。インフラ整備においては、関係地権者の意見では、事業の総論では賛成だが各論になると反対になることもあり、説明責任の大切さを痛感しております。

町では、これからも数々の新規事業が行われ、説明責任についてはその根本となる重要な役割と認識しております。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） アカウンタビリティの重要性については認識しているというようなことで、今までやっていた住民責任のみでは足りない部分もあるという話でありました。

今後どのような方向でそのアカウンタビリティを果たしていくのか、説明責任を果たしていくのかという点について、もう少し説明をお願いいたします。

議長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 具体的に、公共事業の意思決定の過程につきましては、例えば、町の広報紙等にもう少しその辺の意思形成過程のことを説明できたりとか、あるいは、町のホームページを通じていきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） 質問を進めます。

4点目、インフラ等の整備における費用便益分析について何うものであります。

インフラ整備におけるアカウンタビリティを向上させる上で、費用便益分析は大きな役割を果たすと考えられます。確かに全てのインフラ整備において、特に便益分析をするというのは難しい面もあります。しかし、道路、殊に都市計画道路等、町の主要な交通の流れを形成するものであり、新規に事業を実施する際の方法論として、その費用便益分析をもって優先順位を決めるというのは、道路行政の中で確立した手法であるというふうに考えられます。

町長は、インフラ等の整備に当たって、費用便益分析というものをどのようにお考えになっているか何うものであります。

議長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 費用便益分析調査は、道路事業の効率的かつ効果的な遂行のため、事業の採択時の評価、再評価、また事後評価の各段階において、社会・経済的な側面から事業の妥当性を評価し、併せて、評価を通じてその後の効果的な事業執行を促すものでございます。費用便益調査は、ある年次を基準年とし、道路整備が行われた場合と実施されない場合のそれぞれについて、一定期間の便益額、費用額を算定し、道路整備に伴う費用の増分と便益の増分を比較することにより分析、評価を行うものでございます。

議員のご指摘のとおり、公共事業における費用便益調査の重要については認識しております。以上です。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） それでは、次の質問に移ります。

今後予定されている町のインフラ等の整備について何うものであります。

まず、都市計画道路についてであります。

ここでは4点ばかり伺いますけれども、前回定例会で都市計画道路漆原総社線の事業概要について質問したところ、総事業費は約12億8,000万円、第1工区については約2億3,000万円であるというふうに答弁がございました。全体としては幾つの工区に分かれて、何年ぐらいでこの事業を完了させる予定なのか、その点についての説明を求めるものであります。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 第1工区以降の計画につきましては、第1工区完了後に、社会資本整備総合交付金などの有利な国庫補助金や町の予算の財源確保の見込みが前提でございますが、引き続き、第2工区の事業を進めていきたいと考えております。

なお、詳細につきましては、建設課長より説明をさせます。

議長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） ご質問の全体の計画の関係でございますけれども、まず、第1工区の計画につきましては、設計から用地買収等におよそ3年ぐらい、その後の工事につきましては4年間。1年、用地買収と工事がかぶりますけれども、おおむね第1工区につきましては7年間と見込んでおります。

その後の第2工区につきましては、まだそこまでの計画の工程は検討をしておりません。以上です。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） 第1工区で7年をかけるということであります。そうしますと、この第1工区というのは、全体の何%ぐらいに当たるんですか。

議長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） それは事業費あるいは……、事業費の考え方と延長の考え方があるかと思うんですけれども、延長的には半分。以上です。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） そうすると、延長的には半分、50%ぐらいだというような話で、そうす

ると14年ぐらい、単純に。次、順調に残りの工区、第2工区を同じようにやっていくとしたら、50%程度だという話なので、純粹に同じぐらいの期間がかかるとすると、あの漆原総社線が全線開通に至るまでは14年かかるという、単純な計算でいくとそのような考えでよろしいわけですか。

議長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 延長的にはそのような考え方でございますけれども、第2工区につきましては、橋梁と、あと宅地等がございますので、その用地交渉のいかんによってはまた変化、延長される可能性がございます。以上です。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） そうすると、今、具体的に分かっているのは、第1工区についてのみ、この予算がおおむね2億3,000万円であって、国からの交付金が50%ぐらい来るといようなことで、これを7年かけてやると。それ以降については未定であるというのが現状ということよろしいんですね。

議長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 第1工区以降の計画につきましては、まず、第1工区完了後の漆原総社線の交通量の変化、また事業効果を検証した上で、町全体の幹線道路の交通量の状況の変化、特に駒寄スマートインターチェンジ周辺の道路環境は県道南新井前橋線も高崎渋川線バイパスまで完成しているため、相当変化するものと予想しております。

したがって、他の都市計画道路で未着手の、前回9月の定例会で富岡議員からご質問をいただきました宮田大藪線の田中の信号交差点の改良など、町全体の都市計画道路の整備の必要性を検証した上で、かつ、都市計画道路の見直し業務の結果を踏まえて、漆原総社線の第2工区の事業を進めていきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） では、次の質問に移ります。

第1工区の財源については、国の社会資本整備交付金が該当すると考えられ、約50%、1億1,500万円が国庫補助として充当されるという答弁がありました。

第1工区において起債の予定はあるのでしょうか。また、事業全体での起債の予定はということで書きましたけれども、まだ事業全体というのは分からないので、第1工区分、起債の予定はあるか、ないかについての答弁を求めるものであります。

議 長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 漆原総社線第1工区の財源につきましては、社会資本整備総合交付金の国庫補助事業を予定しており、不足分については一般財源となるわけですが、起債の予定につきましては、財政部局と協議、検討していきたいと考えております。以上です。

議 長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） そうすると、現在のところは起債するかどうかはまだ分からないということでしょうか。

では、次の質問に移ります。

令和2年9月定例会において、富岡栄一議員の都市計画道路に係る一般質問において、都市計画マスタープランに基づき、今年度から2年をかけて都市の変化や将来を見据えた町の都市計画道路の見直し業務に着手します。その見直し業務の中で、将来の交通量や事業の費用対効果等を検証していきたいと考えていますとの答弁があった。その後の私の漆原総社線に係る一般質問において、漆原総社線については、費用便益分析については現在のところ考えていないと答弁がありました。漆原総社線とその他の町が主体の都市計画道路で、その漆原総社線については費用便益分析はやらないよということでありましたけれども、それ以降、今後2年間でやる分には、この富岡栄一議員の答弁の中の言葉を使えば、費用対効果等を検証していきたいと考えていますというふうにあります。この例外扱いされる理由についてお伺いするものであります。

議 長（山畑祐男君） 答弁は誰ですか。大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 都市計画道路のうち、町が事業主体で、今まで宮田大藪線や漆原南原線、大久保荒牧線を町が事業主体で道路整備を実施してまいりました。宮田大藪線ではまちづくりの交付金と社会資本整備総合交付金の補助金を、また、漆原南原線ではまちづくり交付金などを活用して事業を実施しております。

まちづくり交付金においては、都市再生整備計画の作成及び事前評価並びに事後評価を作成しておりますが、費用便益分析調査は実施しておりません。また、社会資本整備総合交付金においても、補助金の要件として費用便益分析調査は求められておりません。なお、大久保荒牧線についても同様に費用便益分析調査は実施しておらず、町が今まで新規に事業化して整備した都市計画道路につきましては、費用便益分析調査を実施しておりません。

したがって、漆原総社線が例外的な扱いはされていないものと認識しております。

議 長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

- 9 番 (坂田一広君) そうするとあれですか、前回の富岡議員の答弁の中で、将来の交通量や事業の費用対効果等を検証していきたいと考えていますというのは、今までの都市計画道路については考えていなかったけれども、今後の見直しについては費用便益分析を入れるかもしれないけれども、少なくとも今後2年間でやるその都市計画道路の見直しにおいては、費用便益分析なども踏まえて考えていくんだというふうに捉えたわけですがけれども、今の答弁ですと、都市計画道路において費用便益分析は求められていないんだと。だから、この漆原総社線についても例外扱いじゃないんだよというようなことでありますけれども、今後2年間の見直し業務において、費用便益分析、費用対効果というのは考えるんでしょうか、考えないんでしょうか。私は前回の富岡議員の答弁を引用して質問しているわけなんですけれども、その点について、いま一度お答えください。

議長 (山畑祐男君) 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長 (大澤正弘君) 今後、都市計画道路の見直し業務をきちんと来年、2年間かけて実施していくわけでございますけれども、都市計画法上においては、費用便益分析調査について規定はしておらず、県事業や別の補助事業のある場合は、その事業の必要性に応じて、補助金の要件として費用便益調査が求められております。

また、県都市計画道路の見直しガイドラインに基づいて見直し業務を行うわけでございますけれども、費用便益調査は、走行時間短縮等の交通機能の観点から、都市計画道路の整備効果を判断する指標の一つとして一般的には活用されるが、便益は見直した都市計画道路網での将来の交通量によって変化するものであり、都市計画道路の必要性とは関係が薄いため、評価項目としては組み込まれておりません。以上でございます。

議長 (山畑祐男君) 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

- 9 番 (坂田一広君) そうすると、この見直しの際に費用対効果等を考慮して、検証していきたいと思います、いきたいと考えていますという答弁と矛盾するような気がするんですけれども、求められていないなら求められていないでいいんですけれども、この答弁と今の答弁違うんじゃないんですか。

議長 (山畑祐男君) 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長 (大澤正弘君) 都市計画道路の見直し業務につきましては、都市計画決定がされてから30年以上経過しましたが、様々な事情から未整備のままの路線が幾つかございます。都市計画道路の整備は、今後人口減少や超高齢社会を同時に進行し、また、経済の動向が不透

明な中、都市計画道路に求められる機能や役割も、都市計画決定をした当時と時代が変化していると、このような状況を踏まえて、都市計画道路の必要性及び妥当性を検証し、計画を見直すことになりました。以上です。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 私が聞いているのは、その見直し業務……課長の答弁をそのまま引用しているだけなんですけれども、この前の宮田大藪線の関係の一般質問の中で、都市計画道路等全般についての質問の中で、課長の答弁を私は引用しているわけでありましてけれども、繰り返しになりますけれども、その答弁の中で、将来の交通量や事業の費用対効果等を検証していきたいと考えていますとの答弁があったんですけれども、今の答弁とでは、富岡議員のときにした答弁というのは違うんだと。実は、費用対効果については考えなくてもいいのだから、それについては考慮しないんだということによろしいんですか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） いずれにしましても、都市計画道路については全体を見直しながらこれからもやっていきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 私は、前回のその答弁の中で、費用対効果の見直しの中において、費用対効果について等を検証したいと考えておりますという答弁があったので、今回の漆原総社線について、その費用対効果についての検証をしないのはちょっと例外扱いなんじゃないのかという質問をしたわけでありまして。見直しの中で、では、費用対効果については、費用便益分析というのはいらないということによろしいんですか。

議長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） こちらの前回の答弁の費用対効果と費用便益分析調査は別物と考えております。都市計画の道路のガイドラインに沿って見直し業務を進めるものでございまして、将来の都市像の整理、また、都市計画道路の見直しの背景の整理、また、検討対象路線の整理、また、その路線の必要性等を総合的に判断をして、都市計画道路の見直し業務を進めると。以上です。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 私、これほぼ同義だと思っていたんですけれども、では、費用便益分析と

費用対効果の違いについて、ちょっと説明していただけますか。

議 長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 費用便益分析調査につきましては、国交省のほうから示されております費用便益分析マニュアルに沿った形で検証をしていくものと考えております。

また、こちらでいうところの費用対効果等につきましては、県都市計画道路の見直しガイドラインというものがございまして、そちらに沿って見直しをするというものでございます。

議 長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） そうしますと、今度は漆原総社線については、前は費用便益分析はしないということでありましたけれども、この費用対効果についての検証はされたんですか。

議 長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 平成29年度における漆原総社線の見直し業務につきましては、手持ち資料がございませんので回答は控えさせていただきます。

議 長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） やったのか、やらなかったのかのかわからないということですか。

議 長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 手持ち資料がございませんので答弁は控えさせていただきます。

議 長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） この都市計画道路漆原総社線について、最後にちょっと町長に伺いたいんですけれども、今までちょっとこの公共事業におけるアカウンタビリティー等々について質問してきました。そのアカウンタビリティーについても必要性を認めるというような答弁でありましたけれども、今回この漆原総社線の事業化に当たって、十分な説明責任は果たされたと考えていらっしゃいますか、町長。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 都市計画に沿って順次進めてこられたというふうに認識しております。

議 長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） 都市計画にのっているというのは知っているんです。幾つかあるその都市計画道路の中で、なぜ今この漆原総社線なのか。それに対する説明責任が果たしているとお考えになっていますか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 自分、前の町政時代から順次進められていると認識しております。

議 長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） もうちょっと具体的に説明していただけますか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 自分が議員の時代からその話が進んでいたということで認識しております。

議 長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） ただ、前回の一般質問で小池議員が、寝耳に水といったような発言もありました。私も青天のへきれきであったというふうにも思っております。もしかしたら、そういうことで少しずつ予算等計上されてこの事業が進められたのかもしれませんが、事業全体について、例えば、総事業費が幾らなのであるとか、そういったことというのは一切示されておりませんでした。そういったことで、12億8,000万円の道路があそこにできるということでびっくりしてしまったわけであります。

このコロナ禍にあって、このコロナの影響が、今回私は一般質問しませんが、どれだけ町民の経済、影響を及ぼすかというのも分かっていない。そういう中で、これだけの、本当に今必要なかという、その検討をした内容を私はお示しいただいて、本当に今あそこに必要なのであれば反対する理由はありませんけれども、その辺がまだ十二分にお示しいただけていないような気がするんですけれども、いま一度答弁を求めるものであります。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 自分としては、十分検討させていただいて、町内の会議等にも諮らせていただいた中で、今年急に出た話ではないというふうに理解しております。

議 長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

- 9 番（坂田一広君） では、具体的に議会で説明があったのはいつですか。
議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

- 町 長（柴崎徳一郎君） ちょっと資料がないので、日にちではちょっと申し上げられません。
議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

- 9 番（坂田一広君） これだけの大規模な事業を計画の段階から実施段階に移す際においては、十二分なアカウンタビリティ、説明責任というのを果たしていただきたい。先ほども申し上げたんですけれども、公共事業に対する透明性、公平性を確保して、もって、町民が本当に自分たちの納めている税金が有効に使われている。それに対する説明責任を果たすことによって、行政に対する住民の信頼も増すわけであります。そういった中において、きちんとした説明責任を果たしていただきたいというふうに考えております。

次の質問に移ります。

給食センターについて伺うものであります。

給食センターについては3点ばかり伺うものでありますけれども、過日の文教厚生常任委員会において、給食センターの個別管理計画の結果を受け、建て替えの方針が示されたわけであります。今後、どのようなスケジュールで建て替えを進めるのか伺うものであります。

- 議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 町学校給食センター個別施設計画等を踏まえ、学校給食センター運営委員会委員長より、安全で安心な学校給食を持続的に提供していくため、学校給食衛生管理基準に適合した施設への建て替えが望ましい。そのためには、新たな場所への移転を検討するとともに、新施設の供用開始までの間については現施設の改修を適宜行っていくことが必要であるとする答申書の提出がございました。

新たに設置される給食調理施設につきましては、町の施策との関連により複合施設となることも想定されますが、町教育委員会としましては、まず、町の学校給食調理施設に望まれる施設の規模とか、設備、衛生管理等に関する基本的な構想を作成するため、基本構想作成支援業務委託の費用を今回の補正予算に上げさせていただいております。以上です。

- 議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

- 9 番（坂田一広君） では、次の質問に移ります。

建て替えの費用はおおむねどれくらいかかると予想されておりますか。また、建て替えの財源はどのように確保するのでしょうか。まだこういった段階ですので、大まかな答弁で結構ですので何うものであります。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 現時点においては、町として整備する学校給食調理施設の方針等が決定しておりませんので、具体的な費用をお答えすることができません。

ただ、最近、吉岡町と同じくらいの規模の給食調理場が近隣の自治体で整備されており、例えば、吉岡町が共同調理場を整備すると仮定した場合、そちらのほうのデータが参考となると思いますので、そういった数字からいきますと、用地費とか、外構工事費を除いた建物に係る費用としては13億円から18億円くらいの費用がかかるのではないかと考えております。

また、財源といたしましては、文部科学省の補助制度が対象となると思われませんが、全ての整備費用がその対象となるわけではないため、それ以外は町の一般財源を充てることになると考えております。以上です。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） では、次の質問に移ります。

給食の実施方法については、センター方式、自校方式、デリバリー方式などがありますがけれども、それぞれのメリット・デメリットは何でありましょうか。また、建て替え先がありきではなく、将来の財政負担等を考慮して、財政状況等全ての可能性について考慮し、町にとって、そして何よりも児童生徒にとって最善は何かを検討すべきと考えますけれども、この点についてはどのようにお考えになっておりますでしょうか。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） まず、自校方式について説明させていただきます。

自校方式とは、学校内の給食室で調理したものを、その学校の児童生徒に提供するシステムとなります。調理から食べるまでの時間、距離が短いため、温かい給食の提供や地元産の食材を利用しやすくなる、調理員の顔が児童生徒に見えやすくなるなど、食育等の観点から最も優れている方式と言えると思います。一方で、学校内での敷地確保の難しさや全学校に施設を整備するため、学校ごとの提供開始時期に開きが生じることとともに、整備に係る期間の長期化が懸念されるほか、高度な衛生基準を満たした調理室を各学校それぞれに整備する必要がある、建て替えの費用は非常に大きくなると考えられます。なお、

万一、食中毒等の被害が発生した場合、被害は1校だけとなり最小限で済みますが、調理場数が多くなる分、発生する確率は高くなるのではないかと考えられます。

次に、センター方式ですが、これは給食センターで調理した給食を各学校に配送するシステムとなります。この方式では、給食センターの建設用地の確保が必要となりますが、自校方式のようにそれぞれの学校に施設を整備する必要がないことから、早期の全校一斉給食の提供が可能となるほか、昨今求められている高度な衛生基準を満たした下処理室や調理室、洗浄室、見学室等の施設設備が1か所で済み、管理施設数も少なくなるため、効率的な維持管理や安全安心な給食提供を持続可能にするために適した方式であると考えられます。一方で、調理から給食を食べるまでの時間が自校方式に比べ長くなることや、衛生管理が1か所で済む半面、万一、食中毒の被害が発生した場合には全校にリスクが及ぶ可能性があります。

最後に、デリバリー方式ですが、調理施設を持つ民間事業者が調理した給食を各校に配送するシステムで、短期間での導入が可能である点と初期投資が不要である点が優れているとされています。しかし、施設整備費や維持管理経費が価格に上乗せされた結果、割高になるケースがあったり、民間の施設であるため施設管理に自治体の考えを反映しにくく、仮に施設の衛生管理や運営方法に問題があった場合に、自治体としてそれを確認しづらいこともデメリットとして挙げられているようです。なお、この方式を採用するには、近隣自治体に対応可能な民間事業者がいることがもちろん前提となります。

それから、新たな学校給食調理場の整備に向けた考え方はというご質問ですが、町教育委員会としましても、給食センター運営委員会等の意見も聞きながら、教育委員会としての基本構想を作成したいと考えております。そのような中で、今の施設の現状と課題の把握、及び、町としてどのような給食調理施設が必要となるのかといった施設整備の方向性についても、いろんな観点から検討していくことになるのではないかと考えております。以上です。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） 様々な可能性等考慮していただいて、最善の形で給食が提供できるよう努力していただきたいというふうに考えます。

続きまして、八幡山グラウンドについてお伺いするものであります。

前回の一般質問において、八幡山グラウンドをどのような方向で整備していくのかとの問いに対し、社会体育施設としての役割だけでなく、吉岡中のサブグラウンド的な役割、南下古墳公園との関係性、基本設計のときにはなかった文化センターとの関係性等、より広い視野での計画性が求められると考えていますとし、まずは、現在策定が進められてい

る次期吉岡町総合計画において協議されるものと考えていますとの答弁があった。

3校のPTA会長、スポーツ協会会長、自治会連合会長による請願では、さらなる中学校の生徒増加を鑑みれば、計画の再検討と早急な着手及び完成をお願いするものでありますとあるわけであります。

前回の私の一般質問の答弁からすると、まずは総合計画等で議論して、それからその方向性、在り方等を決めて事業化に移していくというような話でありまして、この請願で求めているところの、早急な着手及び完成というのはなかなか難しい状況なのかなと、願意には沿えていないのかなという感じがいたしましたので、この点について請願者の理解というものは得られたのでしょうか伺うものであります。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 前回の一般質問の中でも答弁させていただいておりますが、町教育委員会では請願書の採択を受けて、請願者である町自治会連合会長、町スポーツ協会会長、吉中PTA会長にご協力いただきまして、内容を確認させていただくとともに、今後の方向性についても意見交換をさせていただきました。

その中では、請願書に記載された施設を整備するためには、現在の計画の用地の中では対応が難しいこと、八幡山グラウンドに人工芝サッカー場を整備となった場合、野球場としての利用ができなくなるなどについて意見交換がなされ、最終的に、八幡山グラウンドについては、古墳や吉岡中学校の校庭を一体と見て整備する必要があるとの認識を共有したものであり、早急な着手、完成は難しいということについてもご理解いただいたものと考えております。以上です。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） では、次の質問に移ります。

吉岡中のサブグラウンド的な側面からすると、増加する生徒数に部活動等での利用の際の安全面の配慮というものが求められていると思います。この点について、どのような配慮がなされているのか伺うものであります。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 吉岡中学校の屋外で行う部活動の状況については、学校の校庭で野球部と陸上部が、校庭内のテニスコートでテニス部が、八幡山グラウンドでサッカー部が、八幡山グラウンドの南側に整備した仮設広場でソフトボール部がそれぞれ練習をしております。以前は、野球とソフトボールの外野守備が交錯することもありましたが、現

在は主として練習する場所のすみ分けができておりますので、安全上のリスクは大分軽減されたものと考えております。なお、練習試合をする場合については、野球部とソフトボール部が調整をしながら学校の校庭を使用しているといった状況となっております。以上です。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） なかなかサブグラウンドが拡張できないと、思ったように拡張ができないというようなことでありますけれども、生徒が利用する際の安全面、本当に最大限考慮していただきたいというふうに考えております。

続きまして、次の質問に移ります。

現計画である複合グラウンドで、総事業費が8億円でなかなか財源が確保できず、事業着手ができずにいたというのが現状でありました。芝張りのサッカー場、400メートルトラックの設置、さらには野球場の整備となると、8億円をさらに上回る莫大な予算が必要とされることは明らかであります。施設の充実は喜ばしいことではありますけれども、この芝張りのサッカー場、400メートルトラック、さらには野球場といった総合的なスポーツ施設のようなものというのは実現は可能なのですか。その点についてお伺いするものであります。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 八幡山グラウンドは、吉岡中学校のサブグラウンド的な役割を持つ吉岡町緑地公園内の多目的運動場という位置づけであります。吉岡町の中心に位置し、吉岡中学校にも南下古墳公園や老人福祉センターにも近いこの緑地公園に、町としてどのような機能を持たせるかといった議論が、これから総合計画や国土強靱化計画等をつくり込んでいく中で検討されるものと考えております。

今後、当町ではほかにも、先ほどから話が出ていますような、大きなインフラ整備が予定されていることから財政状況も見据えながらの対応となりますが、吉岡中学校の学校活動に支障が出ないよう配慮しながら検討していきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 町長、これは実現可能だと思いにになりますか。どうですか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 実現したいと思っております。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） そうしますとあれですか、都市計画マスタープランの仮称吉岡駅のような感じで受け止めればよろしいということですか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 実現に向けて努力したいと思います。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） それでは、次の質問に移ります。

最後の質問となるわけでありましてけれども、食品による子供の窒息死について伺うものであります。

教育・保育施設等における事故防止策等について伺うものであります。

国は平成28年3月に、特に重大事故が発生しやすい場所ごとの注意事項や事故が発生した場合の具体的な対応方法について、各施設、事業者、地方自治体における事故発生の防止等や事故発生時の対応の参考となるよう、教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインを作成し、公表しました。

また、消費者庁が、厚生労働省人口動態調査の調査票情報、平成22年から26年までの5年分を入手、分析したところ、子供（14歳以下）の窒息事故623件のうち食品による窒息事故は約17%、103件を占めており、食品が子供の窒息事故を引き起こす大きな原因の一つであることが判明し、食品による窒息事故103件のうち87件が6歳以下の子供で発生していることが確認されたことを受け、平成29年3月に食品による子供の窒息事故にご注意くださいとの注意喚起文書を公表しておるところであります。

さらに、内閣府、消費者庁、文部科学省、厚生労働省は連名で都道府県などに対し、令和2年2月、食品による子供の窒息事故に関する注意喚起についてとの事務連絡文書を送付し、管内の関係者に対し遅滞なく周知していただくとともに、教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応に万全に期すよう促しておるところでございます。

このような状況下で、本年9月7日、八王子市の私立幼稚園で4歳児がブドウの皮を喉に詰まらせ死亡するというような悲しい事故が発生してしまいました。国が注意喚起をしている中で起きてしまった事故ということでもあります。

町の教育・保育施設等において、ガイドラインの周知及び食品による子供の窒息事故防止対策というのはどのようになっているか伺うものであります。

議長（山畑祐男君） 教育長。

〔教育長 山口和良君登壇〕

教育長（山口和良君） 教育施設における事故防止対策等について答弁させていただきます。

坂田議員がおっしゃるとおり、平成29年3月に消費者庁からリリースされた食品による子供の窒息事故にご注意ください。6歳以下の子供の窒息事故が多数発生していますという通知によりますと、食品による窒息死事故の84%が6歳以下の子供であり、しかしながら、7歳以上の子供も16%いたという報告がされておりました。

その後改訂された文部科学省発行の食に関する指導の手引の中にも、過去にはパンの早食いや白玉だんごやプラムをそしゃくせず、誤って飲み込んだことによる児童生徒の窒息事故も発生していることから十分な注意が必要であるという記載もあり、学校ではこの手引を基に給食指導を行っているところです。

学校が行っている具体的な事故防止対策についてでございますが、当然のことながら、食べ物は食べやすい大きさにしてよくかんで食べるよう指導する、早食いは危険であることを指導する、給食の際は学級担任等が注意深く児童生徒の様子を観察する、そしゃく及び嚥下、飲み込む嚥下の能力には個人差があるので、特に個別の対応が必要な児童生徒については、全教職員の間で共通理解を図る。また、特別な支援を要する学級に所属する児童生徒については、食事中に必ず教職員が付き添い、目を離さないようにするなどの対応を取っているところです。

また、給食センターとしても、献立を立てる際に、食べにくい食材は選ばない、また、調理の関係上、使用する食材はカットまたはスライスするなどの対応のほか、コンニャクなどをゼリー状にしたものなど、過去に問題になったことがある食品などについては提供しないように注意しているところでございます。

議長（山畑祐男君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） 町内の保育園・認定こども園についてですが、窒息事故防止対策として、渋川広域消防に依頼し講習会を受けることや職場内研修を行う、事故防止及び事故発生時マニュアルなどを整備するといったこと。また、身近な対策として、子供の手の届く場所に物を置かない、食材は小さくカットするなどの対策を行っています。

また、学童クラブについてはおやつを提供しているんですが、こちらの場合は、おやつを購入時に事故の起こりそうなおやつは買わない、声かけ、見守りを実施しています。

幸いなことに、吉岡町ではこのような事故が発生していませんが、町としても、今後事故防止をサポートしていきたいと思っております。以上です。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） 失われなくてもいい若い命、幼い命が失われないよう、万全の注意を払っていただきたいというふうに思います。

ほかの市町村等を見ますと、例えば、渋川市さんなんかは、先ほど申しあげました連名の事務連絡文書、内閣府、消費者庁、文部科学省、厚生労働省などの連名の事務連絡文書というものが送付された後、ホームページなんかで注意喚起をしているような実態もあるようであります。吉岡町はそのようなことは一切なされていないというようなことでもあります。そういったことも含め、食品による子供の窒息事故防止に関して、いろいろな面で注意喚起を流していただきたいというふうに考えて、時間を少し残しましたが、私の一般質問を終わりにします。

議長（山畑祐男君） 以上をもちまして、9番坂田一広議員の一般質問が終わりました。

これをもちまして、本日の一般質問は終了しました。

明日は、通告のあった7人のうち、残り2人の一般質問を行います。

散 会

議長（山畑祐男君） 本日はこれをもって散会といたします。

ご苦労さまでした。

午後3時16分散会

令和2年第4回吉岡町議会定例会会議録第3号

令和2年12月3日（木曜日）

議事日程 第3号

令和2年12月3日（木曜日）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問（別紙質問表による No.6～No.7）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12人）

1番	小林 静 弥 君	2番	富岡 栄 一 君
3番	飯塚 憲 治 君	4番	廣嶋 隆 君
5番	富岡 大 志 君	6番	金谷 康 弘 君
8番	村越 哲 夫 君	9番	坂田 一 広 君
11番	岩崎 信 幸 君	12番	平形 薫 君
13番	小池 春 雄 君	14番	山畑 祐 男 君

欠席議員（1人）

10番	飯島 衛 君
-----	--------

説明のため出席した者

町 長	柴崎 徳一郎 君	副 町 長	野村 幸 孝 君
教 育 長	山口 和 良 君	総 務 課 長	高田 栄 二 君
企画財政課長	高橋 淳 巳 君	住 民 課 長	中島 繁 君
健康子育て課長	米沢 弘 幸 君	介護福祉課長	寺島 悦 子 君
産業観光課長	岸 一 憲 君	建 設 課 長	大澤 正 弘 君
税務会計課長	中澤 礼 子 君	上下水道課長	笹 沢 邦 男 君
教育委員会事務局長	小林 康 弘 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長	福 島 良 一	主 事	田 中 美 帆
---------	---------	-----	---------

開 議

午前9時30分開議

議長（山畑祐男君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日も、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告のあった7人のうち、本日は残り2人の通告者の一般質問を行います。

これよりお手元に配付してあります本日の議事日程（第3号）により会議を進めます。

日程第1 一般質問

議長（山畑祐男君） 日程第1、一般質問を行います。

6番金谷康弘議員を指名します。金谷議員。

〔6番 金谷康弘君登壇〕

6番（金谷康弘君） それでは、議長への通告に従い一般質問を行います。

1、都市計画関連、1、駒寄スマートIC大型車対応化事業について。

この事業、やっと供用開始の先が見えてきました。予定だと来年度、令和3年度上半期ですから、来年9月頃までには何とかなるのかなと思います。

さて、駒寄スマートICは、平成16年12月からの社会実験を経て、平成18年10月に小型車限定で本格運用を開始し、1日に約6,000台の利用交通量、全国第2位の実績。社会実験後、周辺の幹線道路には多数の大型店舗が出店し、町の人口も増加。前橋市・吉岡町では、駒寄スマートICはまちづくりのための重要な核と位置づけ、産業団地の計画や大型商業施設の出店計画等があり、周辺の国道・県道の整備と連動して大きな効果を発揮するため、平成29年度までに大型車対応化を目指すという形で話が上がりました。

大型車対応化の必要性は、利用者の利便性の向上、商工業などの産業の活性化、観光の振興、防災や災害時の対応の強化などの効果が得られると誰もが確信していると思います。具体的には、平成26年2月の地区協議会において変更計画案が出され、供用開始は平成30年3月という話ということで承認ということですが、ここで事業の先が見えてきたので、事業の中間検証ということで、当初の予算と今までに費やされた費用と今後の費用について検証してみたいと思います。

この事業は、吉岡町において、前橋市においても、経済効果は大きな事業であり、吉岡町は特にマスタープランにおいては、吉岡町の上越線の新駅とともに2つの核の一つに位置づけられている一大事業です。よろしく願いいたします。

まず、事業費から、当初計画概算事業費、全体で約12億円。内訳は、用地補償費約3.4億円、工事費約5.2億円、料金所施設費約3.4億円、計12億円。次に、負担割、東日本高速道路株式会社ネクスコ東日本、約3億円、残り9億円、55%が国庫補助、45%が前橋市・吉岡町の負担分、4.05億円、うち前橋市負担割4分の3、吉岡町4分の1で、吉岡町とすれば負担分として約1億125万円です。このような概算事業費でスタートした一大事業。今は令和2年、平成でいいますと32年です。話が始まり7年の歳月がたっています。その間に、社会情勢の変化、資材・人材不足等により、工事費等の高騰により、事業費が拡大していることと思います。まして当時は消費税5%でしたが、今は現在10%です。今までの事業費の推移、全体と吉岡町負担分を、できれば増額の主な要因を兼ねて、柴崎町長、お尋ねします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 皆さん、おはようございます。

昨日に引き続き、本日もお二方より質問をいただいております。

まず、金谷議員より、都市計画関連、駒寄スマートIC大型車対応化事業について質問をいただいております。お答えさせていただきたいと思っております。

駒寄スマートIC大型車対応化事業は、来年度上半期の供用開始を目標に前橋市とネクスコ東日本と常に連携して事業を進めております。

事業費全体の推移、吉岡町の負担分、高騰の主な要因とのご質問でございますが、平成25年度に策定した駒寄スマートIC変更実施計画書における概算事業費は約12億円、町の負担額は約1億1,000万円と推計し、事業化されました。

事業費の高騰の要因は多数あるとの報告を受けておりますが、詳細につきましては、建設課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 最初に、総事業費の推移についてご説明いたします。

平成26年12月に吉岡町と前橋市、ネクスコ東日本とで締結しました駒寄スマートIC大型車対応化整備事業の用地取得及び設計、工事等に関する細目協定における費用負担計画の金額について、総事業費は12億5,786万6,342円、続いて平成29年12月に第1回の協定変更が行われ、続いて平成31年1月の第2回の協定変更が行われ、計24億3,743万5,559円となりました。この2回の変更による増額は11億7,956万9,217円となり、総事業費は約24億4,000万円が現在ご報告できる金額でございます。

続いて、吉岡町負担分でございますが、事業費としての歳出に対し、国の補助金及び前橋市負担金が歳入として入っておりますので、その差額が実際の町の負担額となります。これについては、平成26年の事業開始からの決算額の合計額をもって報告いたします。

平成26年度から令和元年度までの決算額の町負担額の総額は、1億2,934万2,145円でございます。本年度と来年度の見込額を足しますと、合計で約2億2,000万円が町の負担金の見込額となります。

次に、総事業費の増額の要因でございますが、次のような理由がございます。

事業化直後のインター西側の下り線側の付け替えた町道は、行き止まりでございました。地元の要望を考慮した結果、通り抜けができるようになりましたので、橋梁が1つ増えたことによる増額です。また、埋蔵文化財調査費の追加で想定以上の遺構が発見されたため、埋蔵文化財調査費が増額されました。次に、関越の東側の側道でございますが、工業用水や群馬用水等の埋設管の補償費の増額でございます。以上が第1回目の変更による主たる要因で、約5億2,400万円の増額でございます。

続いて、2回目の変更の主たる要因でございますが、工事内容の見直しによる工事単価等の増額が主であり、また光ケーブルの移設費による増額、そのほか消費税など細かな変更に伴う増額もございますが、2回目の変更により約6億5,500万円の増額となりました。以上です。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） ありがとうございます。

総額約24億円。倍、当初の予定からいいますと約倍ですね。あと、今後の予定も予算も含めて2億円というお話をされたんですけども、次に今後の予定の工事内容と供用開始までにかかる概算工事費、全体及び吉岡負担分、次回定例会、令和3年1月の定例会の予算書に出てくるものと思われませんが、今細かな金額は査定中かと思いますが、概算で構わないので、つかんでいる費用、分かる範囲で説明をお願いいたします。

議長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 令和3年度の駒寄スマートIC大型車対応化事業に関する概算工事費でございますが、現在、精査中ではございますが、概算で約6億円と見込んでおります。うち55%が国からの補助金、残りの4分の1、25%が吉岡町の負担金ということになりますので、町の負担分は約6,750万円と見込んでおります。

また、今後予定されている工事内容につきましては、擁壁工事や盛土工事など周辺土工については、おおむね年度内に完成する予定でございます。

今後は、インターランプ内のネクスコ東日本が管理するインターチェンジ関連施設のE T C施設などの機械設備工事とランプ部分の道路舗装工事及び標識等の看板設置が主な工事内容でございます。以上です。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） ありがとうございます。

次に、工期についてお尋ねします。

当初、供用開始は平成30年の3月でのスタートでした。今は令和2年、平成でいいますと32年、今現在の供用開始は令和3年度の上半期、平成では33年、約3年と半年の工期延長となっています。一大事業でありますから予定どおりにはいかないものとは認識していますが、遺跡の調査、用地取得、群馬用水の付け替え、ましてや供用しながらの工事で、スマートI Cの取付け道路の付け替えなどをしながらの工事、複雑かつ費用のかかるものと思います。例えば、これが供用停止しての工事ならば、工期的にも費用的にもかなり圧縮されるものと思われませんが、ネクスコ東日本とすれば、工事期間中の駒寄スマートI Cの利用の売上げを考えれば仕方がないのかなと思われま

さて、町は、この工事の遅れの要因をどのように把握しているのでしょうか、見解を求めます。

議長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 駒寄スマートI C大型車対応化事業の工期の遅れにつきましては、次の3点を遅れの要因として把握をしております。

まず、1点目は、用地買収時における土地収用法の手続の関係です。事業に当たり、地権者の理解が得られず、土地の取得について土地収用法の手続を経たため、通常よりも時間を要したことから、ネクスコ東日本の発注手続が遅くなりました。

2点目は、ネクスコ東日本の入札手続の不調の関係です。実際の工事では、議員のご指摘のとおり、現に供用をさせながらの工事ということで、非常に難易度が高い施工を求められたため、入札が不調に終わり、約1年間弱事業が停滞した点でございます。

3点目は、令和元年の2つの台風、15号と19号による全国的被害により、資材・人材調達に不測の事態が生じたことでございます。

これらのほかにも、工程や利用資材の変更等の様々な理由がございますが、以上の3点を主たる要因と認識しております。以上です。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6 番（金谷康弘君） 着工当初の概算事業費、約12億円、今現在ではもう22億円と大きく膨らんでおります。しかし、この駒寄スマートICの大型車対応化事業は、吉岡町もとより周辺市町村への経済効果は大きなものが見込まれます。供用開始、令和3年上半期と云わず、より早い開始を期待しております。

次の質問に移ります。

1、都市計画関連、2、大型商業施設が確実化される大久保地区について。

この大型商業施設ジョイフル本田は、今後の予定としては、今現在は開発・農転の手續の協議をし、来春には開発・農転申請、夏頃には開発工事の開始、引き続き建築工事に入り、オープン目標としては2023年春、令和5年の春のようであります。

吉岡町としては、この大型商業施設ジョイフル本田の出店による道路交通網の混雑を予想し、接続する町道熊野・吉開戸線改良工事に着手し、周辺道路の混雑緩和に向け開始したことは非常によいことだと思います。思いますが、しょせん微々たるもので、焼け石に水のようなものだと誰もが思うところあります。

ジョイフル本田における周辺道路の混雑緩和、吉岡町は町道熊野・吉開戸線のほかに計画はあるのか、ないのか、お尋ねします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 大型商業施設の開業に伴い周辺生活道路が混雑することの対策としては、出店計画されている北側に位置する町道熊野・吉開戸線、また町道大久保・南下線の旧県道前橋伊香保線に接続する手前の未整備区間について、既に設計等の事業に着手しております。

町道熊野・吉開戸線の道路改良事業に関しては、今般、補正予算において、工事費の予算計上をさせていただいているところでございます。

来年の早い段階に一部工事を前倒しで発注し、商業施設の開業に間に合わせるために、また民間開発工事との現場の混乱を防ぐためにも、早期に工事を進めてまいりたいと考えております。

町道熊野・吉開戸線以外の道路計画の状況につきましては、建設課長より答弁させます。

議長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 町道熊野・吉開戸線以外の道路の計画でございますが、西松屋交差点から東に向かう道路、町道大久保・南下線でございます。旧県道前橋伊香保線の町道溝祭・植野線と交差する手前約160メートルは、道路改良及び歩道の整備がされておられません。この部分について、現在概略設計や用地調査などの業務を進めておりますが、建物の移転

補償など地元調整に長い時間を要することとなっております。

また、直接の生活道路ではございませんが、大型商業施設出店予定地の南側、県道南新井前橋線の南側に住宅展示場や他の商業施設の出店が計画されております。

この区域内の道路、町道片貝・吉開戸線、町道金竹西・吉開戸線、熊野・吉開戸線について、現在、車両のすれ違いができない状況を改善するために9メートルに拡幅し、歩道を整備する計画でございます。本年度詳細設計を行い、来年度には用地買収、続いて工事に着手し、住宅展示場や商業施設の出店時までには整備を完了したいと考えております。以上です。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） 計画外のことは分かりました。前橋南新井線の南側に関しては、もっといろいろと計画必要かと思うんですが、細かな質問は、今回はここにとどめておきたいと思っております。

次に、周辺における雨水等の排水計画についてお尋ねします。

皆さんご存じのように、吉岡町は榛名山麓の東面に位置し、西より東側に傾斜し、利根川へと続いております。当然、雨が降れば西から東へ流れます。昔みたいに畑だらけならば地面に浸透しますが、都市化し、地面がアスファルト舗装やコンクリートになりますと、地面に浸透せず流れます。現に私の家の前の道路は、側溝がなく、一たび雨が降ると道路が10センチぐらい冠水し、西側より東にすごい勢いで流れ、前橋伊香保線の側溝のグレーチングに流れ込みます。のみ込み切れずにあふれているのが現状です。裏の道路、前橋南新井線においても、同じことが起きています。ジョイフル本田、開発面積約13ヘクタール、雨量計算面積、広いです。当然、敷地内には、地下雨水貯留施設を設け、放流を行うものだと思いますが、ジョイフル本田及び周辺の商業施設の雨水排水計画については、町はいかように考えているのかお尋ねします。

議長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 最初に、ジョイフル本田の排水計画についてご説明いたします。

ジョイフル本田の排水計画は、敷地内に貯留槽を設け、排水先としては南側の県道南新井前橋線を暗渠にて横断し、その先の町道片貝・吉開戸線を経て福祉事業所の近くにある既存の集水ますボックスに接続し、午王頭川へ排水する計画となっております。この排水計画は、既に河川管理者である県渋川土木事務所との協議が調っております。

また、周辺の商業施設でございますが、県道南新井前橋線の南側、住宅展示場につきましては、河川が近いので貯留槽を設けず、既設水路を改修し、午王頭川へ放流することで、

県との協議が調っております。

これにより、排水計画が整っていない区域は、住宅展示場の西側、関越道の側道までとなります。この区域については、町が行う道路整備と同時に排水のための側溝を整備し、県渋川土木事務所の許可を受けた上で、午王頭川に放流する計画となっております。

本年度、測量設計業務を既に発注しており、来年度以降に用地買収、道路改良工事と順次進めていきたいと考えております。これにより、ジョイフル本田周辺の商業施設について、排水計画が整うこととなります。以上です。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） 周辺の排水計画もきちんと計画は立てているようで安心しました。

地下雨水貯留槽施設、これは排水処理し切れない雨水を一時的にためて雨が落ち着いたら放流する仕組みで、首都圏では神田川・環状七号線地下調節池、埼玉県春日部市では首都圏外郭放水路で超莫大な施設が造られています。これは、下流域で河川の集中、勾配のない平らな場所で、自然の理で洪水になり冠水は必然であります。これらの施設は都市化したところでは唯一の対応策なのかなと思います。しかし、昨今では温暖化の影響で、50年に一度、100年に一度の台風などが多々あり、河川の中流域での堤防の決壊が見られ、大きな被害が出ています。2015年、台風18号による栃木県の鬼怒川の決壊、近々では今年の夏の九州熊本県の球磨川の氾濫などがあります。

国土交通省では、ハード面での堤防の強靱化では間に合わず、自然の理にかなった昔ながらの霞堤、これは武田信玄が考案したと言われる信玄堤とも言われていますが、堤防に切れ目を入れておいて、河川が増水したら切れ目からあふれ、一時的にため、河川の水量が落ち着いたら自然と流れるもので、これにより住宅地を防ぐものであります。今後は、このような方式での治水方式を導入するものであるようであります。

吉岡町においても、大雨により、特に町民グラウンド周辺での冠水が著しいようであります。これは、急激な住宅地化により、都市計画で排水計画ができていない、間に合わない、追いついていけないなどの要因だと思います。この地区に大きな排水側溝を設け、駒寄川に流すことができなければ、町民グラウンドはふだんはグラウンドとして使用し、大雨のときには調整池として使用するしかありません。同じ轍を踏まぬよう、大型商業施設周辺の道路整備計画、排水整備計画をきちんとお願いします。今までの経過を見ていると、住宅化の速度に周辺の整備計画がついていけない、いやついていくのではなく事前に整備するのが都市計画であると思います。

次の質問に移ります。

ジョイフル本田、吉岡バイパスを挟んだ東側、カワチ薬品であります。カワチ第2店

舗ということで、除外申請が出ていると聞きます。この除外申請はどうなったのでしょうか。下りたのでしょうか、お尋ねします。

議長（山畑祐男君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） ご質問の農振除外につきましては、許可をお出ししております。以上です。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） 農振除外は下りたということであります。下りたのなら、今後はバイパスの東側、周辺地域の道路整備が近々の課題かと思えます。現にカワチ北側の南北の道路、中群馬用水がある道路の拡幅、西松屋東側、前橋伊香保線に通ずる道路の整備等、周辺の道路の整備が緊急の課題になってきます。これらに対する町の対応はいかに計画しているのか、お尋ねします。

議長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 議員ご指摘のとおり、カワチ2号店の除外申請許可を受け、これら周辺地域の道路整備については、喫緊の課題であると町も認識をしております。今回の除外の許可を受け、また自治会からの要望も受け、町では現カワチ薬品北側の南北に通じる道路、十二地区2号線、延長約125メートルの整備を計画しております。

現況では、道路幅員は約4メートル、有効幅員は約3メートルほどで、すれ違いがやっとなることができるような状況でございます。

整備計画では、現在、開渠である旧中群馬用水の排水路の敷地を活用し、暗渠としてこの部分を舗装し、道路幅員を確保し、必要に応じて歩道を設ける道路改良でございます。この道路改良工事により、道路幅員は7メートルから8メートルとなり、整備効果が高いものと考えております。来年度以降、速やかに事業に着手していきたいと考えております。

また、西松屋東側、旧県道前橋伊香保線交差点の東側についても、現在道路幅員が確保できないため右折車線がない状況でございますが、引き続きこれらの改良についても地元意向を踏まえ進めていきたいと考えております。以上です。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） この計画、きちんと前に進めていただきたいと思えます。

これら緊急の課題のほかに、駒寄スマートIC大型車対応化の供用開始を見据え、将来を見据えた次の一手、西側の工業誘致であります。次の質問です。

1、都市計画関連、3、駒寄スマートIC西側の工業誘致について。都市計画関連と申しましても、要は企業誘致です。恐縮です。

企業誘致の進捗状況の前に確認しておきたいことがありますので、先に質問します。

前橋南新井線の関越道から高崎渋川バイパスまでの間の進捗状況です。この幹線道路が開通して駒寄スマートIC大型車対応化の利便性が発揮され、物流機能が強化され、工業団地としての利便性が高まるものであります。周辺幹線の進捗が気になります。関越道西側高前バイパス間、前橋南新井線、吉岡部分は町都市計画道路3・4・11番陣場線430メートルは現在事業中ではありますが、いつ頃の完成か。

また、前橋分で恐縮ですが、池端線の進捗状況、また榛東分で恐縮ですが、榛東新井幹線の進捗状況、そして関越道西から高前バイパス間の供用開始の時期はいつ頃になるのか、お尋ねします。

議長 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 駒寄スマートIC西側の工業誘致について、都市計画に関連して都市計画道路の進捗状況等を回答させていただきます。

陣場線及び榛東新井幹線につきましては、県渋川土木事務所において既に工事が発注されており、一級河川八幡川に架かる橋梁工事も順調に進んでおるところでございます。来年3月の完成に向けて工事が着々と進められております。

また、池端線につきましては、県前橋土木事務所により工事が進められておりますが、用地取得に難航しておるため、令和3年9月の完成を目標に事業が進められているところであります。

したがって、関越自動車道西から高崎渋川バイパスの間の都市計画道路の供用開始は来年の令和3年9月を目標に着実に進めていただいていることを県に確認をしております。

議長 長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） ありがとうございます。ということは、その駒寄スマートICの大型車供用開始の時期と大体同じ頃ということですね。

次に、企業誘致について、吉岡分面積約20ヘクタール、前橋分約20ヘクタール、合わせると40ヘクタールあります。私は、以前、質問において、この40ヘクタールでの前橋市と吉岡での共同誘致を質問しました。当然、吉岡町としては、今まで誘致についてはいろいろな試みをしてきたものと思います。今までに前橋市と共同でのアプローチ、どのようなことを行ってきたのか、そしてその成果は。また、吉岡町として単独での企業誘致へのアプローチ、どのようなことをしてきたのか、その成果はいかようなものなのか、

進捗状況をお尋ねします。

議長（山畑祐男君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 現在、駒寄スマートＩＣ西側では、群馬県による南新井前橋線バイパスの工事が行われており、併せて前橋市による産業団地の開発計画が進められております。

令和２年度に入りまして、４月２１日に前橋市産業政策課と情報交換会を行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策によりまして延期せざるを得ない状況でございました。

その後、再度調整を行った結果、７月３０日に情報交換会を行うことができました。

町からは、都市計画マスタープランに基づいて現状の説明を行いました。前橋市からは、現在進めている産業団地の進捗状況等について説明をいただきました。話の中では、やはり吉岡町と前橋市との境界にあります午王頭川を挟んだ両側の道路や橋梁についての連携が必要なのではないかとの確認ができたという状況でございます。

また、８月２７日には、例年行っております群馬県企業局との情報交換会が行われましたが、前橋市の進捗状況との差があるため、企業へのアプローチを共同で行うのは現実的には難しいのではと認識した状況でございます。

とても規模の大きな事業でありますので、前橋市や群馬県企業局との情報交換を行いながら、今後も慎重に検討していく必要があると考えております。以上です。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔６番 金谷康弘君発言〕

６番（金谷康弘君） 前橋市との情報交換等、いろいろされておるようですが、具体的なアプローチ、まだまだこれからかなという印象を受けました。

吉岡町は、今現在、人口が伸び、サラリーマン世代の増加により町民税の増加が確かに見られておりますが、子供の増加による保育施設の整備、小中学校の施設整備など追われており、決して財政に余裕があるわけではありません。将来的には駒寄スマートＩＣ大型車対応化・大型商業施設の進出による経済効果が確かに見込まれますが、人口増加は町のベッドタウン化です。次の世代の人たちが町に残らない限り、吉岡町は空洞化します。次の世代が町に続けるためには、雇用の場、企業誘致が不可欠であります。吉岡の将来のために企業誘致、力を注いでいただきたいと思います。

次の質問です。

都市計画関連、４、都市計画道路漆原総社線について。

吉岡町には、現在、１１の都市計画道路があります。まずこのことから確認していきたいと思います。１、吉岡西部幹線、３、１４０メートル、２車線供用中で４車線化事業中。

2、大久保上野田線、6, 520メートル、一部改良済み。3、高崎渋川線、1, 520メートル、未改良。4、大久保荒牧線、650メートル、改良済み。5、宮田大藪線、2, 330メートル、一部改良済み。6、溝祭北下線、2, 270メートル、未改良。7、漆原総社線、1, 910メートル、一部改良済み。8、前橋渋川バイパス、2, 410メートル、2車線供用中。9、漆原南原線、290メートル、一部改良済み。10、大久保線、740メートル、改良済み。11、陣場線、430メートル、事業中。以上です。

私が思うところでは、改良済みもしくは問題なしと思われる路線は、前橋渋川バイパス、吉岡西部線、大久保荒牧線、大久保線、陣場線の5路線。住宅密集地にて無理に近い路線、高崎渋川線。地図上において升目状の都市形成として必要幹線だが、近々の必要性がない路線、溝祭北下線。漆原南原線は渋川市の都市計画道路半田南線に接続のため取りあえず一部改良済みのまま。宮田大藪線は田中の信号周辺の混雑緩和に進めたほうがよい。大久保上野原線は、早い時期での延伸の必要性を感じる。漆原総社線は、第一工区においては裏道としての利用が多く、必要性を感じる路線。以上が私的に思うところであります。

さて、漆原総社線ですが、総延長は1, 910メートルですが、南側500メートルと北側240メートルは改良済みで、未整備、1, 170メートルです。道路というのは、地域の発展に必要不可欠にて、その必要性は確かに感じます。あったほうがよいのに決まっています。ましてこの路線は、南側は上毛大橋の前橋南新井線、駒寄スマートICに接続道路、北側は上武国道に接続してスムーズな流れを来す必要は感じています。

しかし、さきに質問したように、駒寄スマートIC東側の大型商業施設周辺の道路整備が最重要課題であるところで、漆原総社線、令和3年度より事業に着手し、詳細設計、現地調査と進めるとのこと。なぜこの時期に推し進めるのか、そこの説明、お願いします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） お答えさせていただきます。

都市計画道路漆原総社線につきましては、現在、都市計画変更の手続をしており、間もなく都市計画の変更がされる見込みでございます。

都市計画道路漆原総社線につきましては、前回の議会でもご質問いただき、その事業化、事業着手に対して、昨日も坂田議員からご質問をいただいたところございます。

令和3年度より事業に着手し、詳細設計業務を行う計画ではございますが、先ほどの説明にも駒寄スマートICは、来年度は相当な事業費となる見込みですので、予算のバランスを取る必要があると感じております。

また、国の補助金に関して、早期に国土強靱化地域計画を策定しないと補助金の確保に支障が生じる可能性が高く、今般、補正予算において計画策定業務の予算計上をさせてい

ただいたところでございます。やはり確実に国の補助金の確保が担保できないと、漆原総社線の事業着手は難しいかとも考えております。

なお、今年度から都市計画道路の全体見直し業務を2か年かけて、将来の交通量推計等により、路線の必要性、実現性を検証する都市計画道路の見直し業務に着手いたしました。町の将来を見据えた中で、都市計画道路の必要性及び妥当性を検証しながら、当然漆原総社線についても、事業評価を行い、より現実的な事業の実施が計画されることになると考えております。

このようなことから、漆原総社線の事業着手については、町全体の事業計画の中での位置づけ、国補助金の確保など総合的な判断を行い、来年度の予算編成を進める中で、最終的に判断していきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） この事業でやっぱり皆さんが一番心配しているのが財政の担保ですよね。まず、その財源、それを皆さん一番危惧しているものと思いますので、財源担保、これをきちんと計画立てて進めていかなければいけないのかなと私は感じております。

事業を進めるに当たり、第一工区はさきに述べたとおり裏道としての利用が多く、狭隘道であり、危険性を多々感じ、必要性はあるのかなと思ひ質問します。

第一工区、東側、西側、ともに田んぼであります。春先はトラクター、田植え機が、秋口は刈り込みでコンバインが頻繁に走行、出入りします。言うなれば、この都市計画道路の第一工区は、農業用道路でもあります。道路西側に関しては、歩道があり、そこから田んぼへの乗り入れ、農耕車両の待機場所として使用できますが、東側に関しては歩道がありません。乗り入れ、農耕車両の待機場所はいかなるものなのか。その東の天狗岩用水からの乗り入れで済むとの解釈なのでしょうか。田んぼの使用について、町はどのように考えているのかお尋ねします。

議長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 議員ご指摘のとおり、都市計画道路を農業用の作業道路として利用することに問題があることを認識しております。

詳細設計業務のときに都市計画道路側からのすりつけやコンクリートたたきの設置など、安全面を考慮し対策案を検討していきたいと考えております。また、対策の一つの案として、当該農地東側、天狗岩用水路沿いに農作業用の道路を整備することも考えられます。

なお、詳細設計を進めていく過程では、地権者説明会を開催し、皆さんの意見を踏まえた上で設計に反映していきたいと考えております。以上です。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） このことは地権者と農業の方ときちんと会合を持って、ちゃんと田んぼが使用できるよう、計画を立てて進めて、お願いしたいと思います。

次に、吉岡川部分は高架になりますが、この部分の南北の高低差はどのぐらいあるのでしょうか。橋梁の勾配6%、100メートルで6メートルの高さ勾配ですが、北側に下り切ったところはどの辺に当たるのでしょうか。90度の曲がる部分より南側でしょうか。そこのところの説明をお願いいたします。

議長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 吉岡川に架設される橋梁及び構造物に関連したご質問でございます。

南北の高低差は、予備設計調査における現況の地盤高の差は、約15メートルとなります。また、計画高の差としましては、約10メートルとなります。

また、北側に下り切ったところでございますが、ちょうど天狗岩用水路に一番近づく地点となりまして、吉岡川から北に約120メートル、暫定整備道路交差点部より南側へ約300メートルの地点となります。以上です。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） 結構南側なんですね。分かりました。

漆原総社線の内容は確認できました。だが、なぜ今なのか、私的にはまだじっくりしないので、もう一点質問します。

さきに町の都市計画道路、11か所述べました。大久保上野田線、吉岡バイパスの延伸ですが、このことは上野田地区の村越議員が一般質問のたびに質問していますが、延伸についてはインターネットで調べますと、群馬県県土整備部「はばたけ群馬・県土整備プラン2018-2027」の18ページ、北群馬渋川地区の主要事業の一覧で、平成39年度までに、令和9年になりますが、着手予定の事業の一つとして、駒寄スマートICと周辺地域の連携強化を図るため、県道前橋伊香保線バイパス整備が挙げられていますが、見直しが必要な事業の一つということで、今現在は着手に向けて検討する事業の一つという位置づけになっております。これからふるいにかけてられるのかなと思いますが、そんな微妙な時期において他の都市計画道路に着手するということは、吉岡町は吉岡バイパスの延伸より漆原総社線のほうを重視しているのかのように県は捉えるのではないかと私は危惧します。県としてふるいから落としちゃってもいいのかなと思われませんか、私は非常に心配です。その点につき、町の見解を求めます。

議長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 町が漆原総社線に事業着手することにより、吉岡バイパスの延伸先である都市計画道路大久保上野田線の県事業着手への影響はないかとのご質問でございますが、県土整備プランに県が実施する事業として位置づけされておりますので、影響はないものと認識しております。以上です。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） 確かに町の事業ですから、県は何も言わないし、漆原総社線を進めるから吉岡バイパスの延伸を断念したとは100%解釈はしないかと思います。町は町としての事業を進めていただきたいという県の解釈だとは思いますが、ただ、町民感情的な意見です。私が言いたいのは、令和9年度までに着手予定事業が、着手に向けて検討する事業という位置づけになっている吉岡バイパスの延伸について、町が今やるべきことは、バイパスの延伸の必要性をきちんと示すこと。昨年12月に渋川市と連携協議で、道路整備の要望書を出したからいいや、県の事業だから県議によくお願いしてでは駄目だと思います。なぜやる必要があるのか。渋川、榛東、吉岡の連携を踏まえた観光振興を前面に出し、これから吉岡町に必要不可欠な道路の位置づけを示せない限り駄目だと思います。県の見解としていいように解釈すれば、10年後先は何も言えないので、事業に向けて検討する事業として、悪く解釈すれば、財政難でふるい分け。昨日の坂田議員の質問の中で、今後2年間で都市計画道路の見直しを図るとのこと。吉岡バイパス延伸、データに基づく必要性を明確に示すことが見直しの中で最重要課題と認識しますが、町の見解を求めます。

議長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 吉岡バイパスの延伸につきましては、町の都市計画において4つの軸の一つとして重要な位置づけでございます。

今般、都市計画道路の見直し業務の中で、吉岡バイパスの必要性を具体的な数字を用いて明確にし、まちづくりの論点整理を行い、県に対してしっかり要望をしていきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） ここにインターネットでちょっと県の県土整備部のそのものをダウンロードしたのがあるんですけども、当初は1継続事業で、平成39年度までに着手予定の事業ということで、そういう位置づけになっていたものが、今の状況では継続事業と2番

目で、令和6年度までに着手予定の事業、これが明記されています。3番目に、着手に向けて検討する事業という位置づけになっています。これは着手に向けて検討する事業ということで、まだどうなるか、今後5年後はこの形で残るかと思うんですけれども、その後はどうなるか分からないという位置づけです。だから、このところはきちんと町が必要性を訴えなければいけないことだと思いますので、そのところ、町長の考え方をきちんと私は求めます。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） もちろん大久保上野田線につきましては、渋川市とも連携をしながら、また町としても町の都市計画道路として推進するべく進めていきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） 分かりました。よろしくお願いします。

町の都市計画道路11路線中、4路線、県の事業と重なっておりますが、10分の10の県の事業費でよろしいのでしょうか、確認いたします。

議長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 町の都市計画道路のうち、県事業として整備または整備される予定の道路は、大久保線、大久保上野田線、陣場線、吉岡西部幹線の4路線となります。また、前橋渋川バイパスは国の事業となります。なお、大久保荒牧線に関しては、大松の信号から旧県道前橋伊香保線までの間は、当時大久保池端線として町が事業主体で道路整備を行い、後に県道に昇格しております。

さらに、上毛大橋から旧県道前橋伊香保線までの間は、街路事業などにより県が事業主体で実施しておりますが、町は街路事業の補助金制度の仕組みから負担金を支出しております。また、用地買収においても、県からの委託を受け、町が実施しております。

したがって、現在の大久保荒牧線は町が整備した路線と県が整備した路線が組み合わせられております。したがって、県事業の場合でも、その補助事業の仕組みから町の負担金がございます。以上です。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） 全てではないにしろ、町の都市計画道路は県の事業と重なっていたほうが財政的にも非常にメリットが高いものであります。是が非でもふるいから落とされぬようにしなければならぬと思います、大久保上野田線。欲を言えば、漆原総社線は県道前

橋新井線と上武国道との接続道路です。県の事業の振替という考え方はいかがでしょうか、お尋ねします。

議長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 漆原総社線につきましては、今まで町は上武国道と県道南新井前橋線とつなぐ地域間連携を強化するための県道としての整備ができないか、県に要望してまいりました。しかし、今般、改めて県に確認したところ、漆原総社線は町内の地域間を結ぶ道路であり、広域性を持った道路ではなく、市町村間の広域ネットワークを構築する道路ではないため、県事業としての道路整備はなじまないとの回答を得ております。以上です。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） 今の説明で、今まで県のほうにはアプローチをしてきたということはちょっと確認できました。

前に述べたように、大型商業施設周辺のインフラ整備に予算をつぎ込まなければいけないことが目先に見えております。また、まだまだ学童や保育施設の整備が必然です。このような中、その中において財政措置がただただ心配なだけです。私が議員になりまして平成26年度の決算書から平成30年度の決算書を見せてもらっていますが、基金、10基金あります。財政調整基金、国民健康保険基金、土地開発基金、渇水対策施設維持管理基金、減債基金、教育文化振興基金、地域福祉基金、介護給付費準備基金、収入印紙等購買基金、森林経営管理基金、平成26年度決算時、基金合計約37億円、27年度約38億円、28年度約34億円、29年度約28億円、30年度約27億円、令和元年度約25億円と右肩下がりです。町債、町の借金は80億円あります。漆原総社線、工期も長く、一度に予算がどんと来るわけではないかと思いますが、コロナ禍で税収の減、交付税の減、危惧しているのは私だけじゃなく、ここにいる議員全員だと思います。風をきちんと読んでかじ取りをきちんとお願いいたします。

時間が少ないので、取り急ぎ次の質問に移ります。

教育関連、1、学校教育の場にNIEの活用を。

NIE、ニューズペーパー・イン・エデュケーション、直訳すると「教育に新聞を」です。このことは以前二度質問しております。三度目です。

NIE、以前から興味があり質問し、二度目は新潟県の聖籠中学にNIEについて視察に行き、ますますNIEのよさを確信し、質問しました。

ごく簡単に言うと、学校で朝の10分間、新聞記事を読み、感想を文章にまとめる試みです。三度目なので、詳細な説明は省きます。また、教育長は、このことはよくご存

じかと思いますので、私なりの実感を述べます。

私は、仕事柄、活字や文章は大の苦手でした。議員になり、3年目、議会広報の委員長になりました。議会だよりを編集するに当たり、議案に対し、簡潔かつ分かりやすく文章にまとめなければなりません。そのためには、議案の内容の理解力、そして文章力が求められます。それからいろいろな文章を読むようになり、少しですが、書き手は何を意図として何を言いたいのか見えてくるようになりました。まさに議会広報の仕事はNIEと通じるところがあります。

まず、文章を理解するには、集中力、読解力、分析力、文章にするには、構成力、表現力、形容力が必要です。これは勉強ではなく、訓練ではなく、慣れです。まして小中学生においては、新聞の記事を読むことにより、世の中のことを知り、自己の生き方を考える、それらを言葉や行動に表し、表現力を豊かにする。人間として自己を形成する多感なときに授業の勉強より大切なことだと私は思います。

教育長が替わりましたので、三度目の質問をします。山口教育長、学校教育の場にNIEの活用をお尋ねします。

議長（山畑祐男君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君登壇〕

教育長（山口和良君） ただいま金谷議員からの「朝の10分間に新聞記事を活用する活動を」ということについての提案でございますが、現在、町内3校とも、1人1台端末の活用が始まる初期段階であること、また小学校2校では新たに県の先進プログラミング教育実践モデル校を引き受けたこと、さらに全ての学級でコロナ対策の健康観察を登校直後の朝の時間に慎重に行っているという学校の現状から、町3校一斉に朝の時間を特設して新聞記事の活用を行うということについては考えておりません。

しかし、議員おっしゃるように、新聞を読み、内容を理解し、感想を文章にまとめたり、考えを表現したりする学習が児童生徒の力の伸長に有効であるという考えはうなずけます。新聞を活用しての授業は、激しい社会変化とグローバル化の時代を担う子供たちに今社会で起こっている事実を取り入れた教育であり、教科書をベースとしつつも、教科書以外のテキストの中で、重要な位置を占めるものであるということを考えております。

また、児童生徒の新聞以外の情報源であるSNSやインターネットでは、発信者独自の考えがダイレクトに読み手に集まる傾向があったり、内容の信憑性に不安定な面があったりする一方、新聞は記者や編集者が検討を重ねてから発信するため、信頼の置ける内容を正確な情報として児童生徒が獲得できるよさもあります。

現行では、NIEを特に主張した教育活動は行っておりませんが、以前から教科担当、担任の考えの下で、朝のホームルームの「今日のニュース」等で新聞記事を利用した発表

を通して、社会に関心を持ち、自分の意見を発信する活動を行ったり、社会科や国語、総合的な学習の時間などで、教材として新聞そのものを活用したり、児童生徒が新聞づくりを積極的に行ったりする授業や取組はこれまでも見られます。私が駒小時代、地元紙の投稿欄に学級として投稿する取組を行った教員がいました。そのような教員もいることは事実です。

新しい学習指導要領で情報活用能力の育成を図るために新聞や各種統計資料などの活用などについて記述されておりますので、今後も社会の今を取り入れた情報活用能力や互いの考えを出し合いながら考えを深める効果的な教材の一つとして、新聞を活用した授業の工夫については推奨していきたいと考えております。以上です。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） ちょうど時間となりました。終わりにします。

議長（山畑祐男君） 以上をもちまして、6番金谷康弘議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩を取ります。再開を10時50分といたします。

午前10時31分休憩

午前10時50分再開

議長（山畑祐男君） 会議を再開いたします。

議長（山畑祐男君） 13番小池春雄議員を指名します。小池議員。

〔13番 小池春雄君登壇〕

13番（小池春雄君） それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

まず、第1点目でありますけれども、1つとしまして、コロナ対策助成制度についてお伺いをするものであります。

コロナ禍で、多くの方たちが、先が見えず、不安を抱えています。現在ほど行政が頼られているときはないと思います。将来の安心のために尽くせる手だてをしっかりと行うときだというふうに思っております。私たちが想像していた以上に、このコロナ禍というのは多くの人たちが本当に心配しています。そういう中で、新年度を迎えるに当たってもそうですけれども、今現在進行中でありまして、町長が今後やはりコロナに向けた政策を行っていかなくちゃならないという中で、様々な政策を実施をしてきましたけれども、これからまだ必要だと思われるものはどんなものがあるか、またどんなものを考えているかについてをまずはお尋ねをいたします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 小池議員のほうからコロナ対策助成制度について質問をいただきました。

突然ですけれども、昨日は、県では過去最多の44人という感染者数が全国版で発表されておりました。議員のおっしゃるとおり、9月議会で新型コロナウイルスによる影響についての認識をお伝えしたところでございますが、現在の感染の状況は、9月時にお話したピークを過ぎたという見解により感染者が減少してきている局面でしたが、10月末からは全国で連日感染者数が2,000人を超え、東京都等の例にも漏れず、先週末、群馬県においても警戒度の1段階引上げが発表されました。

さらに、重症者の数につきましても、第1波では4月30日に記録された328人、第2波の8月23日には259人、そして11月29日には331人と、過去最多を記録するに至っております。大変厳しい局面であると認識しております。

ここに来て、感染ルートを把握できないケースの増加や家族間感染等、町民の皆さんの先を見通せない不安感の高まりにつながっていると思っております。

町では、町内事業者の皆さんへの需要喚起と町民の皆さんに町内事業者を知っていただきながら町内消費の充実を目指して吉岡町地域応援商品券事業を11月1日から来春の1月31日まで実施しております。

さらに、事業者の皆さんに対しては、吉岡町緊急対策経営持続化助成金事業を実施しております。

また、困窮者対策としましては、社協への小口資金貸付事業等のPRの充実を行ってまいりました。

しかしながら、新しい生活様式、特にこの10月に打ち出されました感染リスクが高まる5つの場面等に厳密に取り組めば取り組むほど、足元の消費活動は制限され、人々の生活にしわ寄せが寄ってくるものと、事実もあります。国の3次補正の話も聞こえてまいりましたが、そのような現状をよく把握しながら、個別の展開を考えていかなければならないと考えております。

コロナ禍においても、町民の皆さんのこれからの生活に希望を持っていただけるような政策運営を心がけていきたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 吉岡町では、地域応援商品券を1世帯1枚、1万円を配布いたしました。利用期間は11月から1月まででありますけれども、私は、発想はいいと思います。しかし、問題なのは、1世帯1万円ということなんです。敬老福祉大会に行ったことありますと、多子家庭に対しまして町はエンゼル表彰などを行います。子供はたくさんいて頑張っ

てくれましたねということで、これ祝っていますけれども、しかし、これ町が今回行ったのは1世帯1万円ですから、こういう世帯で、親子3世代、とすれば4世代住んでいるといううちにも1万円。これは、多いうちは7人も8人もいるでしょう。しかしまた1人の人もいます。その方にも1万円。という、当然、私は不公平が生じるのではないかというふうに思います。いろいろ調べてみても、1世帯1万円って割と少ないですね。長野原町の例であるとか、神流町でしたかね、というところもやっていますけれども、これは住民1人に対して1万円というふうにしていますよね。このことについて、私は、行政というものは、公平の原則というのがあるんですよ。公平でなくてはならない。これから見るとやっぱり不公平そのものだと思うんです。このことについて、皆さんが協議したんでしょうけれども、どうしてここから一步踏み出せなかったのか。その不公平をそのままにしておいたのか。私は、これは行政の公平という観点からして全く問題があることだと思うんです。制度の、考え方はいいですけども、やり方において。私、これどこかでもう一度置き去りにした部分というのをやっぱり埋めていかなきゃならないと思うんですけども、その点について、町長、現在、私からこういうことを言われてどういうふうに思いますか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 町の財源等を含めて、町としてできることを精いっぱい努力していきたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 財政状況は、それは分かります。であれば、同じ配るんだったら、1世帯1万円というのは、世帯によって1人のうちもあれば8人、9人のところもあるんです。そうしたら、物すごい開きじゃないですか。不公平じゃないですか。だから、私はそのところを1世帯で考えるんじゃなくて、なぜ一人一人にできなかったのか。今からでもこのことというのは、やりくりすれば可能なんです。だから、最初から1万円できなければ、じゃそれどういうふうにすれば、住民1人当たり1万円じゃなくて3,000円なり、5,000円なりというのもいいじゃないですか。私は本来そうあるべきだったと思います。これから、この問題、だって今からでも何とかできるんです、町長。何とかやるべきだと思います。そして、これは自分のところのお金をそっくり出したわけじゃなくて、これは国からの臨時交付金を充てたわけですから、町のお金をあげたわけじゃないですから、国から来たものですから、国から来たものを今度はそれをばらばらにして不公平を出すという、この考えを私はおかしいと思うんです。国から来たんですから、それはやっぱり公平

に配分するというのが原則だと思います。ですから、それができなかつたとすれば、またしようがないじゃですか。町の財源を使ってでもそのことを私は実施するべきだと思います。いかがですか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） あくまで財源、町の財源等を考慮しながら、これからも、まだ終わったわけではございませんので、検討課題とさせていただきたいと思います。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 町長、検討課題というのは、これからもまたほかのことでも町長の検討課題ですってただすんですけども、検討ばかりしていつまでも前に進まないということが一番困るわけなんです。だから、ぜひとも、本当に検討するのであれば、検討して一歩でも前に進んで出るということをまずは指摘をしておきたいと思います。

それから、吉岡町の緊急対策経営持続化助成金、これは国の持続化給付金を受けられた個人、法人に対して一律10万円を支給するというものでありますけれども、これは議会としては、これも全会一致で、そうじゃなくてこれを受けられなかった人たちに対して、額はそのまま10万円とはいかなくても、これを、このコロナによって、中には利益が出ているという人がいるかもしれませんけれども、そうでない方のために町がどうするかということが、この議会の中で皆さんで論じられたわけなんです。その中で、それは、持続化給付金をもらえなかった人たちに給付してもらおうじゃないかということで、これは正式に議長を通じて町に申入れをしたわけなんです。しかし、そのことというのは、持続化給付金をもらえた人になおかつまた10万円を出すという。だけれども、欲しいけれども、手を出したとしても、その人には行かないという。これも、詐欺が起こるぐらいに申請を上手にすれば不正に受け取った人もうんというわけですよ。それを受け取った人がいいというわけじゃないですけども、そのくらい厄介な申請なんです。個人だとなかなかできない。そうすると、個人だったらやっぱり諦めちゃうんですよ。だから、そうじゃなくて、議会でも求めたのは、このコロナ禍で、多くの人たちが困っているんだから、そういう人たち、農業者も含めて町が給付金を出そうじゃないかと、出してほしいということを町長のほうに申し入れたわけなんです。これがその時点ではまだ受け入れられていませんけれども、そのことは聞かないでまず突っ走っちゃったというのはあるんですけども、私はそういうところももう少し考慮して、本当にその実態を見て、その実態に即した対応というのが必要なんだと思うんです。だから、それができなかつたということは、どこに原因があったのか、そこについてお尋ねいたします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議会の議決は、町を憂う大変重たいものだということを感じるものですが、しかしながら、町の財政事情等を考慮し、健全な財政運営を進めることが第一であると思っているところでございます。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 国の持続化給付金がもらえた人のところに、またこれも国から来たお金なんですけれども、国から直接もらっている持続化給付金を得て、直接自分が申請して国から直接、地方自治体通さないで国からですから、また国は国で、国から臨時交付金を受けて、その金をどういうふうにするかといったら、国が個人なら100万円、法人なら200万円、国の持続化給付金をもらっている人のところへまた臨時交付金を国から町がもらって、今度はその人たちにまた、もらえた人にまた10万円ずつ出すという。200万円もらった人にも10万円、100万円もらった人にも10万円。だから、議会は、そういうことがないように、申請ができない人にも、みんな困っているのは確かなんです。ですから、そういう人たちにも、そこで出すんじゃなくて、こういう人のことも考えて町の国から来た助成金は、臨時交付金はそういうふうに使ってくださいよというのが議会の要望だったんです。だから、100万円、200万円をもらえた人にまた町が国から来た金をまたその上に上乗せしてやるというやり方なんです。だから、片方では、だから議会ではもらえなかった人、申請もできない人。しかし、みんなこのコロナ禍でもう大変な思いしているのは確かだと。だったらそういうところへ3万円でもいい、5万円でもいいから、その分を、国から来た臨時交付金をそっちに充てたらいかがですかと、充てるべきだという考えなんです。私はこの考えは真っ当だと思うんです。仕事にすると国から持続化給付金をもらった人にまた10万円ぽんと乗っけてやるのは、それは簡単ですよ。手続だって大した手続要りませんから。そうじゃなくて、だから町でもう本当に中小、零細、農業の方だって困っているわけですから、だからこういう人たちへということだったんです。だから、そのことが何でできなかったのかと。私は、そのときの反省がなければ、次にまた同じことを繰り返すんです。間違っていれば、間違ったときに、これ今回やったけれどももっといい方法があったんだなというところに気がつかないと同じことを繰り返すんです。これについて町長、どう思いますか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 困窮者対策につきましては、改めて調査をさせていただきたいと思いま

す。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） それは調査をすぐしてもらうのは結構なんですけれども、やり方として、直接国から100万円、200万円を申請すれば支払われた人に対して、国から臨時交付金として町に来て、それを今度また100万円、200万円をもらった人に10万円をまたその上にぼんと乗せてやるんじゃないで、もっとこっちはそれよりも、持続化給付金をもらえた人というのは、それなりの規模です。法人であったり、個人でもやっぱり経理士がいたりすると割に手続が簡単なんです。でも、ふだん農業をやっている人とか、そこでちょっとした小店をやっている人なんていうのは、それまでのことをしていませんから、そういう手続ができないんです。ですから、そういう人のために町が私は支援すべきじゃないか。議会でもそうじゃなかったんかというふうに言っているんです。ですから、そこ町長、しっかり押さえないと、さっきも、同じことも言いたくないんですけれども、また同じことを繰り返すんです。ですから、役場の職員もこれだけいるんですから、皆さんでよく協議すれば、そんなに難しい問題じゃないと思うんです。議会の中でもそういうことを町長に対して提案したわけですから、私が、個人が言っているわけじゃない。私は委員長として取りまとめはしましたけれども、議会全体の一致した意見なんです。そのだから考え方が、執行側と議会の考え方がこんなに違うということは、私はないと思うんです。でも、どこかに必ずそこがある。ですから、これからはよく議会の言うことも聞いて執行に当たっていただきたいと思いますけれども、どうですか。いかがですか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） もちろん先ほど申し上げましたように、議会からのご意見は重く受け止めさせていただいております。しっかりと困った方の内容等を確認をしていきたいと思っております。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） このコロナ禍の問題というのは決してこれで終わったわけではありませんし、まだこれから先が見えない、どういうふうに行くかも分かりません。ぜひとも今後におきましては、やはり町の行う事業については、皆さんのほうでもうつくったからあとは議会で承認を頼むというんじゃないで、それについてももう少し議会と協議をして、二元代表制ですから、やはり議員も住民の代表でありますから、皆さんの意見を聞く中で、じゃ町の方針はどうしていかうかということを決めていくというふうな方策をぜひとも取っ

ていただきたい。このことは強くお願いをしておきます。

それから、教育長にもお尋ねをいたしますけれども、この新型コロナが子供たちに及ぼす影響についてをお尋ねをするものであります。いいですか。

その中で、子供たちは様々な学校でも問題を抱えておりますし、何といたしまして、この子供たちの環境が一変したというのは、コロナウイルス感染対策として手洗いに加えて熱があつたら登校しちや駄目だとか、外に出ないとか、ほかの子供と十分に遊べないとか、心理的に窮屈なことになっているというふうに思っております。外出自粛があつたり、また子供がその発達段階に応じて、その子供たちが今までとまた違った、親も戸惑うでしょうし、先生も戸惑っていますよね。そういう中で、本当に、先生も真剣でしょうし、もう保護者も真剣だと思うんですけども、この問題をどのように捉えて、どのように解決していくか、経験したことのないことですから。そして問題なのは、子供の自殺者が増えていくというようなニュースもありますし、また一方ではDVであつたり様々な問題が起きております。また、これがこれからも続いていく、ウィズコロナなんていう言葉もありまして、コロナとどのように付き合っていくかという中で、今までの生活とは全く変わってくるというのは、日本人の習慣の中で、今までというのは人の表情を見ながら話をするとか、相手が喜んでいるんだから開いているんだとか、しかしみんなマスクしているものだから、喜んでいるんだかどうか分からない。今までだったら顔の表情で人が喜んでいるとか悲しんでいるというのが分かったんですけども、見えませんから、そうすると子供同士でも、人の気持ちがなかなか分かりにくい。大声でしゃべることも駄目だし、給食のときはしゃべっちゃ駄目だとか、子供同士のコミュニケーションもできないとか、様々な問題がありますよね。そういう中におきまして、今後、どのように取り組んでいくのか。暗中模索というんですか、手探りの部分というのがあるんでしょうけれども、現場にいる人たち、先生と、指導していく立場で、教育長として、どういうところに注意をして、今後はどのような方向で進んでいくのか、教育長の見解を聞きたいと思っておりますけれども。

議長（山畑祐男君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） このコロナ禍において、学校で教員、子供、そして家庭の保護者、みんなが心配の中で学校の教育活動が行われているということで、今小池議員からまさに今心配している、ここにいる全ての者が心配している状況を話していただいたというふうに思っています。私も、その心配はまさに今直面しているというふうに思います。

1つ、今回のコロナ禍においてはっきり私が認識した、私だけではないと思うんですけども、認識したことの一つに、学校の機能を、改めてそのすばらしさを感じたということがあります。3月から臨時の休校になり、4月、5月も休校状態がほぼ続いたと。そう

いう中であって、社会全体がその子供たちをどういうふうにフォローしていくかということについて非常に悩みました。教育委員会のほうも、校長と相談して、前も申し上げましたけれども、日本で最初の分散登校をやったり、休み中に先生と少しでも会える時間を、個別にでも会える時間を取ったり、また議会のご理解をいただいて、電話回線の増設についても補正予算の承認をいただいて電話連絡ができたという事で、学校と子供、教員と子供がつながる体制を何としても取ろうということを行いました。そのときに普通に子供が、普通にといえますか、朝学校に行って無事家に帰る。毎日そうやって過ごす。勉強ももちろんですけども、そういう学校の機能。学校に行って、もし具合が悪くなれば保健室で養護教諭の補助の下にきちんと休める。また家庭に連絡をしてあげられる。こういう安心した状況を家庭の保護者の方も改めて感じたのではないかなというふうに思います。まずは、そこのところを、先生方にも自信を持って学校の機能というものを、今まで当たり前のように行ってきた学校の機能というものをしっかりと自信を持ってやってほしいということの一つ伝えたいというふうに思います、今後に向けて。

それから、そういう中で、6月からは学校が始まったわけですけども、やはり最初の頃、このコロナの感染症にうつってしまうのではないかと、またうつたらどうしようということで、そういう心配で欠席をするお子さんがやはりいらっしゃいました。保護者の方も同様な心配をされた方がありました。しかしながら、少しずつ学校の新しい生活様式が定着をし、子供たちのマスクが、マスクをきちんとすること、また給食のときに、今までとは違うけれども、給食を安全に、マスクを外しても安全に食事をできる習慣を身につけたり、朝学校へ来る前にきちんと検温をして体調が悪かったら休むという、そのような生活習慣をきちんと身につけて、指導した学校、またそれを身につけた子供たち、それに理解を示してくださった保護者の皆さん、その三者が一体となって進めてきてくださったことは、これも今この危機的状況ではありますけれども、大きな成果であるというふうに思っています。

したがって、これから私は新たにこれをやる、これが大事だということは、大きなものは特に考えておりません。今まで培ってきた学校の教育体制、教育文化、そういう文化を大事にしながら、これから予期せぬことがまた起こるかもしれませんが、それに今までのやってきたことを自信を持って対峙していく学校でありたいというふうに思いますし、先生たちにもその自信をきちんと持ってやってもらいたいと思います。心配はたくさんありますが、やはりそれは共有しながら自信を持ってやってもらいたいというふうに思っています。

もちろん、今小池議員おっしゃった心の不安定による自殺者が増えているという情報もあるようですけれども、やっぱり不安定な子には不安定な気持ちを持ってしまったことへ

のきめ細かな対応、町の福祉部局とも連携しながら、支援が必要な家庭にはきちんと支援をしていく。また、困っている家庭には、支援制度を十分に理解してもらいながら困っている家庭に補助をしていくという、その体制をこれまでどおり続けていきたいというふうに思います。

最後になりますけれども、教育委員会としては、学校教育の充実を通して、心の安定を保ちながらこれから自立して生きていく力を身につけるといふ、それをやはり日々子供たちに培っていくことが大事だと思います。今小池議員が質問の冒頭に、将来の安心のために尽くせる時、手だてを行政はしっかり行わなくてはならないだろうというふうにおっしゃいましたけれども、私は今までやってきたこと、心の安定を保ちながら自立して生きていく力をしっかり授業で身につけていくこと、これが子供たちにとっては将来の安定につながるものだというふうに思います。感染防止を徹底しながら進めていきたいというふうに思っております。以上です。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） このコロナ禍において、親が子に対するDVというのも多くなっているというふうに向っております。そのことは何かというと、様々な問題もあるのでしょうけれども、このコロナ禍によりまして、冷たい海に薄氷を踏む思いというのがありましたけれども、薄氷を踏んでいたらその薄氷も氷が薄くて海にもう投げ出されちゃった状況だともいふ、そういう言い方をしておりますけれども、日本の子供の相対的貧困率というのは13.5%というふうに言われております。約7人に1人の割合です。独り親世帯の相対的貧困率というのは48%で、およそ半数と言われておりました。これがまたどんどん増えているんですね。そうすると、様々な問題が、このことによって保護者の収入がもう減っているということになると、そのことから当然様々な問題が生じてくるんですね。そのことは直結して子供に影響を及ぼすと。本当に厳しい状況にあると思うんですね。

そういう中で、そういう人たちに対する町も、教育長になってから、また様々な町のホームページなんかを見ますと、就学援助制度なんかも随分分かりやすくなってきて、こんなことすれば私も利用していいかなというように思えるようになってきたような感もあります。ですから、こういうことを考えたときに、子供たちが、子供たちというのは親もぎりぎりの生活をしているんだと。これまで私たちは日本は高度成長してなんていうふうに思っていたけれども、こここのところはもう10年来、子供食堂なんていうのができて、3食のご飯が食べられないで、学校の給食は命の綱だなんていうことも言われたり、それが学校の給食が唯一の食事だと。時にはコロナで学校の給食がなくなって、親御さんの収入が減って、そうするとどうなるかという、コロナですから、子供食堂も閉鎖されてい

て、じゃどこでご飯食えばいいかというのが実際の問題として、大体どこの自治体にも子供食堂ってありますから、日本中でもうそういう貧困というのは、私たちが想像するより広がっているんだということをやっぱりしっかりと受け止めて、こういう人たちというのは自分からはなかなか声を発しにくいですから、声出さないんですよ。

町長も覚えていると思うんですけども、役場へ来る途中に大久保のほうから来ると、お寺の名前知らないんですけども、「一隅を照らす」なんていう四角屋根が建っていますよね。私もこれ、こんなときでちょっと紹介したいんですけども、私が以前いたところの教育長が「私は一隅を照らすという言葉が大好きです」というような話をしていました。今、こういうコロナのとき、話戻りますけれども、みんなが困っているとき、けれども、誰が困っているんだか。自分が困っていないと人の困っているところはなかなか見えてこない。これ一隅を照らすというのは、隅をさっと見れば見過ごしちゃうんですけども、ちゃんとしっかりした目で見れば、隅々まで見ていけば、ここにもあそこにもこういうふうに困っている人たちがいるというのが見えてくるんです。ですから、そういう子供たちに対して、やっぱり教育委員会がずっとどのように手を差し伸べてあげるか。これから大きな課題だと思います。今の時代、子供食堂へ子供がコロナで行けないと。じゃ、どこでまんま食ったらいいかといったら、そしてお父さんもお母さんも収入が減っているという時代ですから、ですからそういうところへぜひとも目配りをしてもらうことが大事だと思います。

まず、この点について、教育長、その辺の見解はいかがですか。

議長（山畑祐男君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 私の中学校の恩師が「一隅を照らす」という言葉を話していたのを今思い出しましたが、そのまさに困っている子供、困っている家庭に目をしっかりと行き届かせるという。そして、その困っている子供の家庭に手を差し伸べて助ける、支援していくということは、とても、絶対に必要なことだというふうに思っています。限られた予算ではありますけれども、この支援制度については、周知の方法であるとかを改善しながら、より多くの人に、より多くの必要とされる家庭に届くようにこれからもしていきたいというふうに思いますし、またその裾野を、範囲を少しずつでも広げられるように配慮をしていく考えは今持っているのは事実であります。何とか困っている人にはしっかりと手だてをする。そして、そのほかの子供たちにもしっかりと力をつけて、本当に子供たちは将来しっかりと自分で自立をしていくということが最大の目標ですので、そういうふうな力をつけられるように、いろんな点でお金を教育のほうに使っていただきながら、全員をしっかりと育てていきたいというふうに思っています。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） そういう先ほど紹介したような貧困にある人たちというのは、なかなか自分からは声は上げにくいんです。だもんですから、見るほうがしっかりと見てあげないと、どの子がどうだか分からない。だから、そういう心の配慮というんですかね、目配りをしっかり、ぜひともしていただきたいと思います。

そして、町長にもう一点お尋ねをいたしますけれども、国の児童手当を給付している世帯の児童1人に対して、その児童に対して、町が国の制度の上に上乗せを1万円して配付したことは私も承知しておりますけれども、こういう中で、私は子供にお金をかけることに対してはちゅうちょなく、近隣から比べるとやっぱり吉岡町よくやっていますねというふうに思えるような手だて、もう少し、国から来たお金をただ乗っけてやるんじゃなくてちょっとは町のお財布からもお金を出して、本当に困っているところには、こういう時期ですから、私はそのためのまた財政調整基金だと思えます。こういうところにも使うべきじゃないかと思えます。

これまでの議論を聞いていると、廣嶋議員が質問したことについては、あれは何ですか、栗籠井堤線だっけ、あれなんて、今だって当初の予定だったらあそこをつなげるわけだったのが、どうも道はつながらないし、片一方の道はできているけれども、片一方のほうは今度は半分の道だけできないと。道はつながって初めて道なので、沢を越えらんないような道ができて、見たら道にならないで、やっぱりそこどころに多くの金をつぎ込んで、後になっていやいやこんなわけじゃなかったと。やっぱりそうじゃ、全てが私は無駄とは言いませんけれども、そういうふうになりますよ。道路というのは全てがつながって初めて道路ですから。起点があつて終点があるので、起点があつたけれども終点はどこかで消えちゃったよというようなところに多くの金を使う。漆原総社線でもそうですよ。今こういうコロナ禍の中で、先が見えないので、明日をどうしよう、あさつてをどうしようというときに、ここで12億円ぐらいの金をかけてあそこに道路を上げようなんて言っているうちは、その話も私はとんちんかん過ぎているんじゃないかと。今はそんなときじゃないと思えます。もう少しこのコロナの問題について、しっかり考えるべきだと思えます。

先ほど教育長にも話したように、子供たちがそういう厳しい状況に置かれる中で、もう少し町長、子供たちに対して、子供たちが将来の不安がないようにできることは町はあると思えます。もう少し子供たちが安心して学校へ来られるように、議会でも要望いたしますけれども、もう少し手当を増やしたらと思えますが、いかがですか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 正直、真に困っている家庭があれば、当然手を差し伸べなくてはならないと思っております。議会から要望内容も重々承知しております。町の健全財政を最優先に町政運営を進めていきたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 健全運営を町長考えるなら、あれですよ、漆原総社線、こんなの町長、後の話ですよ。それはもう少し潤沢なお金があって財政に余裕があるときの私は話だと思えますよ。こういうときは、今の生活をどう立て直していくか。

もう一点ありますけれども、高齢者に対する町の施策なんですけれども、高齢者は施設に入っている人、あるいは入院している人、施設に通っている人や自宅でおとなしくして人との交流を控えている人、買物も控えるなど、行動も少なくなり、大変なことがうかがえます。高齢者や障害者に対し、その実情に合わせた対策が求められておりますけれども、今後、これらの人たちに町はどのような対策を講じていくのかお尋ねをするものであります。

議 長（山畑祐男君） 寺島介護福祉課長。

〔介護福祉課長 寺島悦子君発言〕

介護福祉課長（寺島悦子君） 小池議員がおっしゃるとおり、高齢者、障害者の方々におかれましては、新型コロナウイルス感染症が与える影響は計り知れないものがあり、今後、日常生活を送る上で多くの不安を抱えておられることと推察します。こうした不安を少しでも軽減できるように、今まで新型コロナ感染症対策事業を実施してまいりました。

これからも継続するサービスとしましては、社会福祉協議会でやっている配食サービスと移送サービスについて、利用者負担分を助成する事業でございます。

配食サービスにつきましては、サービス利用時に発生する自己負担分を助成することにより、利用の拡大を図るとともに、人々が密集する買物の機会を減らし、感染リスクを低下させることが期待できます。

また、移送サービスの利用につきましても、公共機関で密集することを避ける移動手段のため、感染のリスクの低下が期待できます。

また、高齢者におかれましては、新型コロナウイルス感染症の影響により外出の機会が減り、家にいて動かないことが多くなっています。このことにより、特に高齢者は心身の機能が低下してしまうことが懸念されます。

このことから、高齢者の方には心身機能が衰えないような生活習慣を身につけるための生活の工夫や簡単にできる筋トレについて今まで回覧等を行ってまいりました。今後も、広報等を一層充実させ、心身機能が維持できるよう支援してまいりたいと考えております。

また、高齢者及び障害者などの援護が必要な方に対して町では地域ぐるみでの助け合いのシステムづくりを目指しております。各自治会で行っていただいております福祉ネットワークにおける見守り活動の強化を図るべく、社会福祉協議会が中心となり、自治会長への説明を行ったり、各自治会における役員会に参加させていただき、再度見守り活動の重要性についてご理解をいただいております。この趣旨にご賛同いただき、早速見守り活動を開始いただく自治会が徐々に増えているというふうに伺っております。

また、障害者に対する支援として、新型コロナウイルス感染症の影響で受託事業が減少しておる障害福祉サービス事業所に対する支援として、今後も町からより一層の事業の委託ができるよう、各課横断的に呼びかけるなど協力体制を整えていきたいと思っております。

さらなる事業の展開については、タイムリーに新型コロナウイルス感染症による影響を把握した上で、必要に応じてできるところから取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） それでは、再度お尋ねしますけれども、配食サービスのことでお尋ねします。配食サービスは、現在も36件ぐらいでしたか、後で確認しますけれども、高齢者世帯と言われる中の割合とすると配食サービスを行っているのは何%ぐらいですか。いわゆる高齢者世帯と言われるうちの今行っている配食サービスは何%ですか。分かりますか。データがなければないでいいですよ。

議長（山畑祐男君） 寺島介護福祉課長。

〔介護福祉課長 寺島悦子君発言〕

介護福祉課長（寺島悦子君） 申し訳ありません。高齢者世帯の正確な数字を持っておりませんが、利用者数の概算についてお伝えしたいと思います。5月に配食サービスのほうは32人、356食、6月に35人、530食、7月に32人、474食、8月に32人、449食、9月に31人、457食、10月分で35人で501食で、5月から10月の概算になりますけれども、2,767食というふうに把握しております。

それから、移送サービスにつきましては、5月から10月で、片道1枚になりますが、174枚、概算でご利用いただいております。以上です。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 私が聞きたいところというのは、前橋市なんかは一定の年齢があって、希望すると1日2食かな、場所によっては3食出すところもある、配送してくれるところもあるのか。そして、希望すれば市が半分助成をして、料金の半分助成をして、それで事業

を行っているんです。だから、そういうことって私は吉岡町もできると思うんです。希望を取って、希望者の中で、じゃ半分町が補助しますよということになれば、高齢者が独り世帯であったり、じいさん、ばあさん2人でいても、なかなか食事が大変な人というものいますから、だからそういう人のところへ、それは全額できればいいですよ。なかなかそうはいきませんから、前橋市などは半額市が補助してやっているんです。ましてやこのコロナ禍の中では、こういう配食サービスというのは、特に私は必要ではないかと思っています。ぜひこのことを町長、考えていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 新型コロナウイルスの感染症も終息は見えておりません。そんな状況下、これからも町の財源必要性、緊急性、重要度を考慮しながら、可能な範囲で対応策を検討していきたいと思っております。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 先ほどいうと、月に2、700食なんていうと随分多く見えるんですけれども、まあ日にすると1日三十数食ですから、大した数じゃないですから、やっぱり希望する人に全てそれが行くように、そしてやっぱり一定の自己負担があっても、町がそのぐらい、半分ぐらい助成して、私はやるべきと思います。ぜひこのことは真剣に検討していただきたいと思います。

続きまして、時間も少ないんですけれども、簡単に答えていただきたいと思います。

新年度予算編成、町長就任2年目となりまして柴崎カラーも打ち出せる時期となりましたけれども、新年度予算に向けての抱負をお伺いをするものであります。

そしてまた、議会として、これまで3月予算議会の後、5月でしたか、と9月決算議会で、それぞれ要望を議長を通じて町長に提出しておりますけれども、これらを真剣に検討していますか。これらの要望というのは、全会一致をもって決定した案件であり、特に真剣に対応していただきたいと思っておりますけれども、これについての現在の考えについてお尋ねをいたします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 新年度予算編成に向けての抱負をということでご質問いただきました。

新年度、令和3年度予算編成につきましては、第5次吉岡町総合計画後期基本計画及び第2期総合戦略を踏まえつつ、インフラ施設の老朽化・狭小化に対応するため、計画的な

公共施設マネジメントに重点を置いた予算編成を基本路線とし、併せて新型コロナウイルス感染症に伴う収入減を考慮した事業費の節減及び事業の合理化に努め、コロナを取り巻く社会情勢の変化にも十分配慮した予算編成を基本方針とし、去る10月21日、所属長宛てに通知いたしましたところでございます。

その後、より具体的な事業につきましても、情報収集や実現性に向けた検討を行うよう、所属長に指示いたしました。現在、各所属からの予算要求に基づき、企画財政課のヒアリングを実施しており、今後予算編成作業が本格化してくるものと承知しております。

現段階においては、町が予算編成を行う上で、最も重要な財源確保の基盤となる国の地方財政対策が示されていない状況であり、具体的な事業の内容につきましては、まだお話しすることができませんが、コロナ禍という厳しい財政状況の下での予算編成においても、吉岡の新時代を開き、私の目指す「安らぎとぬくもりのある 住み続けたいまち よしおか」を着実に実現していくための施策を反映した新年度予算といたしたいと考えております。

また、もう一つ、要望書についてということでご質問もいただいております。

まずは、3月議会及び9月議会で頂いた要望書につきましてご質問いただいております。

まず、3月議会での要望書、1項目め、新型コロナウイルス感染症対策の町独自の施策をにつきましては、国及び町の事業といたしまして、5月の臨時会から今回の12月定例会まで計6回補正予算において様々な事業を計上し、取り組んでいるところでございます。

次に、2項目め、ふるさと納税の強化・充実につきましては、今年度、これまでの「ふるさとチョイス」に加えてふるさと納税サイト「さとふる」の追加、ふるさとチョイスガバメントクラウドファンディングプロジェクトとして「幻の丸干し芋『小倉乾燥芋』を未来に繋げたい。お客様に安定的にお届けできる仕組み作り」の公開、また広報よしおか12月号に小倉乾燥芋クラウドファンディングへの応援、返礼品提供事業者募集の記事を掲載を予定しております。

3項目め、保育園の待機児童の解消のための施設の増設を含めた施策につきましては、法人の協力により、令和元年度に第三保育園を改築し、定員増を図り、令和2年度は第二保育園の増築、令和4年度中に第五保育園の改築を予定している。さらなる定員の拡大を図ります。

4項目め、学童保育の待機児童の解消と利用時間等の利用者ニーズに対応するための施策につきましては、令和3年度に現有施設の定員拡大、明治学童クラブの新築及び開園時間の拡大を予定し、令和4年度に明治学童クラブ開設により定員増の予定でございます。

5項目め、タクシー運賃等助成事業について、利用者の拡大と利用の改善では、福祉タ

クシー事業と相乗り推奨タクシー運賃等助成事業を統合し、制度の拡充をした上で実施しており、現在利用者の皆様からは、好評の声をいただいているところです。今後も、利用者の皆さんの声をお伺いしながら取り組んでいきたいと考えております。

6項目め、地域福祉交流拠点施設の西部地区の設置と有効活用のための人員配置、施設で実施する事業の拡大につきましては、新たな地域福祉交流拠点の西部地区の設置については、ニーズを踏まえ、既存の地域福祉交流拠点の利用状況や財政面も考慮した中で、必要性や優先度について検討していきたいと考えております。また、施設の有効活用については、シルバー人材センターの活用により、開館日を増やすとともに、新規事業についても検討していく予定でございます。

次に、9月に頂いた要望書、早期の予算執行及び令和3年度当初予算編成に関する要望書では、まず1項目めの緊急対策経営支援助成金を受けられなかった方を対象とし、農業や小規模事業者に一律5万円の支援金と2項目めの子育て支援として大学生までを持つ家庭に対して一律3万円の学習支援のコロナ関連対策についての2項目でございます。こちらにつきましては、町の単独財源での事業を実施するには財政的に厳しい面もございますが、今後の国の補正予算や支援策の動向に注視しつつ、限られた財源の中で町として真にお困りの方へどのような支援をし、どのような事業を展開できるかをよく検討していきたいと考えております。

次に、3項目めの国からの支援と併せて住民に一律1万円の支援でございます。こちらにつきましては、以前にも申し上げたとおり、財政的な面からも難しいと考えております。

次に、4項目めの高校生までの医療費、幼保の保育料、小中学校の給食費の無料化でございます。まず、高校生世代までの医療費の無料化につきましては、本定例会でも関連議案を上程させていただいておりますが、来年度、令和3年度から入院に係る医療費の無料化を実施したいと考えております。

次に、保育料につきましては、令和2年度より3歳未満第2子以降の保育料無償化を実施しております。

給食費の無料化につきまして、町では既に一部補助して給食費相当額の20%強を補助するとともに、年間500万円の食材費の上乗せを助成しております。さらなる学校給食への支援については、子育て支援の観点から多角的に検討する必要があるほか、財源等の確保も必要となりますので、町としての優先順位やバランス等も考慮しつつ、引き続き検討していきたいと考えております。

次に、5項目めの学童保育の待機児童の解消と利用時間等の利用者ニーズに対応するための施策でございます。こちらにつきましては、先ほど3月議会での要望書のところで回答いたしましたので、省略させていただきます。

次に、6項目め、全職員の英知を結集し、ふるさと納税の強化・充実でございます。こちらは、先ほど述べさせていただいたことに加え、ふるさと納税寄附額倍増アイデア募集と題して現在職員からのアイデアを募集しているところでございます。今後のふるさと納税の強化・充実に生かしていきたいと思っております。

最後、7の決算書の成果説明がさらに詳細な資料となるような改善でございます。他市町村の成果説明書等も参考に、各課と調整を行い、調査研究を進めてまいりたいと考えております。以上です。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） あと2点、2項目質問がありましたけれども、時間も17秒と迫りましたので、以上をもちまして私の質問を終わります。

議長（山畑祐男君） 以上をもちまして、13番小池春雄議員の一般質問が終わりました。これをもちまして、本日の会議で予定された一般質問は終了しました。

散 会

議長（山畑祐男君） 本日はこれをもって散会といたします。

ご苦労さまでした。

午前11時50分散会

令和2年第4回吉岡町議会定例会会議録第4号

令和2年12月8日（火曜日）

議事日程 第4号

令和2年12月8日（火曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 議案の撤回の件
- 日程第 2 委員会議案審査報告
(総務産業・文教厚生 各常任委員長報告) [第3～第16]
(委員長報告に対する質疑)
- 日程第 3 議案第71号 吉岡町議会議員及び吉岡町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
(討論・表決)
- 日程第 4 議案第72号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第 5 議案第73号 吉岡町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第 6 議案第74号 吉岡町学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第 7 議案第75号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第 8 議案第76号 吉岡町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第 9 議案第77号 延滞金の割合等の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例
(討論・表決)
- 日程第10 議案第78号 町道路線の認定・廃止について(撤回)
- 日程第11 議案第79号 令和2年度吉岡町一般会計補正予算(第7号)
(討論・表決)
- 日程第12 議案第80号 令和2年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算(第2号)
(討論・表決)
- 日程第13 議案第81号 令和2年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

(討論・表決)

日程第14 議案第82号 令和2年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)

(討論・表決)

日程第15 議案第83号 令和2年度吉岡町水道事業会計補正予算(第3号)

(討論・表決)

日程第16 議案第84号 令和2年度吉岡町下水道事業会計補正予算(第3号)

(討論・表決)

日程第17 請願の付託案件審査報告(総務産業常任委員長報告)

(委員長報告に対する質疑)

日程第18 総務産業常任委員会の閉会中の継続審査の申し出について

(請願第1号 県有施設「群馬県ライフル射撃場」廃止の中止を求める請願)

日程第19 陳情の付託案件審査報告(文教厚生常任委員長報告)

(委員長報告に対する質疑)

日程第20 文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査の申し出について

(陳情第1号 父母による子どもの共同養育に関する陳情)

日程第21 陳情第2号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情

(討論・表決)

日程第22 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第23 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第24 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第25 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第26 予算決算特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第27 地域開発対策特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第28 人口問題対策特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第29 議会議員の派遣について

本日の会議に付した事件

日程第1 議案の撤回の件

日程第2 委員会議案審査報告

(総務産業・文教厚生 各常任委員長報告) [第3～第16]

(委員長報告に対する質疑)

日程第3 議案第71号 吉岡町議会議員及び吉岡町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

(討論・表決)

日程第 4 議案第 7 2 号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(討論・表決)

日程第 5 議案第 7 3 号 吉岡町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(討論・表決)

日程第 6 議案第 7 4 号 吉岡町学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(討論・表決)

日程第 7 議案第 7 5 号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(討論・表決)

日程第 8 議案第 7 6 号 吉岡町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

(討論・表決)

日程第 9 議案第 7 7 号 延滞金の割合等の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例

(討論・表決)

日程第 1 0 議案第 7 8 号 町道路線の認定・廃止について (撤回)

日程第 1 1 議案第 7 9 号 令和 2 年度吉岡町一般会計補正予算 (第 7 号)

(討論・表決)

日程第 1 2 議案第 8 0 号 令和 2 年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算 (第 2 号)

(討論・表決)

日程第 1 3 議案第 8 1 号 令和 2 年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)

(討論・表決)

日程第 1 4 議案第 8 2 号 令和 2 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 2 号)

(討論・表決)

日程第 1 5 議案第 8 3 号 令和 2 年度吉岡町水道事業会計補正予算 (第 3 号)

(討論・表決)

日程第 1 6 議案第 8 4 号 令和 2 年度吉岡町下水道事業会計補正予算 (第 3 号)

(討論・表決)

追加日程第 1 議案第 9 0 号 町道路線の認定・廃止について

(提案・質疑・付託)

追加日程 2 第 1 委員会議案審査報告 (総務産業常任委員長報告)

(委員長報告に対する質疑)

追加日程 2 第 2 議案第 9 0 号 町道路線の認定・廃止について

(討論・表決)

日程第17 請願の付託案件審査報告（総務産業常任委員長報告）

(委員長報告に対する質疑)

日程第18 総務産業常任委員会の閉会中の継続審査の申し出について

(請願第1号 県有施設「群馬県ライフル射撃場」廃止の中止を求める請願)

日程第19 陳情の付託案件審査報告（文教厚生常任委員長報告）

(委員長報告に対する質疑)

日程第20 文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査の申し出について

(陳情第1号 父母による子どもの共同養育に関する陳情)

日程第21 陳情第2号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情

(討論・表決)

日程第22 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第23 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第24 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第25 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第26 予算決算特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第27 地域開発対策特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第28 人口問題対策特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第29 議会議員の派遣について

出席議員（13人）

1番	小林 静 弥 君	2番	富岡 栄 一 君
3番	飯塚 憲 治 君	4番	廣嶋 隆 君
5番	富岡 大 志 君	6番	金谷 康 弘 君
8番	村越 哲 夫 君	9番	坂田 一 広 君
10番	飯島 衛 君	11番	岩崎 信 幸 君
12番	平形 薫 君	13番	小池 春 雄 君
14番	山畑 祐 男 君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	柴崎 徳一郎 君	副 町 長	野村 幸 孝 君
教 育 長	山口 和 良 君	総 務 課 長	高田 栄 二 君
企画財政課長	高橋 淳 巳 君	住 民 課 長	中島 繁 君
健康子育て課長	米沢 弘 幸 君	介護福祉課長	寺島 悦 子 君
産業観光課長	岸 一 憲 君	建 設 課 長	大澤 正 弘 君
税務会計課長	中澤 礼 子 君	上下水道課長	笹沢 邦 男 君
教育委員会事務局長	小林 康 弘 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長 福 島 良 一 主 事 田 中 美 帆

開 議

午前9時30分開議

議 長（山畑祐男君） ただいまの出席議員は13名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

お手元に配付してあります議事日程（第4号）により、会議を進めます。

本日の議事日程中、各委員会に付託した議案の委員長報告を、日程第2、第17、第19で予定しております。

日程第2では条例等の関連と令和2年度の各会計補正予算について、日程第17では請願について、日程第19では陳情についての報告となりますので、各委員長にはよろしくお願いいたします。

日程第1 議案の撤回の件

議 長（山畑祐男君） 日程第1、議案の撤回の件を議題といたします。

柴崎町長より、議案の撤回の理由の説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） おはようございます。

ただいま議題として追加させていただきました議案第78号 町道路線の認定・廃止についての議案の撤回の理由を申し上げます。

本議案は、道路法に基づき、町道の認定及び廃止により道路網の整備をするために提案させていただいたものでありますが、上程議案の資料に誤りが確認されたことから、撤回をお願いするものでございます。

よろしくお願いいたします。

議 長（山畑祐男君） お諮りします。ただいま議題となっております議案の撤回の件を許可することに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、議案の撤回の件を許可することに決定されました。

日程第2 委員会議案審査報告（総務産業・文教厚生 各常任委員長報告）

議 長（山畑祐男君） 日程第2、委員会議案審査報告を議題といたします。

各委員会に付託した議案について、報告を願います。

最初に、総務産業常任委員会金谷委員長、報告をお願いいたします。

〔総務産業常任委員会委員長 金谷康弘君登壇〕

総務産業常任委員長（金谷康弘君） 6 番金谷です。

総務産業常任委員会の議案審査報告を行います。

総務産業常任委員会では、12月1日、本会議において、議長より付託された議案7件について、12月4日金曜日、午前9時30分より2階大会議室において、委員全員、議長、執行から町長、副町長、教育長、局長、関係課長、室長の出席の下、審査を行いましたので、結果を報告いたします。

議案第71号 吉岡町議会議員及び吉岡町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例は、選挙運動用自動車、ポスター、ビラを公費負担とするもので、質疑では第4条自動車の使用の公費負担額及び支払いで、あんどん、拡声器等は対象になるのかでは、対象外とのこと。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第72号 吉岡町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、選挙における投票所立会人等について、交代制を導入するに当たり所定の改正を行うもので、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第73号 吉岡町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、デジタル化の無線の届出相手は、総務省所管の関東総務通信局とのこと。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第77号 延滞金の割合等の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例は、近年の税における延滞金の割合に鑑み、その他の町の歳入の延滞金について税と同様の割合とするもの。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第79号 吉岡町一般会計補正予算（第7号）は、歳入歳出それぞれ1億6,573万9,000円を追加し、総額105億9,580万6,000円とするものです。事項別明細の款、項の順に審査しました。

歳入では1款町税、個人87万9,000円、固定資産税133万2,000円の減は、コロナウイルスの影響での納税猶予等によるもの。

15款国庫支出金1目民生費国庫負担金、子どものための教育・保育給付費国庫負担金2,318万円、障害者自立支援給付費国庫負担金1,215万円、障害児支援費国庫負担金628万円。2目民生費国庫補助金、子ども・子育て支援交付金533万円の増は、歳出で障害者自立支援費、保育所運営委託料などの事業費の増によるもの。

16款県支出金2目民生費県補助金、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金410万円の増は、保育園、認定こども園で感染予防のための物品購入費1園につき上限50万円。

歳出では、2款総務費1項総務管理費14目温泉事業費、温泉施設改修工事設計業務委託料162万円は、サウナ室改修の設計費。

3款民生費1項社会福祉費4目老人福祉費、独り暮らし老人緊急通報業務委託45万円の増は、当初10名のところ現在20名とのこと。6目障害者福祉費、生活介護912万円の増は、施設入所、在宅通所共に月単価の増。施設入所支援384万円の増は月単価の増並びに人数の増、就労移行支援312万円の増は人数の増、共同生活支援720万円の増はグループホーム月単価の増、障害児通所支援1,164万円の増は利用者の増によるもの、9目老人福祉センター費、老人福祉センターの増築設計の内容は、成年後見制度の中核機関の業務を社協に委託するものと、ボランティアセンターの業務を兼ねるため職員を増やすとのこと。よって、事務室の増築改修の設計をするもの。

2項児童福祉費3目学童保育費、保育所運営委託料2,698万円の増は、国の基準額の増によるもの。5目学童保育事業費、用地買収費2,951万円の増は、面積1,604平米、平米単価1万8,400円とのこと。

4款衛生費1項保健衛生費4目健康増進費、健康診査等委託料569万円の減は、コロナウイルスによる検診者数の減。胃カメラ検診はせき込むため、感染防止のため中止。

10款教育費1項教育総務費2目事務局費、学校給食事業特別会計繰出金（新型コロナウイルス緊急助成分）1,050万円の増は、給食を提供できなかった期間の給食費免除後、確保することとなった事業の給食食材費、簡易給食への対応とのこと。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第83号 令和2年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）は、収益的収入及び支出において、支出、配水及び給水費で19万9,000円の減、総係費で40万2,000円の増、共に人件費計20万3,000円の増額補正で、水道事業費の総額を4億2,903万5,000円とするもの。資本的収入及び支出では、支出、資本的支出、配管設備工事費3,000円の追加。この人件費の補正で資本的支出の総額を2億1,534万7,000円とするもの。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第84号 令和2年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第3号）は、収益的収入及び支出において、収入、公共下水道事業収益294万5,000円の増、支出、公共下水道事業費を943万6,000円の減、農業集落排水事業費198万3,000円の減で、資本的収入及び支出で、収入、公共下水道資本的収入1億1,973万円の減、農業集落排水事業資本的収入58万円の減、支出、公共下水道事業費資本的支出1億2,696万7,000円の減、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

以上、報告を終わります。

議長（山畑祐男君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

金谷委員長、自席へお戻りください。ご苦労さまでした。

続きまして、文教厚生常任委員会小池委員長、報告をお願いいたします。

〔文教厚生常任委員会委員長 小池春雄君登壇〕

文教厚生常任委員長（小池春雄君） 報告いたします。

12月1日、本会議におきまして、当委員会に付託されました議案に対して、審査報告をいたします。

12月7日、午前9時半より委員会室において、委員全員、議長の出席、執行より町長、副町長、教育長、関係課長及び事務局長、室長の出席を求め審査を行いましたので、報告します。

議案第74号 吉岡町学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、学童クラブの開始時間及び終了時間の延長、またその根拠となるアンケート結果について多くの質問が出されました。採決の結果、賛成多数にて可決されました。

議案第75号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、採決の結果、賛成多数にて可決されました。

議案第76号 吉岡町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例につきましては、入院費だけでなく医療費の無料化について多くの質問が出されました。採決の結果、賛成多数にて可決されました。

議案第80号 令和2年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、採決の結果、賛成多数にて可決されました。

議案第81号 令和2年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、採決の結果、賛成多数にて可決されました。

議案第82号 令和2年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、採決の結果、賛成多数にて可決されました。

また、文教厚生常任委員会の総括として、コロナ対策として明日の生活に困っている生活困窮支援対策と、学童保育の待機児童の解消について、町の意見を求めました。なお、審査の過程で問題となった事案に対しては、要望書を提出することと決定しました。

要望事項は、1、コロナ対策として町独自の貸付けと給付等の制度の早急な実施を求める。2、学童保育の入所の条件緩和を求める。

以上であります。

議長（山畑祐男君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。
小池委員長、自席へお戻りください。ご苦労さまでした。

日程第3 議案第71号 吉岡町議会議員及び吉岡町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

議長（山畑祐男君） 日程第3、議案第71号 吉岡町議会議員及び吉岡町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第71号 吉岡町議会議員及び吉岡町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第71号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第4 議案第72号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議長（山畑祐男君） 日程第4、議案第72号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第72号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第72号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第5 議案第73号 吉岡町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議長（山畑祐男君） 日程第5、議案第73号 吉岡町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第73号 吉岡町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第73号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第6 議案第74号 吉岡町学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議長（山畑祐男君） 日程第6、議案第74号 吉岡町学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第74号 吉岡町学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第74号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第7 議案第75号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長（山畑祐男君） 日程第7、議案第75号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第75号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第75号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第8 議案第76号 吉岡町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

議長（山畑祐男君） 日程第8、議案第76号 吉岡町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第76号 吉岡町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第76号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第9 議案第77号 延滞金の割合等の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例

議長（山畑祐男君） 日程第9、議案第77号 延滞金の割合等の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第77号 延滞金の割合等の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長(山畑祐男君) 起立多数です。

よって、議案第77号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第10 議案第78号 町道路線の認定・廃止について(撤回)

議長(山畑祐男君) 日程第10、議案第78号は撤回されましたので、削除いたします。

日程第11 議案第79号 令和2年度吉岡町一般会計補正予算(第7号)

議長(山畑祐男君) 日程第11、議案第79号 令和2年度吉岡町一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長(山畑祐男君) 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第79号 令和2年度吉岡町一般会計補正予算(第7号)を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長(山畑祐男君) 異議なしと認めます。

よって、議案第79号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第12 議案第80号 令和2年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算(第2号)

議長(山畑祐男君) 日程第12、議案第80号 令和2年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長(山畑祐男君) 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第80号 令和2年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算(第2号)を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第80号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第13 議案第81号 令和2年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議長（山畑祐男君） 日程第13、議案第81号 令和2年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第81号 令和2年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第81号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第14 議案第82号 令和2年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

議長（山畑祐男君） 日程第14、議案第82号 令和2年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第82号 令和2年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第82号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第15 議案第83号 令和2年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）

議長（山畑祐男君） 日程第15、議案第83号 令和2年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第83号 令和2年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第83号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第16 議案第84号 令和2年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第3号）

議長（山畑祐男君） 日程第16、議案第84号 令和2年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第84号 令和2年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第3号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第84号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程の追加

議長（山畑祐男君） ここで議事日程を追加したいと思います。

暫時休憩し、追加議事日程と議案書を配付させます。

午前9時53分休憩

午前9時55分再開

議長（山畑祐男君） 会議を再開します。

皆さん、お手元に配付されたでしょうか。

配付してあります追加議事日程のとおり、日程を追加することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。よって、議事日程（第4号）の追加1により会議を進めます。

追加日程第1 議案第90号 町道路線の認定・廃止について

議長（山畑祐男君） 追加日程第1、議案第90号 町道路線の認定・廃止についてを議題といたします。

柴崎町長より、提案理由の説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 本日、令和2年第4回吉岡町議会定例会に追加議案をお願いいたしましたところ、日程変更のお取り計らいをいただき、深く感謝申し上げます。

議案第90号 町道路線の認定・廃止について、提案理由の説明を申し上げます。

道路法に基づき、町道の認定及び廃止により道路網の整備をするためでございます。

本議案につきましては、議案第78号として上程させていただきましたが、資料に誤りがあったため、取下げを行った上、再度上程させていただくものでございます。

詳細につきましては、建設課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 町長の補足説明をさせていただきます。

資料の町道路線認定調書の1ページをご覧ください。

議案第78号として上程させていただいた資料に誤りがあった箇所は、こちらの表の整理番号4番、路線番号4502、路線名が東耕地1号線の終点の番地先でございます。番地先の表示を、誤りの「233-5」から正しい「288-4」に修正をさせていただいております。その他、議案第78号として上程させていただいた内容と相違はございません。大変申し訳ございませんでした。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第90号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

ここで、10時15分まで休憩いたします。

午前 9時58分休憩

午前10時15分再開

議長（山畑祐男君） 会議を再開いたします。

日程の追加

議長（山畑祐男君） ここで議事日程を追加したいと思います。

配付してあります追加議事日程の2のとおり、日程を追加することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。よって、議事日程（第4号）の追加2により会議を進めます。

追加日程2第1 委員会議案審査報告（総務産業常任委員長報告）

議長（山畑祐男君） 追加日程2第1、委員会議案審査報告を議題いたします。

総務産業常任委員会に付託した議案について報告をお願いいたします。

総務産業常任委員会金谷委員長、報告願います。

〔総務産業常任委員会委員長 金谷康弘君登壇〕

総務産業常任委員長（金谷康弘君） 6番金谷です。

総務産業常任委員会の審査報告を行います。

本日、議長より付託された議案1件について、直ちに委員会室において、委員全員、議長、執行から町長、副町長、教育長、関係課長、室長の出席の下、審査を行いましたので、結果を報告いたします。

議案第90号 町道路線の認定・廃止については、駒寄スマートIC大型車対応化整備事業に伴う町道の認定・廃止をするもの。

質疑といたしましては、どんな過程で間違えてしまったかということについては、認定路線の終点の精査中に、いろいろと二転三転しておって、そこで記述の間違いをしてしまったということでした。そしてまた、チェック機能についてちょっと質疑がありました。総務課長より答弁があり、ダブルチェックしていたにもかかわらずちょっと間違えてしまったということで、以後気をつけますとのことでした。

審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。以上です。

議長（山畑祐男君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

金谷委員長、自席へお戻りください。ご苦労さまでした。

追加日程2第2 議案第90号 町道路線の認定・廃止について

議長（山畑祐男君） 追加日程2第2、議案第90号 町道路線の認定・廃止についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第90号 町道路線の認定・廃止についてを委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第90号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第17 請願の付託案件審査報告（総務産業常任委員長報告）

議長（山畑祐男君） 日程第17、請願の付託案件審査報告を議題といたします。

総務産業常任委員会金谷委員長、お願いいたします。

〔総務産業常任委員会委員長 金谷康弘君登壇〕

総務産業常任委員長（金谷康弘君） 6番金谷です。

総務産業常任委員会の請願審査報告を行います。

総務産業常任委員会では、12月1日、本会議において、議長より付託された請願1件について、12月4日金曜日、午前9時半より2階大会議室において、委員5名、議長出席の下、審査を行いましたので、結果を報告いたします。

請願第1号 県有施設「群馬県ライフル射撃場」の廃止の中止を求める請願は、請願書には有害鳥獣捕獲業務の中心的役割を担っている猟友会の会員は、鉄砲一斉検査の証明として年3回以上の訓練で群馬県ライフル射撃場を利用し、その領収書が検査証明として使用されており、有害鳥獣捕獲対象になっている猟友会会員にとっても必要な施設です、と記述がありますが、渋川、榛東、吉岡の猟友会は群馬県ライフル射撃場を利用させていた

だいていない等の話があるため、精査が必要とのこと。よって、当委員会では、閉会中の継続審査です。

以上、報告いたします。

議長（山畑祐男君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対して、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

金谷委員長、自席へお戻りください。

日程第18 総務産業常任委員会の閉会中の継続審査の申し出について

（請願第1号 県有施設「群馬県ライフル射撃場」廃止の中止を求める請願）

議長（山畑祐男君） 日程第18、総務産業常任委員会の閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

この件については、請願第1号 県有施設「群馬県ライフル射撃場」廃止の中止を求める請願の意見書提出を要請する請願について、総務産業常任委員会に付託した事件であります。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認め、委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決しました。

日程第19 陳情の付託案件審査報告（文教厚生常任委員長報告）

議長（山畑祐男君） 日程第19、陳情の付託案件審査報告を議題といたします。

文教厚生常任委員会小池委員長、お願いいたします。

〔文教厚生常任委員会委員長 小池春雄君登壇〕

文教厚生常任委員長（小池春雄君） 報告いたします。

12月1日、本会議におきまして、当委員会に付託されました陳情2件に対しまして、12月7日、委員会室において委員全員により陳情2件の審査を行いましたので、その結果を報告いたします。

陳情第1号 父母による子どもの共同養育に関する陳情については、子供の利益が守られるように子供の養育支援という考えは分かりますが、子供の親権の在り方については今

まで培われてきた世の中の情勢等を考えると、まだまだ検討を重ねる必要があると考え、閉会中の継続審査と決定をいたしました。

陳情第2号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情については、委員会審議の結果、不採択となりました。

議長（山畑祐男君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

小池委員長、自席へお戻りください。ご苦労さまでした。

日程第20 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

（陳情第1号 父母による子どもの共同養育に関する陳情）

議長（山畑祐男君） 日程第20、文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

この件については、陳情第1号 父母による子どもの共同養育に関する陳情の意見書提出を要請する陳情について、文教厚生常任委員会に付託した事件であります。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認め、委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決しました。

日程第21 陳情第2号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情

議長（山畑祐男君） 日程第21、陳情第2号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情を議題といたします。

文教厚生常任委員会の採択結果は、委員長報告により不採択でありましたので、これから行う討論は最初にこの陳情に賛成討論を、続いて反対討論の順で発言を許可いたします。

討論を行います。まず、陳情に賛成者の発言を許可いたします。

小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 陳情第2号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情であります。

新型コロナウイルスへの感染が、中国武漢で確認されて今年8日でちょうど1年になります。世界の感染状況はアメリカのジョンズ・ホプキンス大学の集計によりますと、今年7日現在で死者は153万人を超え、累計患者数は約6,700万人に上っています。

感染の拡大が続く地域では、都市封鎖ロックダウンや飲食店の夜間の営業が禁止されるなどの措置が取られています。最も多くの死者が出ているアメリカで、約28万人の感染者は147万人となりました。1日当たりの新規感染者数が20万人近くに達しており、アメリカ疾病対策センターは20日からの1週間だけで最大1万9,500人が命を落とし、死亡が30万人を超える可能性が高いと警告をしております。

国内で感染された新型コロナウイルス感染者は、7日現在、クルーズ船の乗船者を含め16万3,658人に上り、先週より1万5,379人増えました。死者は233人増え、2,373人。患者の増加に伴い、各地で重症化も増え、医療体制も圧迫する事態となっています。

死者の増加が顕著です。1週間で確認された死者は11月2日から8日が48人で、その後2週間は約20人ずつ増え、9日から15日が71人、同16日から22日が93人、同23日から29日は前週比45人増の138人でした。12月6日までの1週間では、1日当たりの死者が40人を超えた日が2日あり、11月29日までの1週間の死者より100人近く増えました。

基幹病院でクラスターが発生している北海道旭川市では、12月に入ってから1週間の死者が20人になりました。1週間で確認された新規感染者数は、11月9日から15日に1万人を超え、その2週間後は1万4,000人台で推移していました。

重症者は大阪が141人で、重症患者の病床利用率は86%となっています。吉村大阪知事は、自衛隊の看護官派遣を要請したと報道されています。政府は北海道、大阪府に看護師を派遣する方針です。まさに医療崩壊寸前です。

今回の陳情は、1として、今後も発生が予想される新たな感染症拡大などの事態に対応できるよう、医療、介護、福祉に十分な財源確保を行うこと。2として、公立公的病院の統合再編や地域医療構想を見直し、地域の声を踏まえた医療体制の充実。3、安全・安心の医療・介護提供体制を確保するため、医師、看護師、医療技術職を大幅に増員すること。4として、保健所の増設、保健師の増員など公衆衛生行政の拡充を図ること。ウイルス研究、検査検疫体制の強化充実。5として、社会保障に関わる国民負担の軽減を求めている診療です。

医療従事者の組合が、現在の窮状を訴え、改善を政府に対して求めているのです。全世界で医療従事者に対して敬意を払い、励ましの意思の表示としてブルーライトの点灯を行っています。これはイギリスから始まったようですが、日本でもスカイツリー、北海道の

時計台でも実施され、全国各地で実施されております。

医療従事者が自分の命も顧みず、命を救うことに専念している人たちに敬意を払い、その要望に応えることは国民、住民の声となっております。住民の代表である議員がこの願意に応えず背を向けて反対することは、住民に対してどのように説明をできるのか、大きな疑問を持ちます。木を見て森を見ずという言葉がありますが、文字のささいな言葉にこだわり、本質に目を向けないことはいかかなものかと思えます。

医療従事者の奮闘に敬意を表し、コロナの収束を願いつつ、議員諸兄に賛同を求め、本陳情に賛成をするものであります。

議長（山畑祐男君） 次に、この陳情に反対者の発言を許可します。

富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 5番富岡です。

安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情に反対の立場から討論いたします。

反対の理由は、陳情項目2の地域医療構想の見直しについて、本町議会から国へ意見書を提出することに賛成できないからであります。この地域医療構想に関してですが、群馬県には群馬県地域医療構想というものがあります。平成28年に群馬県議会の議決を経て、同年11月1日から施行されているものであります。この地域医療構想は、病床の機能分化、連携を推進するとともに、地域包括ケアシステムの構築を念頭に2025年に向けて高度急性期、急性期、回復期、慢性期、在宅医療、介護までの一連のサービスが切れ目なく適切に提供されるよう、医療と介護の総合的な確保を図り、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らせる環境を整備することを目的に策定されています。

また、構想の本文にですが、各地域の医療関係団体や市町村等の代表者で構成する地域保健医療対策協議会を、地域医療構想調整会議として位置づけ、策定段階から様々な意見を伺いながら2025年に向けて取り組むべき施策の方向性を取りまとめ、群馬県地域医療構想として策定しますとあり、陳情にあります地域の声を踏まえた医療体制の充実を図るものであると理解することができます。

また、地域医療構想の位置づけでは、構想の本文に第7次群馬県保健医療計画の一部として位置づけるとともに、平成30年度以降の第8次群馬県医療保健計画に統合し、必要な調査、分析及び評価を行いながら、それぞれの地域にふさわしいバランスの取れた医療機能の分化と連携を推進します。したがって、保健医療を取り巻く環境の変化など、策定後の状況に応じて必要な見直しを行うこととしますとあることから、見直しについては県がすべきものであり、国に見直しを求めるべきではないと考えます。

これらを考え合わせますと、県議会の議決を経て決定された地域医療構想について、その見直しを本町議会として、県を通り越して国に求めることになるので、賛成できません。本町議会として、この陳情項目に意見書の提出をすべきではないと考えまして、陳情2号について反対します。

議員の皆様におかれましては、ぜひ賛同いただきたくお願い申し上げます。

以上です。

議長（山畑祐男君） 次に、この陳情に賛成の者の発言を許可します。

平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） 12番平形です。

私は、陳情第2号について賛成の立場からの討論を行いたいというふうに思っております。

皆さん、お手元に陳情第2号があると思います。そこに下のほうに5項目にわたって陳情項目があります。その一つ一つについて、私の考えを申し上げたいというふうに思います。

1つ、今後も発生が予想される新たな感染症拡大などの事態にも対応できるよう、医療、介護、福祉に十分な財源確保を行うこと。こういうふうにあるわけですね。今、先ほど反対討論に、県の地域医療構想とかありましたけれども、その後なんですよ。このパンデミックは、世界を襲っている、人間に対する脅威なんですよ。だから、今後もしかしたら新しい新型コロナウイルスが出てくるかもしれないんですよ。CSFとか、新型インフルエンザもそれに該当するかもしれません。今のCSFは豚だけですので、人間には害はないというふうに言われてますけれども、そんなことは分かりませんよ。あの球形のタンパク質の中に、人間の細胞の中に入って増殖しない菌が出てこないというふうに言えますか。言えないんですよ。新しいウイルスが出てくるかもしれない。そういうことにも対応できるように、医療、介護、福祉に十分なお金がなければ何もできませんからね。十分な財源を確保してくれと、こういうふうに県を通り越して国に求めるよう、吉岡町議会が意見書を出してくれと、こういうふうに願意はあるんですよ。

もう一つ、公立公的病院の統合再編や地域医療構想を見直し、地域の声を踏まえた医療体制の充実を図ることとありまして、今申し上げましたパンデミックの状況は、今言った反対討論にあった県の地域構想よりもずっと後のことなんです。しかも巨大なんです。恐怖なんですよ。これを言葉尻を捉えるのではなくて、すらっと読んでいただければ、今ある地域構想はあるんですよ。それを見直してもらいたいと。こういうパンデミックの状況にも対応できるようにしてもらいたい、こういうふうを書いてあるわけですよ。どちらか

という、私は読み違えじゃないかなというふうに思いますね。反対討論は。

3番目、安全・安心の医療・介護提供体制を確保するため、医師、看護師、医療技術職、介護職等、要するに医療体制をもっと充実してくれと、大幅に増員してくれというふうに言っているわけですよ。今、大阪とか北海道、先ほどの賛成討論もありましたけれども、どうやってます。自衛隊に応援派遣を要請してるんですよ。そういう事態にならないように、これはどなたか言ってますよ。これは自衛隊に頼むのは最後の手段だと。日本にある医療体制の中で、いろいろな組織がある中で、自衛隊に頼むのは最後だというふうに言っているわけですよ。そうじゃなくて、もっと手前に用意しておくように充実を図ってくださいと、3番目は言っているわけですよ。増員してくれと。

4番目、保健所の増設、保健師等の増員など公衆衛生行政の拡充を図ること。ウイルスの研究、検査、検疫体制などを強化、拡充すること。これイタリアのロンバルディア州を見てください。死者がもう多量にどんどんどん出て、お墓を掘るのも大変な画像がテレビで流れたじゃないですか。あれの原因はといたら、メディアは言っていましたよ。イタリアでは、医療の体制に国家の予算を大分減らしたと。そういうことが根底にあるんじゃないかなと、こういうふうに言っているわけですよ。日本もやはりこういうインフルエンザとか、そういうパンデミックを引き起こすような事態は、その大正か何かのとき、インフルエンザがあったときに教訓にならなくて、やはりそこだけにお金をかけるわけにいかないということで、保健所の統合あるいは公的病院の統合とか統廃合を進めてきましたよ。だけど、ここに来て、見てください。どこの保健所でもみんなあっぷあっぷしてるじゃないですか。だからといって、コロナウイルスがあったからあっぷあっぷしてるんですけども、常日頃やれというふうに、常日頃からそういう保健所を増設しておくということは、増設はそれはお金がかかりますよ。そうなってくるとまずいということで、この4番については趣旨は分かるんですけども、私もある程度バランスよくやってもらいたいなという考えはあります。

それから、5番目、社会保障に関わる国民負担の軽減を図ること。国家予算はパイが決まっていますからね。ここだけに金をかけたらば、どこか減らさなくちゃいけないというのは、これはもう明瞭な話ですよ。ただ、その負担をできるだけかけないようにしてくれと、これはさらっと読むべきじゃないかなというふうに思うんですよ。

ですから、今の1から5の陳情項目について、末葉にいろいろなところが疑問点がある、あるいはここは違うんじゃないかなというところはあるかもしれませんが、この陳情の第2号の願意はですね、もう少し医療体制を充実してくれと、やってくれというふうに言っているわけですよ。それを吉岡町議会が県を乗り越えて国に意見書を出してくれというふうに言っているんですよ。私はその願意を、願意妥当だと思いますね。ぜひこれ

を採択していただいて、意見書を国のほうに送ってもらうように、私の討論、賛成討論ですけれども、皆さんの賛成を同意を得て、よろしくお願ひしたいなというふうに思ひまして、賛成討論を終わります。

議長（山畑祐男君） 次に、この陳情に反対者の発言を許可します。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） ありませんね。

それでは、次にこの陳情に賛成の者の発言を許可します。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） ありませんね。ほかにありますか。ありませんね。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから陳情第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。陳情第2号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情を採択とすることに賛成の議員は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立少数です。

したがって、陳情第2号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情は不採択とすることに決定しました。

日程第22 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第23 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第24 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第25 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第26 予算決算特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第27 地域開発対策特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第28 人口問題対策特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について

議長（山畑祐男君） 日程第22から第28までの各委員会の閉会中の継続調査について、吉岡町議会会議規則第35条により、一括議題にし、採決はそれぞれ分離して行いたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。よって、一括議題と決しました。

各委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各委員会委員長から、吉岡町議会会議規則第71条の規定により、お手元にお配りしました調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

これからこの申出7件を分離して採決します。

まず、議会運営委員会委員長からの申出について、お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、総務産業常任委員会委員長からの申出についてをお諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、文教厚生常任委員会委員長からの申出についてお諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、議会広報常任委員会委員長からの申出についてをお諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、予算決算特別委員会委員長からの申出についてをお諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、地域開発対策特別委員会委員長からの申出についてをお諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。
次に、人口問題対策特別委員会委員長からの申出についてをお諮りいたします。
委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

日程第29 議会議員の派遣について

議 長（山畑祐男君） 日程第29、議会議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付してあるとおり、議員研修のため、議会議員を派遣することに
ことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、配付のとおり議会議員を派遣することに決しました。

町長挨拶

議 長（山畑祐男君） これで本日の会議を閉じますが、以上で令和2年第4回定例会の日程が全
て終了しました。

閉会の前に、町長の発言の申入れを許可いたします。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会の中で審議していただきました議案につきまして、いずれも可決いただき、誠に
ありがとうございます。一般質問や委員会議事においていただいたご意見につきまし
ても、今後の町政執行において留意していきたいと考えております。心より感謝を申し上
げます。

今年1月末の中国武漢での新型コロナウイルス発生報道時には、想像もつかなかった年
の瀬を迎えつつあります。いまだ収束の見通しはつきませんが、感染対策はもとより、生
活に与える影響についての対策について、国や県等と連携を取りつつ対処してまいりたい
と考えております。

一方、自然災害ですが、西日本での水害はありましたが、上陸した台風は12年ぶりに
ゼロという状況でした。しかし、防災に防疫の視点を取り入れ、災害対策に当たらなけれ
ばならないと認識させられた1年でもありました。

寒さも一段と厳しくなり、慌ただしい年の瀬を迎えることとなりますが、どうか皆様にも健康には十分ご留意の上、ご活躍くださいますようお願い申し上げます。

議員皆様におかれましても、また、吉岡町にとりましても、明るい新年を迎えることができますようにご祈念申し上げまして、閉会に当たっての挨拶に代えさせていただきます。大変お世話になりました。ありがとうございました。

閉 会

議長（山畑祐男君） 以上をもちまして、令和2年第4回吉岡町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時47分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

吉岡町議会議長 山 畑 祐 男

吉岡町議会議員 富 岡 大 志

吉岡町議会議員 金 谷 康 弘